通信教育部論集

第 19 号 2016年8月

創価大学通信教育部学会

通信教育部論集

第 19 号 2016年8月

創価大学通信教育部学会

目 次

=++	~—
===	νΞ:
===	νН
ᄪ	//

トインビー対談から世界へ向けての創立者の歩み 一取材同行記者からの視点—	松岡	資	5
PKINT TITLE II W D D D D D D D D D D D D D D D D D	I=41. 3		Ü
論文			
社会的企業の支援における中間支援組織の役割	木村 富	美子	15
言語による価値創造を目指して(1) 一学習言語能力を育てる教育―	山本品	忠 行	35
ブロンズ像の指針・再論 ―『創立者の語らい』の箴言的解読2―	坂本韓	幹 雄	59
オーストリアの王冠証人立法研究序説 ―オーストリア刑訴法 209 条 a を中心に―	池田多	秀彦	79
講演会報告			3
活動日誌[平成 27 年度]			
規約	•••••		. 96
創価大学通信教育部学会会員一覧			. 98

Review of the Division of Correspondence Education No.19, August 2016

Contents

Lecture

The Founder's Journey for World Peace since the Toynbee-Ikeda Dialogue :	
From the Perspective of the Accompanying Reporter	
Osamu Matsuoka	5
Articles	
A Role of Intermediate Organization for Social Enterprise Support	
Fumiko Kimura	15
Value-Creation by Language Education-1:	
The Instruction to Develop Academic Language Proficiency	
of JSL-Students Tadayuki Yamamoto	35
The Guidlines for the Students: Reading to The Founder's Speech	
	59
Die österreichische Kronzeugenregelung, insbesondere um § 209 a StPO	
······ Hidehiko Ikeda	79

The Academic Association of the Division of Correspondence
Education
Soka University
1-236, Tangi-machi, Hachioji, Tokyo, Japan

《講演会報告》

通信教育部学会第18回講演会

トインビー対談から世界へ向けての 創立者の歩み 一取材同行記者からの視点―

講師 松岡 資

2015年8月16日(日) 19時~20時30分 創価大学本部棟 M401教室



本部棟 M401 教室

創価大学通信教育部学会は、毎年、夏期スクーリングの際に、講演会やシンポジウムを開催してまいりました。まずは授業の予復習や試験準備のあるご多忙な中、これまでご参加いただきました学生会員の皆様に厚く御礼申し上げます。

講演会会場の本部棟M 401 教室は満員の大盛況の講演会となりました。冒頭、主催者を代表して本学会会長の花見常幸通信教育部長より謝辞と講師紹介がありました。

第18回講演会は、A・J・トインビー、池田大作著『21世紀への対話』発刊40周年記念の祝賀の意義を込めて開催されました。この対談に、当時、特派員記者として同行した松岡資氏(聖教新聞社編集主幹)を迎え、ご講演をいただきました。講演は、「トインビー対談から世界へ向けての創立者の歩み―取材同行記者からの

視点―」とのテーマのもと、当時の写真等の紹介も織り交ぜて興味深く展開されました。講演会には松岡氏とともに同行されたカメラマンも一聴衆として参加されていました。松岡氏の紹介により会場全体から大きな拍手で歓迎され、講演会はいっそうの盛り上がりを見せました。

トインビー博士と創立者の対談は、1972年5月と1973年5月の2回、行われ、延べ40時間に及びました。松岡氏はこの2回目の対談に同行され取材されました。

講演は、まずトインビー博士の創立者へのオファーによる対談の実現する経緯から始まって、トインビー博士が創立者に期待される対談の様子が明かされました。 講演の後半ではまずこれまでの『21世紀への対話』の世界的な影響について紹介されました。ついで創立者の冷戦下におけるソ連、中国、アメリカ訪問の経過、コスイギン首相、周恩来総理、キッシンジャー国務長官等の要人との会見に言及されました。このようにトインビー対談を原点として、テーマにあるように「世界に向けた」創立者の長途の平和旅がスタートしたことが明かされました。参加者全員が世界平和を願いつつ明日への英気を養う貴重な講演会となりました。

当日、講演会に参加できなかった会員の皆様のために、その模様をお伝えいたしたく、ここに掲載いたします。なお掲載にあたり、講師ご本人により加筆・修正をいただきました。



司会 加納准教授



会長挨拶 花見通信教育部長

トインビー対談から世界へ向けての 創立者の歩み --取材同行記者からの視点--

松岡資

アーノルド・J・トインビー博士 (1889 - 1975) は、「20世紀最大の歴史家」「現 代の良心」と呼ばれ、その主著『歴史の研究』は、「20世紀の名著」と言われる。

1969年(昭和44年)9月、トインビー博士から、1通の手紙が、創価大学創立者の池田先生のもとに届いた。「前回、訪日のおり(昭和42年、手紙の2年前)、創価学会ならびにあなたのことについて、多くの人々から聞きました。以来、あなたの思想や著作に強い関心を持つようになり、英訳の著作や講演集を拝見しました。これは提案ですが、私個人としてあなたをロンドンに御招待し、我々二人で現在、人類の直面する基本的な諸問題について、対談をしたいと希望します。時期的にはいつでも結構ですが、あえて選ばれるとするならば、5月の花が美しい季節がもっとも良いと思います」(9月23日)。

1972年5月、池田先生は、ロンドンの博士の自宅を訪問された。博士との対談は、翌1973年5月にも行われ、2年越し40時間に及んだ。

私は、聖教新聞の特派員記者として、この2年目の対談を取材した。初日、対談開始の1時間前に、カメラマンと一緒に、ロンドン・オークウッドコートにある博士の自宅の玄関前で待機していた。1年ぶりの再会がどのように行われるか、その瞬間を確かめたかったからだ。

三千種類の樹木が生い茂り、小鳥がさえずるホーランド・パーク。この緑の公園

に面した7階建ての赤レンガのフラット(マンション)の5階に博士は住んでおられた。会見の時間が近づくと、知的な風貌、白髪長身、典型的な英国紳士の博士は、自宅の玄関から何回も出てきて、待ち遠しくて仕方がないといった風に、廊下を行ったり来たりされていた。小柄なベロニカ夫人と一緒にエレベーターの前で、本当に嬉しそうに待っておられた。古風なエレベーターが上がってきて、じゃばらの扉が開き、池田先生が両手を広げて出てこられた。博士は、歓待、喜びの声を発し、顔をほころばせ、手を握りしめ、ほおずりをしながら、先生を応接間に案内されていった。前年(1972年)、何日も



松岡資氏

会談をして、先生の人格、識見に魅せられ、いかにこの日を楽しみにされていたかが、よく分かった。

歴史的なトインビー博士との対談は、1972年5月、次のような二人のやりとりで始まった。この時、博士は84歳、先生は45歳。

池田先生は、語り始めた。「私はこの度、トインビー博士と対話できますことを 仏法の探求者として、はたまた、未来に生きる青年の一代表として、心から幸せに 存じております。今世紀、ますます動乱の世界にあって、人類が思索し、疑問とし、 あるいは解決しなければならないと苦慮していることについて、私はこの際ぜひと も博士にお伺いしたいとかねてより思っていました。もしこの対話が、21世紀に生 きる多くの未来の人々にとって、問題解決の何らかの緒になるならば、私にとって、 また、人類にとって、望外の喜びとして考える次第です」。

これに対して、トインビー博士は、次のように応えた。「ミスター・池田、私も長い間この機会を待っておりました。私もまた、来るべき次の世紀というものに照準をあてて、物事を考えています。私には二人のひ孫がおりますが、この子たちは、次の世紀で人生のかなりの期間を生き抜くことになるでしょう。ですから、未来において、私は勿論のこと、あなたさえももはやこの世にいなくなる。それから更に長い時を経たといった時代に、世の中は一体どうなっているのだろうか。このことに、私は大変大きな関心を寄せているのです」。

そして、博士は「イギリスの哲学者バートランド・ラッセル卿が、私と同年齢の84歳の時に言った言葉は、極めて重要——」と言い、「人は自分の死後、起ころうとしていることについて、大きな関心をもつことが大切だ」との言葉を引用されていた。

先生は述べる。

「この世の中で、ある分野で専門的に深い人はいるでしょう。しかし、その個々の 学問・社会活動の根源となるもの、すなわち生命の尊厳とは何かとか、人間とは何 かについて総体的・本質的な視点から見透かす人は少ない。私はこの根源的なもの をずっと探究し続けてまいりました。博士も同様と思いますが……」。

博士は、言った。

「実は、私も、そこの点の話を誰かとしたかったのです。私は、まだ根源なるものを分かったわけではありませんが、このたびの対談でベストを尽くさせていただきます」。

池田先生が、トインビー博士に、座右の銘は何かと聞くと、博士は次のように答えた。「ラテン語で一語、Laboremus、つまり、さあ、仕事を続けよう!という言葉です。私はラテン語とギリシャ語で教育を受けましたので……。西暦211年ローマ皇帝セプテミウス・セヴェルスは、北イングランドのヨークの地で死去しました。皇帝は自らの率いる軍隊に、毎日、モットーを与えるのを常としていました。そして、まさに死なんとする最後の日に、このLaboremus、さあ、仕事を続けようという言葉を与えたのです。セヴェルス皇帝は、大変重い病にかかっていました。しかも彼は温暖な南国リビア生まれでありながら、厳寒の地・北

イングランドで遠征の途にあったのです。しかし、彼は今まさに死の病に伏しながらも最後の最後まで成すべき自分の仕事を続けようとしたのでした。セヴェルス皇帝が、人生の最後の日に与えたこのモットーを、私は自分の座右の銘にしています」。 池田先生は、「ははーん、いい言葉ですね、本当にいい言葉ですね」と感嘆された。

1年目、2年目と対話は、深まり、弾んでいった。2年目の初日は、午前10時から午後3時まで、5時間の対談が続いた。終始、真剣ながら「オウ、オウーッ!」と喜びの声の連発。生命論や仏教哲学について「How do you think about it?」(あなたはどう思いますか)と、先生にしばしば聞いておられたのが印象深い。

博士の背広のズボンは、長身の博士にはやや短い感じがした。「今もっている服で、余生は充分間に合うと思っていますので、その点、妻から新調するように言われるたびに、いつも済まない気がしています。私としては、服は今までの古い服を着ていて、その分、本を買いたいという心境です」と笑っておられた。ベロニカ夫人も「夫は、洋服を作るなら本を買った方がよいと言いますもので……」と言う。夫人はケンブリッジ大学の女性学士第一号。チャタム・ハウス(王立国際問題研究所)での博士の仕事を手伝っておられた。

博士の日課は、毎朝6時45分に起きて、夫人とご自分の二人分の食事を作り、ベッドを整頓して、午前9時に仕事にかかる規則正しい生活。床は萌黄色のじゅうたんが敷かれ、戸棚には哲学書、歴史書がならび、白い壁にはめ込まれたマントル・ピースの前には、前年に先生が贈られた満開の桜の花の金屛風がおかれていた。夫人が「夫も日本のお茶が好物で……」と、この日のためにとっておいたという「玉露」をコーヒーカップにさして、先生にすすめていた。

初日の対談が終わった時、トインビー博士は次のように述懐された。

「あなたとお話をすると、私は、啓発され、感動する。本当の問題点を論じあえる 人間とこのように率直に語れることは最高に価値あることで、学者としてこれ以上 の喜びはない。あなたの話は、人間の生命に関する重大なことであり、しかも観念 論ではなく、すでに現実の諸問題をいかに解決しようかと肉薄する熱い心に満たさ れている。私はあなたとの対談で、私の学問の整理が可能になった」。

トインビー博士が、いかに先生と語り合うことが嬉しいのか、感慨を込めて語ったこの言葉に、良く表れている。

その頃は、よほどのことではない限り、いかなる人とも会わないという84歳のトインビー博士であった。人生の限られた時間を惜しむ中で、先生との対談を、いかに待ちこがれておられたかを知ることができる。

生涯、仕事に没頭した博士の日々を、子息のローレンス・トインビーが、「父の思い出――人間トインビーを語る」(『トインビー生誕100年記念論集――人間と文明のゆくえ――』秀村欽二監修、吉澤五郎・川窪啓資編)で次のように語っている。「父は仕事に没頭していたのである。……父は普通の家庭生活や家族の接触から除外されていた。私にとって父は、本質的に慈愛深い人であったにせよ、縁遠い人物のように思われた。それは私とは異なった面で生きていて、ほんにたまにしかそこ

から降りて来なかったからである。そこで私の父についての想い出は、父が私たちの中にほんの短い間、彼の全く自分だけの強度に知的な生活から休息するために現れて来た場面の記憶に、主としてなってしまうのである」。

『歴史の研究』の発刊で世界中の人々から好評を得たトインビー博士。しかし、その成功に対する嫉妬の故か、権威を誇る学者たちから、いわれ無き攻撃を受けることもしばしばだった。この間の事情については、子息のローレンス・トインビーが、前述の書で、次のように語っている。

「『歴史の研究』の最終の諸巻が出た時、彼に対してなされた苛烈な攻撃、特に英国歴史学会の権威体制からなされた攻撃……(略)これらすべての狂乱によく父は耐え、毅然たる態度をとっていた。しかし父は深く傷ついたと、私は思う。これは戦前の最初の諸巻が好評であったためなおさら傷ついたのである。しかし、攻撃の大部分は嫉妬のせいであったことを父は悟っていたと私は思う。アメリカにおける父の名声、そして『タイム』と『ライフ』が父を支援したために、彼を世界的な人物にしつつあったからである。父は当然のことながらそれを享受し、またそれは非難攻撃の大きなうめ合わせであることが分かった」。「その姿は、彼が全生涯を通じて如何に不屈の人であったかを示していた」。

それだけに、創価学会や池田先生に対しても、他人の評判や噂などから判断されなかった。先入観や偏見を持つこともなく、直接会い、話し合う中で、自らの眼で、真実の姿を見極めようとされていた。

「創価学会に、そしてあなた(池田先生)に多くの批判があることはよく分かっています」と笑っておられた。「しかし、私はそのような皮相な論難は、なんら本質とは関わりあいのないことを、よく存じております」ときっぱり言われていた。

トインビー博士は、大乗仏教に深い関心を寄せていた。博士が来日の折、京都大学で学者と長い時間、話し合いを持たれたことがあった。同席した深瀬基寛氏が博士の第一印象を記している。「トインビー博士が最も日本の学者から聴取したいと思っておられるのは、仏教に関することであるらしい」(社会思想社編『トインビー・人と思想』)。「日本の学者の立場でしばしば矛盾と感じられる、科学的実証精神の必要と危機の克服としての宗教的精神の必要とがいずれもトインビーによって強力に肯定されていることであった」(同上)。

ある日の対談の途中であった。席を立った博士は、隣室の書斎にこもった。しばらくして一冊の本を抱えて戻ってきた。近著『図説・歴史の研究』(トインビー博士自身による主著の縮刷版)であった。扉を開くと精緻な筆跡で献辞が書かれていた。

「私にとって極めて大切な二人の友情と、二人が人類同胞に向ける共通の関心との ささやかなしるしとして |。

博士の、その時の心情があふれ出た言葉であった。それは、池田先生に贈られてきた数々の手紙と同じく、まさに精緻な筆跡であった。厳格、公平、正確、緻密な学問探究に生涯を通して打ちこんできた博士の人格が文字に表れていた。84歳の博士は、45歳の池田先生に、人類の未来を託す思いで、献辞を認められたのであろう。

博士は、午前中の対談が終わったあと、池田先生をバッキンガム宮殿の近くにあるアセニアム・クラブに昼食を招待するために案内された。ロンドンの知的階層が出入りする伝統あるクラブで、会員になる資格は極めて難しいということだった。そこに向かう時、ロンドン市内を博士は池田先生と手を取り合いながら、談論風発の模様で歩かれた。

「私は、ますますフレッシュ(新鮮)な気分で、元気爽快そのものです」と語り、 池田先生に「ロンドンの滞在の気分はいかがですか」と問いかける。先生は「ロン ドンの空気はきれい」と感想。博士は「1916年などは、暗い霧に被われ、歩こうに も先は何も見えなかった」。博士は、三代続いたロンドン子、先生は江戸っ子であっ た。

この時の姿を、著名な写真家の斉藤康一さんが撮影していた。この写真が、後年、「グラフSGI」(SGIの月刊写真誌)の表紙を飾ったことがある。このグラフを掲げながら、池田先生は、学生たちに語りかけられた。その模様を、随筆で、トインビー博士との語らい——21世紀へ開いた「対話の大道」、として書いて下さっている。

「まことに懐かしい、一枚の写真がある。私が、イギリスの歴史家のアーノルド・トインビー博士の手を取って、活気あるロンドン市街をあるいている場面である。……今春(2002年)の創価大学の卒業式の席上、私は、この写真を高くかざした。 創立者として、いかに世界へ『対話の大道』を開いてきたか、その歴史を、後継の卒業生たちに示しておきたかったからである」。

40時間を超える対話と心と心の交流を通じて、トインビー博士の池田先生に対する信頼は揺るぎないものとなった。対談が終わったとき、池田先生は言われた。 「私個人に、池田大作個人に何か忠告があったら、言ってください。大切にいたします」。

それに対して、トインビー博士は次のように答えた。「私が池田さんに個人的なアドバイスをするというのは、ちょっと差し出がましいことと思います。というのは、私は学問の世界の人間であり、池田さんは行動の人であり、極めて重要な組織の責任ある指導者だからです。したがって、私に言えることは、ただ池田さんと私とは、人類が今後どう生きていくべきかについて、見解が一致した。池田さんご自身が主張された中道こそ、今後歩むべき道ということです。

私は、創価学会が遙かなる未来を展望していることを確認いたしました。これは 我々全てが取らねばならない態度です。

このような対談は、世界の諸民族の融和、諸宗教の融合に極めて重要な役割を果たすものと思います。私たちは今、日本人とイギリス人の対話をしてきたわけですが、今後、日本人とロシア人、ロシア人とアメリカ人の対話、なかんずく中国人とロシア人の対話がなされて欲しいと願っています。こうした対話が実現できれば、我々人類が融和一致にするのに大いに役立つことでしょう。多分、創価学会は、こうした対話の幾つかの突破口となれるでしょう」。

いつも、にこにこと笑顔で話しておられたトインビー博士が、この時ばかりは、

厳しいというか、真剣というか、それまでの表情とは変わっていた。未来を、先生 に託したい!というトインビー博士の願いがひしひしと窺えた。

池田先生は、トインビー博士が対談の中でしばしば口にされたイエス!イエス!との言葉を、この時は、先生の方からイエス!イエス!と連発されていた。そして、「非常に広範囲な対談でございました。博士のご努力に対して感謝いたします。大変にありがとうございました」と謝意を述べられた。トインビー博士も「84歳の生涯で、これほどの対談をしたことはない」と心から喜んでおられた。

一切の対談が終わり、博士と夫人は、5階の自宅から、路上まで降りてこられ、別れを告げる先生の車を見送られていた。しばらくして、通訳をされていた医学博士の山崎鋭一さんが、遅れて池田先生の宿舎に戻ってきた。トインビー博士から、一枚のメモを預かったという。次のような伝言が添えられていた。「自分との対談は、これで一切終わりました。21世紀に向かって、このようなあらゆる対談をして、渦を巻いていっていただきたい」。

「池田さんはお忙しいとは思いますが、これは私の友人です。もし事情が許せば、お会い下さってお話をしてくださっても、決して時間の無駄にはならないと思いますが……」。そこには、親しくされている識者の名前が書かれてあった。池田先生は、そのメモを見られながら言われた。「さすが一流の人は、ここまで気を使われるのだね。直接に名前を紹介すると、会わなくてはいけないと相手が負担に感じるといけないと心配されたのだ」。

トインビー博士の厚情に応えるべく、池田先生は、ローマクラブの創設者ペッチェイ博士や世界的な科学者であるルネ・デュボス博士らと相次いで会談された。その後、世界の指導者や識者と 1600回に及ぶ対話を重ねる中で、60冊以上もの対談集を発刊されてきた。その大きな源流となったトインビー博士との対談集『21世紀への対話』(1975年、日本語版発刊)は、世界28言語に翻訳され、発刊され、大きな反響を呼び起こしている。

トインビー博士は、対談集の「序文」で、意見の一致をみた点を4つ挙げている。

- ① 人類史の次の段階では、東アジアが主導権を握ること。
- ② 宗教こそが「人間生活の源泉 | となるべきものであること。
- ③ 人間にとっての永遠の課題は「自己中心性」を克服すること。
- ④ 人間性の向上こそが社会を向上させる唯一の方法であること。

21世紀の人類の進むべき道を指し示したトインビー対談は、チリのエイルウィン元大統領をはじめ、インドネシアのワヒド元大統領や国連のガリ元事務総長など、世界の多くのリーダーの座右の書となってきた。

インドのネルー大学の副総長時代(1979年2月)から、池田先生と交流を深めてきたナラヤナン元大統領は、こんな言葉を寄せている。「私は、池田先生の著作を読んで、自分のスピーチなどのアイデアを引き出してきました。トインビー博士との対談集も精読してきました。読むたびに深い啓発を受けます」。

中国を代表する歴史学者で史学大師と仰がれる章開沅教授も述べている。「対談

集では、人類が直面するさまざまな重大な問題が、非常に深く論じられていました。 対談集を読んだ時から、池田先生にお会いしたいと願ってきたのです。

今や、トインビー対談は、「人類の教科書」との称賛の声が寄せられるなど、多くの人々に読み継がれる中で、希望のメッセージを世界に広げゆくかけがえのない存在となっている。

池田先生は、世界の識者、指導者と対話を続けていった。中国の周恩来総理、ソ連のコスイギン首相、アメリカのキッシンジャー国務長官、イギリスのサッチャー首相、統一ドイツのヴァイツゼッカー初代大統領、ゴルバチョフ・ソ連大統領とも話し合った。トインビー博士は、世界に対話の渦を、と池田先生に託したが、中でも中国とロシアの対話がなされることを願った。冷戦のなかでも、社会主義陣営の中ソが一触即発の危機にもあったことを心配もされたのであろう。

池田先生は、1972年、1973年のトインビー博士との対談を終えるや、翌年1974年5月には中国を訪問、9月にはソ連を訪問しコスイギン首相と会見し、12月には再び中国を訪問し周恩来総理と会見、翌年の1975年1月にはアメリカを訪問し、キッシンジャー国務長官と会見。冷戦、中ソ対立の真っ直中、およそ半年ぐらいの間に、米中ソの3大国を連続して訪問された。

中国と言えば、歴史的な先生の日中国交正常化提言(1968年9月8日)がある。 「日中国交の正常化は、単に日本のためのみならず、世界の客観情勢が要請する日本の使命である、と私はいいたい」と呼びかけられた。

1974年12月5日、周恩来総理と池田先生の会見が行われた。その時の模様を回想した特集番組「周恩来~日本を最も愛した中国人~」が、かつてBSジャパンでテレビ放映された。

以下、その内容を、ナレーションの言葉を交えつつ、概略紹介したい。

――「中国のため、身を削って働いてきた周恩来。だが1974年6月ついに倒れ、 入院を余儀なくされた。膀胱癌、すでに末期だった。入院してから半年、闘病中に もかかわらず、周恩来が病を押してまで会った日本人がいる。当時、創価学会の会 長で、早くから日中国交正常化を訴えていた池田大作だ。当初、5分程度と見られ ていた会談は、30分にも及んだ」。

その時、周恩来の通訳をされ、中国でも要職につかれ活躍された林麗韞さんは、 テレビで、次のように証言している。「お医者さんがメモを私の手に渡して、総理、 会見の時間が長すぎます。お休みください、というメモでした。それをこうお読み になっても、サイドテーブルにメモを残して、また、ずっと話しておられた」。

そして、「周恩来が伝えたかった事とは?」の問いに、林さんは答える。「日中両国人民の世々代々の友好、末長い友好を続けなくてはならない。これを続けなければいけない。これを池田先生にも頑張って頂きたい、という期待、気持ちが、周総理におありにあったと私は思うのです」。

会見の席上、二人は日中友好、アジア、世界の平和について率直に語り合った。 いつしか総理が日本に留学していた頃の桜の話題になった。「50数年前に桜の咲く 頃に日本を発ちました」と総理。「総理、桜の咲くころに、ぜひ、もう一度、日本に来て下さい」と、先生。「願望はありますが、実現は無理でしょう」と総理。翌75年、東京の創価大学で、池田名誉会長は、日本の学生と中国の留学生による桜の植樹を提案。その桜を周桜と命名した。そして、中国の留学生に語った。「これを友好の第一歩として、世々代々に続く友情を生涯かけて育んでいこう」。以上が、番組で紹介された二人の会見の模様である。

その創大への第1期中国留学生と池田先生との約束は、育まれていった。ある時、聖教新聞本社におられる池田先生のもとに中国の要人が訪れた。中国の外務大臣、外交担当の副総理(国務委員)を歴任された唐家璇中日友好協会会長であった。唐氏は、池田先生が第一次訪中の際、李先念副総理と会見したとき、青年として通訳をされた人物で、先生とは旧知の間柄であった。「池田先生、ご壮健、何よりです」「閣下も、ご壮健、嬉しいです」。挨拶が終わると、唐氏は後にいる人物を呼び寄せ、「新しく着任された大使、程永華大使です」と紹介。先生と程大使は懐かしそうに握手。周桜を植樹した中国からの第1期国費留学生6人の中の一人が程永華大使であった。

程永華大使は、2012年4月、創価大学で講演をした。「ちょうど37年前のこの季節に、私たちは創価大学に入りました。池田先生が滝山寮の入寮式に出席されました。日本の桜文化について語り、特に周恩来総理との会見の中でも、桜について語り合われたことを振り返ると共に、キャンパスに周桜を植えることを提案されました。創価大学と中国との交流がスタートしたのは、この時からでした。現在、創価大学は中国の20あまりの大学と友好交流関係を結んで、国の重要な任務を担う人材を次々と養成しております。既に両国の多くの創大卒業生が、中国と日本の各分野で活躍し、両国の協力と交流のために務めております。ここで中国大使館を代表し、謹んで深い敬意と心からの感謝を申しあげます」。

池田先生は10回、中国を訪問されたが、第5次、第6次の訪中に同行取材させていただいたことがある。1980年(昭和55年)4月、先生は、第5次訪中をされた。 北京の中南海に住む周恩来総理の夫人・鄧穎超さんから招待を受けられ、和やかな会談が始まった。鄧穎超さんは語った。「この応接室は、恩来同志が人民大会堂の完成まで、いつもここで外国のお客さまと会った所です。私も、今年になって初めて、この応接室で外国のお客さまとお会いします」。

花々が咲く中庭を案内されながら「外国の友人で、この庭を散策したのは今日で 3人目です。ぜひ池田先生にご覧いただきたいと思っていました」。

歓迎の挨拶では「池田先生がなされる仕事のこと、すなわち、創価学会や創価大学のことをいつも思い浮かべています」と言われていた。

それから4年経った1984年(昭和59年)6月、先生は第6次訪中をされた。人民大会堂で、胡耀邦国家主席と会談。1時間半に及んだ会見の模様は、夜7時の中央テレビのニュースで2分間にわたって、中国全土に放映された。

訪中初日には、人民大会堂で、政治協商会議主席を務めておられた鄧穎超さんが、池田先生を待っておられた。席上、中日友好協会の王震名誉会長から、古代の

「妙法蓮華経」が先生に贈呈された。王震さんは、中国人民解放軍の参謀総長、元帥、国家副主席を務められた要人だが、鄧穎超さんが「王震、王震……」と呼ばれると、声をかけられる事が嬉しいといった表情でニコニコと対応されていた。鄧穎超さんがどれだけ信頼を受けておられたかが垣間見られた。

中国仏教協会の趙撲初会長から、「この経文は古代の梵語、すなわちサンスクリット語で書かれた妙法蓮華経です」と説明された。

先生は「貴国は仏教伝来の恩人の国です」「このご恩は忘れません」と心から感謝された。

またソ連についても、池田先生は、1974年9月に初訪問された。当時、日本では ソ連への恐怖や不信感が根強く、非難の嵐の中での訪問であった。ソ連側も警戒感 を解いておらず、対日政策を一手に担っていたコワレンコ氏(当時、ソ連共産党国 際部副部長)も例外ではなかった。

先生は動じなかった。訪ソの目的を「ともかく人間に合うこと」と決めていたからだ。「ソ連が恐ろしいのではない。知らないことが恐ろしいのだ」と。

その思いを、先生は歓迎宴で披瀝した。「シベリアの美しい冬、窓からもれる部屋の明かり、人々が心の温かさ、人間の温かさを覚えるように、私どもも社会体制は違うとはいえ、人々の心の灯を大切にしてまいることを、お約束します」。

日本と中国の接近を懸念するコワレンコ氏が「なんなら、もう一度、戦争しますか」と脅しをかけても、先生は「日本と中国が条約を結んだ上で、それを上回る強力な日ソ条約を結べばいいじゃないですか」と応じる。

それでも拳で机を叩き、反論を続ける氏に、池田先生は「もっとソ連は大人になるべきです。30年、50年のサイクルで見れば、今やっていることなど小さいことです。時代は変わりますよ」と粘り強く対話を続けた。こうした話の機会を何度も重ねるうちに、コワレンコ氏は池田先生の信念を真っ正面から受け止めるようになり、日本とソ連の民間交流の推進を力強く後押しするようになった。

ソ連崩壊から5年後、コワレンコ氏は、共産党時代の回想録を出版。その中で、 池田先生について、次のような言葉を記している。「(池田氏との)会見や会談は、 私に真の喜びを与えてくれ、私はいつも精神的に豊かになり、日本および日ソ関係 の諸問題についての認識を新たにできた」。

冷戦時代、日本の政財界関係者から「闇の司祭」と恐れられた人物のこの発言に、 日本語版の監修者も驚き、解説文に、こう綴らざるを得なかった。

「創価学会員ならいざしらず、大方の日本人は、こうした *池田観、に異論を唱えるに違いない。私も、彼一流の逆説的な物言いなのかと訝った。ところが、コワレンコ氏は大真面目なのである 。

その後、歳月が経ち、表舞台を退いたコワレンコ氏に対し、政財界の関係者との 交流も途切れがちになった。しかし、先生は、氏を大切にし続け、ある時、夫妻を 日本に招待。長年苦労をかけてきた妻が、嬉しそうに日本の浴衣を着て、心身とも に寛いでいる姿を見た氏は、胸が熱くなったという。 池田先生が初訪ソの際に会見したコスイギン首相も自宅に帰ると「今日は不思議な日本人と会った」と喜び、コワレンコ氏に対し、池田先生との出会いに深く満足し、これからの交流を大切に深めていくように指示したという話も伝えられている。

戦後日本の名物記者24人を紹介した河合史夫氏の『記者風伝』の中に、興味深い逸話が紹介されている。毎日新聞の故・吉野正弘記者のことである。「日本新聞協会賞」「菊池寛賞」「日本記者クラブ賞」の三冠王に輝き、当代きっての名文家と言われた記者である。その吉野氏が中心となり、1975年9月から1976年12月まで、毎日新聞で長期連載された特集が「宗教を現代に問う」であった。

池田先生が、初訪中に続いて初訪ソを果たし、アメリカの政府首脳とも会談を重ねた直後の時期である。この連載で「菊池寛賞」の授賞が決まった翌日、吉野氏は記事の中で、アメリカを訪問した政治記者たちが口にした逸話を紹介した。記者たちがアメリカの国防総省幹部からしつこく質問されたのは、左翼でも自衛隊でもなく、ある宗教団体のことであった、と。

「大量消費社会のようにモノの需要供給で動く世界ばかりでなく、ココロの需要供給で動く世界が存在していることに、もっと目を開くべきだ」。

「政治という表の顔を専ら追って、民衆宗教の世界を含む裏の顔を報道以前のものとして射程外に置いてきた私たちの態度は、ひどくリアリティーを欠いていたのではないか」。

だからこそ、この連載を通し、「日本社会を構造的に捉え直す作業の一環として、 宗教の問題に正面から取り組んでみることにした」と、取材に臨んできた思いを 綴っている。

この吉野氏が驚きを持って紹介した米政府の創価学会への高い関心。それはトインビー博士が「創価学会の興隆は、単に日本だけの関心事ではない。創価学会は既に世界的出来事である」と述べていた通りの姿だったのである。



講演会風景

社会的企業の支援における 中間支援組織の役割

木村富美子

はじめに

医療、福祉、教育、環境、文化などの幅広い分野で、山積する様々な社会的課題に対して、ビジネスの手法を活用するなど多様な方法で課題の解決に取り組み解決を図ろうとする組織、事業体として社会的企業、NPO(Non-Profit Organization)など民間の営利・非営利組織が注目されている。社会的企業は、資金、ボランティア、専門知識・専門スキルなどの諸資源を社会から調達し対象とする課題の解決にあたる。さらに、社会的課題の解決を図るのみではなく、解決過程で周囲を巻き込み解決の提案を通じて社会を変える主体であるとも認識されている。社会的企業の代表的事例には2006年にノーベル平和賞を授与されたムハマド・ユヌス(2008)のグラミン銀行、英国のビッグイシュー(www.bigissue.com)、米国のティーチ・フォー・アメリカ(www.teachforamerica.org)などが挙げられる。起業準備、活動開始、事業継続などの一連の活動を円滑に進め、事業を継続していくためには多様な支援が不可欠である。そのためにも支援組織が果たす機能や役割に関しての整理が必要であると考える。

社会的企業は資源提供者から「志ある資金」を調達し課題を解決するために、組織運営の透明性や資源・資金の使途に関する説明責任を果たすことが求められる。また、他組織との連携、情報発信、情報公開に対応できる体制の構築・整備も必要である。したがって本来事業の遂行と合わせて、経理・総務などの一般事務処理能力も不可欠であり、持続的な事業遂行には、さまざまな機能を果たす必要がある。木村ら(2015)は社会的企業とその支援組織との相互関連に関して認定 NPO 法人を取り上げ、その活動事例をもとに起業から事業継続の各段階で必要な支援、および他組織(他の NPO、企業、地方自治体)との連携・役割分担などについて検討してきた。日本の社会的企業が課題解決に取り組む中では、寄付・ボランティアの仲介や資金調達などの支援が重要である。本論文では、これらの支援にはどのようなものがあるのか、また、支援組織や支援活動が有効に機能するために必要な条件は何かを明らかにする。なお、以下では、非営利組織を NPO、1998年施行された特定非営利活動促進法(以下 NPO 法)に基づき認証された法人を NPO 法人と表記する。

本論文の構成を以下に示す。第1章で社会的企業の台頭の背景と経緯を整理し、 社会的企業の機能、定義を示す。次に第2章で社会的企業を支援する中間支援組織 に関する先行研究を概観し、第3章で中間支援組織の機能について検討する。第4章では支援を必要とする組織について NPO 法人財務データベースを用いて現状と課題を確認し、第5章で考察と今後の課題を示す。

1 社会的企業台頭の背景と経緯

1.1 社会的企業とは何か

財政支出削減の影響を受け公共財・サービスの供給が不足しがちとなり、解決すべき社会的課題が山積している。政府に頼らず行動しようという背景には、宗教的団体、慣習、ボランティア精神(自発的行動)などもみられる。不足しがちな公的財・サービスへの対応としては、1995年の阪神・淡路大震災後に活発になった寄付、ボランティアや草の根活動団体の活躍、NPO法人の増加などがあげられる(山内ほか、2010)。

ポランニーは、市場交換、再分配、 互酬を経済的交換の諸類型として挙げ ている(Polanyi、2003)。社会的課題 にはこの3類型がかかわってくる。営 利組織は市場での交換を通じて活動し、 行政組織は税の徴収と公共財・サービ スの提供に関して、主権者の合意形成 に基づき行動する。非営利組織は社会 問題の解決という使命を重視し、市場 における交換や対価を求めないチャリ ティも含めて課題に取り組む(図1)。

非営利組織が事業を継続するために

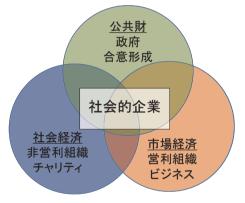


図 1 社会的企業台頭の背景

は資源の継続的動員が不可欠であり、収益獲得のための事業化に重点が置かれはじめ非営利組織の「商業化」が進展した。米国ではレーガン政権以降の連邦政府の規模と機能の縮小があげられ、英国では新労働党政権が誕生した後の2000年以降、政府は社会的排除の解消と公共サービス改革の面から社会的企業を推進し、「大きな政府」から「小さな政府と大きな社会」とも言われている(Borzaga, OECD、谷本)。

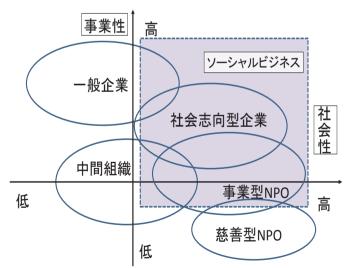
日本における社会的企業の流れは、小泉内閣時代から経済産業省のもとで、雇用対策、地域活性化として進められてきたコミュニティビジネス、ソーシャルビジネスの延長線上にあるとされる(田中、2011)。これらの新たな担い手が、単に行政の下請け的役割を担わされるのではなく、行政とのパートナーシップによる課題の解決を担う主体となることが望まれる。社会的課題を解決するためには、法制度、税制、社会的金融、支援組織など、社会的企業が活動するにあたっての法的・経済的な環境整備の必要性が指摘されている(OECD、谷本、塚本)。

欧州では福祉国家の後退により従来は政府が担ってきた公共財・サービスの提供

を民間も含めた「サードセクター」がその役割を担うことで「新しい公共」という概念が提起された(Lipietz, OECD)。日本では、先の民主党政権の鳩山内閣の下で英国において提起された新しい公共を、歳出を削減しつつ社会サービスの質の向上を実現するための施策であるとして「新しい公共」円卓会議を発足させた。新しい公共の目的は、①行政機能の代替、②公共領域の補完、③民間領域での公共性発揮、④中間支援機能、の4つの機能があるとされている(奥野)。社会的企業が新しい公共の担い手として、注目されているが、これらの課題には、ビジネスの手法による解決がなじみにくい点が指摘される。すなわち、①受益者から対価を得にくい、②公的な補助、契約の対象となりにくい、③サービス対価を支払えないグループの排除、④ソーシャルキャピタル(社会関係資本)の強化への無関心、⑤制度的類型化の圧力を受けやすい、である(塚本、2011)。

日本において、社会的企業と同様の文脈で用いられる用語に、ソーシャルビジネス, コミュニティビジネスがある。経済産業省『ソーシャルビジネス研究会報告書』(以下, 経産省報告書)や谷本は、①事業性(ボランティアではなく、ビジネス)、②革新性(イノベーション、新しい仕組み)、③社会性(社会的使命、社会的成果、社会的課題にかかわる新しい秩序や規範を創出していく能力)、をソーシャルビジネスの要件として挙げている。社会的課題の解決をビジネスチャンスとしてとらえ積極的に事業性を確保しつつ、自ら課題を解決しようとする活動であり、従来のボランティア(慈善型 NPO)とは異なる主体、活動形態であるとしている。さらに、コミュニティビジネスは地域での小さな事業活動であるとし、要件は③の社会性のみとしている(経済産業省、谷本)。

図2は社会性と事業性の2つの軸により組織を分類し社会的企業の位置づけを示



出所:経済産業省(2008)『ソーシャルビジネス研究会報告書』

図2 社会的企業の位置づけ

1.2 社会的企業の事例

米国の社会的企業は収益獲得のための事業化に重点があり、Ben & Jerry's Homemade Inc., Working Assets など社会的使命を持った営利法人による事業体(社会志向型企業)の活動が注目されている。また、1980年代以降の小さな政府の流れは「事業型 NPO」を生む要因ともなった(塚本、2008)。英国ではホームレスによる雑誌の路上販売という手法でホームレスの自立を支援するビッグイシュー、フェアトレード飲料を販売するカフェ・ダイレクトなど、様々な分野で社会的企業が地域活性化や雇用創出に貢献している(塚本、2008)。英国の社会的企業の主な形態には保証有限責任会社(Company limited by guarantee: CLG)、株式会社(Company limited by shares: CLS)、産業・共済組合(Industrial and provident society: IPS)、コミュニティ利益会社の4種類がある(Borzaga)。

営利組織が社会的課題に取り組む場合、CSR(Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任)に関する考え方の差が社会的企業の在り方にも反映される。米国の CSR は企業市民の概念が基盤となり、企業の施設を地域住民に開放するなどの地域貢献や、寄付行為など企業が社会に対して果たすべき社会貢献活動を意味する面が強い(木村、2008)。米国の特徴は、CSR と経営倫理を明確に峻別していることである。経営倫理は不祥事がもたらす危害の予防に重点がおかれ、内部組織が対象となる。一方、CSR は企業市民として良い行いをすることの促進に重点がある。最近では、グーグル社の取り組みに見られるフィランソロ・キャピタリズム(社会貢献的資本主義)という概念も注目されつつある。同社は営利組織の枠組みのなかで、既存企業の社会貢献や社会的企業をはるかに凌駕する規模で公益に貢献しているとされる(須田)。

欧州の CSR の特徴は政府の役割が大きいことである。「格差社会の進展を、企業活動の影響の結果とみなし、その是正のための取り組みを CSR とすることが共通の理解」になっている(木村、2008)。英国では、社会的経済の分野における企業家精神を認知し促進することを主たる目的として、2005年にコミュニティ利益会社(Community Interest Company: CIC)に関する法律が発効した。事業の内容は社会的財・サービスの供給であるが、その使命は、排除者・弱者の雇用であり、2005年から 2008年9月までに 2,150社が登録された。

1.3 社会的企業論

社会的企業の意味・定義については様々な立場から論じられ議論は継続している。「社会的企業」「社会イノベーション」「社会的起業家(social entrepreneur または social entrepreneurship の訳)」、など様々な異なる用語が用いられる一方で、それらは、あいまいで実用に耐えるものではないとも指摘され、普遍的で一般的な定義はまだないとされる(Borzaga、OECD、谷本、塚本)。理論面では、組織論、準公共財の供給理論、シュンペーター、ドラッカーなどの企業家精神、イノベーションなどがあげられ、事例研究では、社会の変革をもたらすチェンジメーカーとして、非営利、営利にかかわらず、様々な分野における取組事例が紹介されている

(Drucker, 奥野, 露木, 渡邊)。しかし, 普遍的な定義が存在しないため, 基本的データ(各国の社会的企業の数, 雇用者数, 市場規模など)が未整備であるとの指摘がある(山内ほか, 2010)。

社会的企業論に関しては、欧州と米国の2つの異なった見解が存在する。欧州で は、1970年代のフランスで経済成長重視への反省として「豊かな社会の新しい貧 困」として移民問題、若年者の高失業率などの問題が提起された。貧困、障害、長 期失業などの困難を抱えた人々が労働市場や地域社会から排除される現象を「社会 的排除」と捉え、排除された人々を再び社会に統合していく「社会的包摂」は今日 ではEU域内共通の社会政策ととらえられるようになった。欧州では「社会的排 除 | と「社会的包摂 | に取り組む企業を社会的企業として支援している (Borzaga)。 これに対して、米国では政府予算の削減や民間からの寄付の伸び悩みによる NPO の商業化、営利化、企業化などから社会的企業の議論が始まった。しかし、 次第にイノベーションの担い手としての社会的企業家に焦点が移り、社会的企業家 としての条件が示された(塚本. 2011)。すなわち、①事業性、②革新性、③社会性、 をソーシャル・アントレプレナーシップとし、社会的企業家や企業を興すために必 要な能力に焦点を当てている。社会的企業の商業化の肯定的な側面に注目し、非営 利組織研究の新しいアプローチ(企業家的側面への注目など)が提起され、企業化 概念を踏まえ社会的企業家を社会的セクターにおける「チェンジ・エージェント (change agents)」とみなし革新性をみる(渡邊)。しかし、社会的企業家は、営 利企業の企業家精神とは異なり「社会的イノベーション」志向が強い。商業的な方 法と社会貢献的(フィランソロピー的)方法のハイブリッドであり、非営利組織の 新しいモデルともいえ. 「社会的インパクト」を最大化するビジネスモデルである。 「真の社会的企業家は社会的便益のみならず、共有価値(shared value)を創造す る能力によって評価されるべきである」との主張が紹介されている(須田、塚本、 露木)。さらに. 社会的課題の解決と収益の向上を同時に追求する新たなマーケティ ング手法(Cause Related Marketing: CRM = コーズ・リレーテッド・マーケティ ング)が普及しつつある。これは特定の商品を購入することが環境保護などの社会 貢献に結びつくと訴える販売促進キャンペーンであり、最終的には企業のイメージ アップ・収益拡大が目的である(寄付白書, 鵜尾)。さらに「社会貢献」「社会志 向 | という新しい付加価値を加えることにより、一般の営利企業によるマーケット 拡大戦略と同列にとらえられ、これらも含めて社会的企業論が展開されている(須 田)。

谷本は社会的課題の解決を使命として設立された会社を「社会志向型企業」と定義し、米国では1980年代から社会的課題の解決をビジネスとして取り組もうとする会社が台頭したことを示している(2006)。本論文では「社会志向」を利益優先ではない態度、トリプルボトム(環境・経済・社会)を追求する態度とし、利益を優先する「市場志向」に対比する態度と定義する。また、企業の「社会貢献」は社会のためになるように力を尽くすことと定義し、企業が行う芸術・文化の援護活動(メセナ)や企業が行う慈善活動(フィランソロピー)なども含む広い概念として

用いる。

米国の社会的企業は事業収入を主たる収入源とし、寄付や会費は不安定な財源とみており、個人、助成金、政府からの委託金に依存している限り自立も持続もできないとの主張がある(Dees)。Dees は資金調達環境の変化がNPOの商業化をうながし、社会的企業は社会的目的とビジネスの手法を融合させたハイブリッド組織であり、純粋フィランソロピーと純粋なビジネスの中間に位置づけられる混合セクターであるとしている(1998)。一方、欧州の社会的企業は「社会的排除」の課題への対処を背景として展開してきたため、公益を尊重し、米国と比較すると委託金や補助金などの公的資金比率が高いという特徴があるとされる(OECD、谷本、塚本)。Kerlin は米国と欧州の社会的企業論の比較検討を示した(2006)。表1に米国と欧州の比較を示す(Evers、Kerlin)。

比較項目		米国	欧州	
	重点的な活動	収入の増加	社会的便益	
	一般的な組織	NPO (501 (c) (3)) (注)	協同組合	
	主な対象	非営利活動全般	対個人サービス	
	社会的企業のタイプ	多数	少数	
Kerlin	受益者参与	限定的	共通 (common)	
	主な支援	民間基金	政府/ EU	
	研究分野	経営,社会科学	社会科学	
	関連分野	市場経済	社会経済	
	法律の枠組み	不十分	さまざまな工夫により改善し つつある	
Evers	利潤分配の原則	利潤非分配制約を中心とした 立場にたち,協同組合,共済 組合を除外		

表 1 社会的企業論の比較(米国、欧州)

出所: Evers, Kerlin より作成

注:米国の内国歳入庁が規定する501条(c)項(3)号団体として認定された寄付金の控除団体 (NPO)

1.4 社会的企業の機能

課題解決の具体的な手順は,①課題の発見,②解決案(計画案)の作成,③解決案(計画案)の実行,④実行結果の評価,として示すことができる。課題の発見では、問題を抱えている主体からの問題提起(相談・苦情・陳情)など何らかの情報発信があり、これを感度よく認知できるか否かが重要である。課題を認知し問題の定義ができれば、解決案作成など課題解決のための計画作成の段階に移ることができる。この段階では到達目標の明確化、必要な資源の見積もり(人手・資金・資材など)、工程表、役割分担・連絡体制などの整備・確認を明確にする必要がある。実行時には資源調達力と実行力とが大きな役割を果たすが、現実に実現されている状況と計画案との比較も行いつつ、必要に応じて計画の見直しなどの対応が求めら

れる。結果の評価には当初の目的が達成できたか否かの判断基準とすべき評価指標などが用いられる。

上記4段階の手順を通して課題解決にあたるには、不確定要素などもあり、各段階で試行錯誤が必要となる。行政は単年度予算・会計年度など制約が多く、確実な計画案であれば採用可能であるが、試行錯誤を伴う計画案は見送られがちとなる。また、営利企業の場合も試行錯誤の許容力が大きいとは考えにくい。したがって、イノベーション力を持つ「社会志向型企業」や、社会的使命を持ち多様な資金源・資源を活用し課題解決をはかろうとする「事業型 NPO」などの社会的企業は、これらの課題を解決するのにふさわしい担い手であり、社会的企業が課題を解決する過程で課題解決手法の提案・普及が可能ではないかと考える。具体的には、モデル提示(類型化)、情報の共有(事例集)などが考えられる。新たな課題の認知・定義・計画作成などは行政の課題発見・解決機能の補足や政策形成へのヒントの提供とも考えられる。また、課題解決手法の提示はイノベーション、ビジネスチャンスとして、新たなビジネスモデルの提示ともいえる。課題解決の各段階で解決へのヒントを示すことも社会的企業の機能の一つといえよう(図3)。



図3 社会的企業の機能

1.5 社会的企業の定義

「企業」とは生産・営利の目的で生産要素を総合し、継続的に事業を経営する主体であるとされ、私企業と公企業とに分類される。私企業は民間人が出資・経営する企業であり、利潤の蓄積・株主への配当を主たる目的として営まれる。一方、公企業は、国・地方公共団体などにより所有・経営される企業であり、造幣・水道事業などが例として挙げられる。社会的な課題の解決に取り組む事業体として、従来の私企業、公企業の分類枠におさまらない社会的企業という概念は1980年代後半から1990年代に欧米で提起された(Borzaga、OECD)。

社会的企業や、その活動を支援する人々、社会的事業や社会的責任投資(Socially Responsible Investment: SRI)の実践者、NPO、NGO などは、社会的課題解決の担い手である(Evers、木村、塚本)。また、社会的責任投資は CSR の外部評価の一つともいわれ社会的責任をよりよく果たす企業を評価し投資することで当該企業を支援する動きとして注目されつつある(Dees、木村、2008)。今日の企業は環境

保全のみならず、社会にも配慮した企業であることが求められ、経済・環境・社会への配慮が不可欠となってきた。企業を取り巻く様々なステークホルダーと最適なコミュニケーションをとり、協働して問題を解決していくことが持続可能な社会の構築にとって重要であるとされる(Lipietz)。

社会的企業の定義に関して、Defourny は以下の9項目をあげている(Borzaga)。
①財・サービスの生産・販売を直接行う、②経営的に高度の自律性を持つ、③安定的な財源の保証がなく経営者がリスクをとる必要がある、④ボランティアだけでなく有給のスタッフがいる、⑤コミュニティの利益のために活動し社会的責任を果たす、⑥意思決定が拠出資本比例ではなく、一人一票の原則による、⑦コミュニティの共通の利害のために活動する市民のイニシアティブにより運営される、⑧利潤分配が制度的に禁止または制限されており、利潤の最大化行動をとらない、⑨多様なステークホルダーの参加を得て、地域民主主義の強化を目指す、である。上記の①~④は経済的基準、⑤~⑨は社会的基準である。

OECD は社会的企業の特徴を、①財・サービスの供給により社会問題の解決を目指す、②経済的なリスクを引き受ける、③有給の労働者を雇用している、④「一人一票」による意思決定を採用している、⑤利益分配における制約がある、の5つとしている。また、政府から経済的に自立することは求められていない。すなわち、社会的課題の解決への取り組みを優先する事業体としいる(OECD)。

欧州の定義の特徴は、社会性に優位を置いていることである。英国政府の定義「社会的企業とは、社会的目的を一義的に有する事業体であり、出資者や所有者の利益最大化の要求によって動機づけられたものではなく、その余剰金は主としてその事業目的もしくはコミュニティに対して再投資されるもの」や、EMES(L'Emergence des Enterprises Sociales)の定義「社会的企業は民間の独立した組織であり、地域社会の便益を高める明確な目的を掲げて財・サービスを供給するものであり、市民グループが所有または管理する組織であって、投資家の利益を厳しく制限しているもの」に示される。英国における社会的企業の意味は「社会的目的をもって商取引に携わる企業であり、社会的排除の危険性がある人々のために尽力する企業であって、株主のために尽力する企業ではない」とされる(Borzaga)。最近では、「社会的企業は社会的目的」実現のために活動し、その活動を継続するためには「経済的側面の安定が重要であり不可欠である」とするハイブリッド定義が採用される場合が多く見受けられる(塚本、2011)。

本論文では、社会的企業は市民活動や社会運動とは異なり、社会的な課題の解決に向けて社会の諸資源を動員し課題の解決に取り組む事業体であると考え、社会的企業を以下のように広義に定義する。①社会的課題の解決を図ることを目的とし、②社会の諸資源を動員し社会的課題を解決する事業体である。

2 中間支援組織の先行研究

2.1 社会的企業と中間支援組織

社会的企業が求める資源と資源保有者(潜在的資源提供者)からの提供内容は多様でありマッチングには仲介などの機能が必要である。社会的企業には営利組織(社会指向型企業)と非営利組織(事業型 NPO)があり、これらの支援者・パートナーには個人、民間の団体・組織、企業の CSR、行政などが考えられる。自らの希望に適った組織に資源を提供したい支援者・パートナーは潜在的資源提供者であり、活動のために資源を求めている社会的企業とのマッチングが重要になる。中間支援組織には資源のマッチングを調整し仲介の役割を果たすとともに、コンサルティング機能や社会的企業育成への関与も望まれる。また、中間支援組織が提供するネットワークの活用により資源提供者と社会的企業間の交流も可能となろう(図4)。

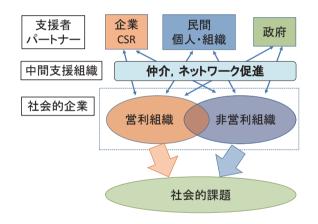


図4 社会的企業と支援者

2.2 中間支援に関する先行研究

中間支援組織についても社会的企業と同様に定まった定義はなく,さまざまな機能が示されている(表2)。山内(2010)は「ヨーロッパで中間支援組織は中央政府機関と地方市民社会組織の間の組織をいう」とも示している。吉田(2004)は米国の中間支援組織の中で日本の中間支援組織に近い機能を示す一方,支援パターンによる分類(活動領域特化型,インフラ整備活動などの支援機能特化型),設立パターンによる分類(事業発展型,支援を本来の目的とする本来型)を示している。田中(2005)は経済理論の枠組みから、中間支援組織は資源の提供・調達に要するトランザクション・コスト(物理的コスト,合意形成に要するコストなど)の軽減を命題とするとした。コスト軽減に直接・間接的に貢献する諸機能の発揮が資源提供機会を創出し、促進・発展させるとしている。青木(2015)は財務統計調査を活

用したマクロ的視点、評価システムを活用した個々の事業体に関するミクロ的視点からのアプローチを示した。

提唱者	機能	備考		
 山内直人	経営資源の仲介	人材, 資金, 情報		
	NPO 間のネットワークの促進			
	Intermediary	助成財団など資源提供者と NPO の仲介		
吉田忠彦	Management Support Organization : MSO	マネジメント上の相談,コンサルティング,人材派遣,教育・研修の実施		
	Infrastructure Organization	情報提供, ネットワーク化推進, 制度の整備などの政策提言		
田中弥生	トランザクションコスト軽減	探索コスト, 交渉コスト, モニタリングコスト		
	評価機能	NPO 自身の発展のため		
青木孝弘	アドボカシー機能	財務統計調査を活用したマクロ的視点		
	マネジメント機能	個々の事業体に関するミクロ的視点		

表2 中間支援組織の先行研究

出所:筆者作成

本論文では上記の吉田、田中を参考とし中間支援組織とは社会的企業に対して、 ①経営資源の仲介、②社会的企業間のネットワークの促進、③マネジメント上の相談およびコンサルティング、の機能を提供する組織であると定義する。

3 中間支援組織の機能

3.1 支援の考え方と種類

社会的企業が必要とする支援は、①経営資源の仲介、②社会的企業間のネットワーク促進、③マネジメント上の相談およびコンサルティング、と考えられるが、

必要とする支援は各々が取り組む事業の種類や段階により内容は異なる。図5に段階別に必要とする支援の概要を示す。経営資源には人、物(財・サービス)、資金、情報が挙げられる。経営資源の種類、マネジメント上の相談内容、必要とする専門職能なども事業の種類や段階により異なる(表3)。

田中(2011)は米国における事例を とりあげ、人材・資金・情報の3種の 資源の仲介に関して、資源提供者サー

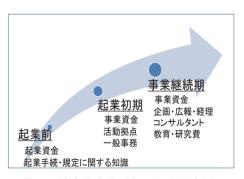


図5 社会的企業が必要とする支援

段階	経営資源					
FXPB	人	財・サービス	資金 情報		一 その他	
起業前	代表者、役員、スタッフなど	企画・立案 (設立趣旨書・定款など) 一般事務 (事業計画書・活動予算書など)	起業資金	起業手続 規定に関する知識	活動拠点	
起業初期	代表者,役員,スタッフなど ボランティア	一般事務・決算書類 財務・経理・労務・広報	経費 事業運営資金	活動領域の情報 資源の情報 支援組織の情報	活動拠点 事務所	
事業継続期	代表者、役員、スタッフなど ボランティア、プロボノ (マネージャ、専門職能)	一般事務·決算書類·企画書 財務·経理·労務·広報 企画·立案·渉外	経費 事業運営資金 研究・開発資 金	活動領域の環境情報 資源の情報 支援組織の情報	活動拠点 事務所 コンサルタ ント	

表3 社会的企業に必要な支援

出所:筆者作成

ビス型(以下資源提供型と表記),民間非営利組織育成型(以下育成型と表記)に分類し、それぞれを効率指向型と使命追求型に分けて4分類とし、代表的な組織について以下に示すように活動の詳細を報告している。

人材:退職者と高齢者のためのボランティア・プログラム(Retired and Senior Volunteer Program): 1967年開始。使命追求型・資源提供型。55歳以上の退職者と高齢者がボランティア活動に参加できるプログラムの開発・斡旋。

資金:クリーブランド財団 (The Cleveland Foundation):1914年設立。使命追求型(資源提供型,育成型の2役)。市民の遺産・寄付などを信託制度により運用し民間の非営利組織を助成。また積極的な募金活動・専門家による戦略的助成活動も展開。

情報:財団センター(The Foundation Center):1956年設立。効率指向型・育成型。助成に関する資料ライブラリー。現在では被助成者のみではなく、助成者、リサーチャー、メディア関係者も利用。全国チャリティ情報センター(National Charities Information Bureau: NCIB):1918年設立。効率指向型・資源提供型。民間非営利組織の評価専門機関。寄付者のための番犬と呼ばれ民間非営利組織の活動を評価し、その結果を寄付者に提供。

槇(2011)は1980年設立のアショカ財団(ASHOKA)の活動を紹介している。 財団は「システミック・チェンジメーカー Systemic Changemaker」を見つけ出 し、「アショカフェロー AshokaFellow」として認証し、ASHOKAネットワークに 入れこむ。Systemic Change とは、社会の問題の現象面の緩和(従来的なチャリ ティ)ではなく、「現象面の不具合を生み出している根本的な問題を変革する仕組 みを実施することによって促される大きいスケールの変革」を意味する。さらに、 必要な場合は生活費援助を提供するほか、取り組みの拡大のための法務などの専門 家がプロボノ支援にはいる。AshokaFellow は営利・非営利を問わず、その活動内 容により認証され、90カ国にわたり約3,200人の Systemic Changemaker が選出されている。

3.2 日本の支援組織

治体である(2012)。

日本における支援組織には、NPO 支援センター、社会福祉協議会、行政、助成 財団、などの種類がある(山内ほか、2010)。また、企業では社会貢献活動として の支援もみられる。

- (1) NPO 支援センター: NPO 支援センターの条件は、① NPO を支援し、②分 野を特定せず、③常駐の事務所があり、④日常的に NPO に関する相談に応じられ る職員がいること、とされる。表4に 示すとおり設置主体の70%以上が自
- (2) 全国社会福祉協議会:民間の社 会福祉活動推進を目的とし1951年に 制定された社会福祉事業法(現在の 「社会福祉法」)に基づき設置されて いる。ボランティアと市民活動を支

表4 設置主体別の支援センター数 (2012)

設置主体	団体数	比率 (%)
民間	80	23.6
社会福祉協議会	12	3.5
自治体	247	72.9
合計	339	100.0

出所: 日本 NPO センター (2012) をもとに作成

援するボランティアセンターを組織内に設け担当者を置いている。市町村合併前の 2002年には約3,400ヵ所存在していたが、合併後の2010年には1,965ヵ所に減少し 担当職員も少なくなっている。①ボランタリー組織向け調査.②ボランティア個人 向け調査, ③個人向け調査(ウェブサイトによる調査), の3種類を2002年, 2009 年に実施し報告書を公表している(2011)。

- (3)行政による支援:2010年度には政府による「新しい公共支援事業」ガイド ラインが決定され.「NPO 法人会計基準 | 「ファンドレイザー | の育成などが例示 されている。行政による支援のプラス面には市民の自治への参画、協働、などがあ げられるが、マイナス面として安上がりのアウトソーシングとの懸念が指摘される (山内ほか)。
- (4) 助成財団:寄付者の資金を事業実施者に提供する組織である。助成財団セン ターは以下の事業を行う団体を助成財団と定義している。①個人や団体が行う研究 や事業に対する資金の提供、②学生、留学生等に対する奨学金の支給、③個人や団 体の優れた業績の表彰と賞金等の贈呈、である。助成事業以外に自主事業も行って いるが52%の財団では助成事業費の割合が70%以上となっている。事業の中心は 助成であり、その中心は研究助成と奨学金である。日本の助成財団は研究開発、教 育分野を重点的に助成している(2012)。
- (5) 企業による支援:企業の CSR 活動, NPO 法人とのパートナーシップ, 社員 のボランティア、CRM などがあげられる。

3.3 中間支援組織に求められる機能

先に示したとおり、日本の中間支援組織が提供する機能は、情報提供・アドバイ スが中心であり、米国の支援組織のように資源別の仲介、組織の育成、評価などの 機能はまだ不十分な状態である。社会的企業自体の自立・成長・発展のためには、 田中(2005)が紹介する育成型,吉田(2004)が紹介する MSO 機能を提供する中 間支援組織の役割が期待される。また、事業継続期・発展期の社会的企業は自己の 経験を踏まえ、初期段階の社会的企業のロールモデルとしての役割が果たせることも考えられる。これは吉田(2004)が示す「事業発展型」支援組織といえる。

支援先が明確な提供者は社会的企業に対して寄付・ボランティアの提供,会員としての継続的支援などの直接支援が可能である。しかし,支援の意思はあるものの,意向に沿う事業を実施しているのは,どの組織・団体なのかがよく分からない場合,あるいは,支援先などの情報が十分に得られない場合には,仲介する機能が必要

となる (図6)。さらに、田中 (2005) が「効果的なギビング」と指摘するように被支援組織に対する評価機能も重要であろう。すなわち、中間支援組織には、資源提供者への説明責任が果たせるように、資源提供先選定の評価基準の明示、評価過程の透明性の確保、評価結果の公開などの機能が求められる。評価には自己評価と他者評価があり、自己評価は被支援組織が計画あるいは予算と実績の比較により事業活動の改善・向上を目指す活動であるとも位置づけられ

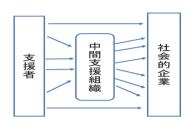


図6 支援の流れ

る。一方、中間支援組織は被支援組織の支援・育成を目的とし、第三者として他者 評価を実施する。

非営利組織の評価に関して、以前はガバナンス等に焦点をあてたプロセス評価 が中心であった。しかし、NPM (New Public Management) や政策評価の観点か ら、政策実施によるインパクト評価に注目が集まり、投入した社会的資源に対して、 事業実施の結果であるアウトカムの評価に関しての議論が始まった。SROI(Social Return on Investment, 社会投資収益率)は、1997年から1999年にかけて、米国 の REDF (Roberts Enterprise Development Fund) 財団により、定量的社会イ ンパクト評価の枠組みとして開発された。REDFは主に雇用創出に取り組む社会 的企業に対し、資金提供と経営能力の向上に向けた支援を行う財団であり、資金 助成や支援活動の指標とするために、費用便益分析と財務分析の ROI (Return on Investment) の概念を応用し評価の枠組みを開発した。すなわち、社会的な活動に 対して投入された資源による事業実施の結果発生したアウトカムを社会的なインパ クトとして定量的評価を行うという提案である。SROI 評価指標の計算式は「アウ トカムの貨幣価値換算価額の合計÷インプットの貨幣価値換算価額の合計 | で示さ れる。インプット、アウトカムのいずれに関しても評価手法が課題である(伊藤)。 以上のことから、日本の中間支援組織に求められる機能には①仲介機能、② MSO 機能, ③アドバイス機能, ④評価機能. が考えられる。

4 事業型 NPO の現状

4.1 NPO データベースの概要

社会的企業には営利組織と非営利組織がある。営利組織は経営コンサルタント、ベンチャーキャピタル、エンジェルキャピタルなど、市場メカニズムによる支援サービスが利用可能であるため、本論文では非営利の社会的企業(事業型 NPO)を検討対象とする。NPO 法人財務データベース(2010)により現状で利用可能なデータ項目を整理した^(注)。データベースの収録項目は次の通りである。表5は2007年度、表6は2011年度のデータベース収録項目を示す。

		基礎情報	名称,認証年月日,所轄,所在地
収録項目		貸借対照表	流動資産,固定資産, 流動負債,固定負債,正味財産
		財産目録	現預金,借入金,うち金融機関,うちその他
	財務データ	経常収入	入会金・会費収入, 寄付金収入 事業収入, 補助金・助成金収入 その他経常収入, 経常収入合計
		経常支出	事業費, 管理費, その他経常支出 経常支出合計
		経常収支差額	

表5 データベース項目 (2007年度)

出所: NPO 法人財務データベースより作成

表6の基礎情報に追加された「会計基準」は「活動計算書」「収支計算書」「その他」のいずれを採用しているかを示す。2007年度と2011年度の項目を比較すると、貸借対照表、財産目録に変更はないが、経常収入、経常支出の内訳には大幅な変更がある。NPO法人の財務状況を分かりやすく表示し、信頼性向上の観点から収支共に内訳を詳細に示すために「収支計算書」が活動実績を示す「活動計算書」に改められた。たとえば、収入では寄付金の内訳としてボランティアの人件費相当額、補助金・助成金の内訳を公的なものとその他に分けて示すなどであり、支出では事業費、管理費を人件費とその他経費に分けて示すなどである。

公益性が高いと認定された認定 NPO 法人は 2011年の NPO 法改正により寄付金の控除対象などの税制優遇が拡大された。認定の取得に必要な PST (Public Support Test) の計算式は、「(寄付金+一定の会費) ÷ (経常収入 - 公的補助金・委託費等) ≥ 20%」であり、多くの支援者から寄付や助成金、補助金を受けていることを示す指標である。日本全体の NPO 法人 (46,763法人: 2012/11/30現在)が定款に記載した活動分野をみると、全体では「保健・医療・福祉」が最も多く、2012年度では 57.8%である。認定 NPO 法人 (265法人) では「連絡、助言又は援助の活動」が最も多く 55.1%を示している(山内、2013)。認定 NPO 法人は補助金

や助成金申請など事務処理実施体制(人員数、財政力など)を整えている可能性が 高く、他の NPO 法人を支援する役割も期待できよう。

名称、認証年月日、所轄、所在地、会計基準 基礎情報 流動資産 固定資産 貸借対照表 流動負債, 固定負債, 正味財産 現預金、借入金、うち金融機関、うちその他 財産目録 受取会費:入会金・会費収入、受取寄付金:寄付金収入 (うち寄付金. うち資産受贈益. うち施設等受入評価益. うちボラ ンティア受入評価益) 活動計算書 受取助成金等:補助金・助成金(うち公的補助金,うちその他補助金). (収支計算書) 務デー 事業収益:事業収入(うち自主事業収益(介護事業を除く), うち 項目 経常収入 介護事業収益、うち受託事業収益(公益受託を除く)、うち公益受 託事業収益). Ż その他の収益:その他経常収入、経常収益計:経常収入合計 事業費(うち人件費(事業費), うちその他経費(事業費)) 活動計算書 管理費(うち人件費(管理費). うちその他経費(管理費). (収支計算書) その他の費用(その他経常支出)) 経常支出 経常費用計:経常支出合計,当期経常増減額:当期経常収支差額

表6 データベース項目(2011年度)

出所:NPO法人財務データベースより作成

4.2 NPO データベースによる現状

経常収支差額

2007年度と2011年度の財務データが利用可能であるので、宮城県のデータを用いて、経常収入、経常支出、経常収支の3項目について、規模別に法人数の分布を示す。収入、支出の規模別分布2007年度(表7)によると、50万円未満の規模は、収入が125法人(29.1%)、支出が123法人(28.6%)、100万円~500万円規模では、収入が93法人(21.6%)、支出が100法人(23.3%)、であり、1,000万円~5,000万円規模では収入が109法人(25.3%)、支出が111法人(25.8%)となっている。

範囲	収入		支出	
甲比四	法人数	%	法人数	%
50 万円未満	125	29.1	123	28.6
50万円~100万円	36	8.4	29	6.7
100万円~500万円	93	21.6	100	23.3
500万円~ 1000万円	36	8.4	39	9.1
1000万円~5000万円	109	25.3	111	25.8
5000万円~1億円	25	5.8	22	5.1
1 億円以上	6	1.4	6	1.4
合計	430	100.0	430	100.0

表7 宮城県 (2007年度)

出所: NPO 法人財務データベースより作成

2011年度(表8)では収入,支出ともに50万円未満の法人数は2007年度とほぼ変わらないが全体の法人数が430法人から455法人へと増加しているため27.3%となっている。100万円~500万円規模の法人数は減少し、81法人(17.8%)である。また、1,000万円~5,000万円の法人数は2007年度と変化はなく全体の約24%であるが、5000万円以上の法人数は2007年度に比べると収入では30法人から64法人、支出では28法人から59法人と約2倍に増加している。その結果、法人全体の平均収入額は、1,277万円(2007年度)、1,989万円(2011年度)、平均支出額は、1,246万円(2007年度)、1,853万円(2011年度)であった。このように、2011年度は収入・支出とも規模の大きい法人が増加した。既存法人の規模が大きくなったのか、あるいは規模の大きい法人が新規に認証を受けたのかは、データを詳細に検討する必要があると考えるが、東日本大震災により、被災地への寄付・助成金・補助金が多く寄せられたこと、非常時対応の事業が実施されたこと、などが考えられる。

収入 支出 節囲 法人数 % 法人数 % 50 万円未満 124 27.3 124 27.3 50万円~100万円 33 7.3 34 7.5 100万円~500万円 81 17.8 81 17.8 500万円~ 1000万円 44 9.7 46 10.1 1000万円~5000万円 109 24.0 111 24.4 5000万円~1億円 10.1 45 9.9 46 13 19 4.2 2.9 1億円以上 合計 455 100.0 455 100.0

表8 宮城県(2011年度)

出所: NPO 法人財務データベースより作成

経常収支の分布(表9)では、2007年度の支出超過は224法人(52.1%)と半数以上が赤字であったが、2011年度では195法人(42.9%)に減少した。次に超過額の規模を見ると、100万円未満は2007年度では184法人(42.8%)、2011年度は151法人(33.2%)と両年度とも多数を占めている。また、収入超過では、50万円以内が2007年度125法人、2011年度126法人とほぼ変わらず、約28~29%であり、多くの法人が小規模の資金不足を抱えている状態である。支出額の規模は活動実績を示す指標であると考えると、多くの法人において活動を支えるための資金が不足している状態である。また、収入超過規模500万円以上が2007年度16法人(3.7%)から2011年度43法人(9.5%)へと増加しているが、震災によるインフラ崩壊、流通の機能マヒ、資材・人手不足などにより事業が計画通りに実施できなかった可能性も考えられる。

範囲	2007 年度		2011年度	
甲比四	法人数	%	法人数	%
-1000万円未満	3	0.7	1	0.2
-1000万円~-100万円	37	8.6	43	9.5
-100万円~0円	184	42.8	151	33.2
0 円~ 50 万円	125	29.1	126	27.7
50万円~ 100万円	23	5.3	28	6.2
100万円~500万円	42	9.8	63	13.8
500 万円以上	16	3.7	43	9.5
合計	430	100.0	455	100.0

表9 宮城県収支

出所: NPO 法人財務データベースより作成

5 考察

日本の中間支援組織に求められる機能には、①仲介機能、② MSO 機能、③ アドバイス機能、④評価機能、が挙げられるが、現状で利用可能な機能は、アドバイス機能、ボランティアの仲介機能、などが中心である。認定 NPO 法人には他の NPO 法人を支援する役割として、MSO 機能の提供に期待がもてる。現状では 265 法人(全46,763 法人の 0.56%:2012年11月30日現在)であり、まだ少ない状態であるが、今後、NPO 法人の育成・発展への支援を期待したい。

宮城県のNPO法人財務データを用いた規模別分布では、収入規模が500万円以下の法人は2007年度では59.1%、2011年度は52.3%、支出規模では2007年度は58.6%、2011年度は52.5%であり、収入・支出のいずれも小規模の法人が過半数を占めている。経常収支の分布では不足金額が100万円未満の法人が多数であることから、あと少しの資金援助を必要とする法人が多く、「使命追求型」法人の事業遂行支援には「志ある資金」の提供者とのマッチング機能の充実が重要であろう。2011年度は2007年度と比較すると収入・支出とも規模の大きい法人が増加した。東日本大震災による影響に関しては、2010年度と2011年度の宮城県・岩手県データを用いた分析が可能ではないかと考え、今後の課題としたい。

支援内容には、資金面ではファンドレイジングへ向けた多様な取り組みの提供、効率的な組織経営の観点からは、事業運営のためのアドバイスの充実なども重要であろう。資金調達に関する支援には、非営利組織ではNPOバンク、コミュニティバンクなど、営利組織ではクラウドファンディング、地域の事情に詳しい信用金庫など、が有力な支援組織であると考えられる。この場合にも被支援組織に対する評価が重要である。資金調達先の多様化や調達手法へのICT活用などの工夫も今後の検討課題である。さらに、SROI評価指標作成にあたってはインプット、アウトカムいずれも評価手法が課題である。

おわりに

社会的企業の活動には多面的な支援が重要であると考え、本論文では社会的企業を支える中間支援組織の機能に関して、主として非営利の支援組織を対象として中間支援組織の概要を検討した。支援組織に求められる機能には、①資源の仲介機能、② MSO 機能、③アドバイス機能、④評価機能が挙げられる。事業継続のためには、ロールモデルとしての「事業発展型」の支援組織による支援・育成機能も重要であり、自立支援などの育成機能も必要である。認定 NPO 法人には、他の NPO 法人を支援する役割も期待される。認定取得に必要な PST は多くの支援者から寄付や助成金、補助金を受けていることを示す指標であり、公益性が高いか否かを国が判断するのではなく、多くの人が活動を支援しているかどうかで判断する仕組みであり、市民の行動を反映した指標の一つといえる。

資金調達先の多様化や調達手法へのICT活用の工夫も今後の検討課題として挙げられよう。さらに、SROI評価指標作成にあたってはインプット、アウトカムいずれも評価手法が課題である。今後、日本の中間支援組織には、資源別のマッチングなどの仲介機能の拡大・充実、被支援組織の育成・発展を支援する MSO 機能、および評価機能の充実・強化が求められるであろうと考える。

謝辞:本研究は科研費(15K00666)の助成を受けたものである。

注: NPO 法人に関する全国規模のデータは、内閣府 NPO ホームページ、日本 NPO センターホームページ、個別データは各 NPO 法人のホームページに収録 されている。しかし会計基準の不統一など比較分析の困難さが指摘されていた。 NPO 法人財務データベース作成委員会は個々の NPO 法人の事業報告書に記載 されているデータを体系的にデータベース化し NPO 法人の財務状況のデータ 提供を目的に『NPO 法人財務データベース』を構築し公表した。2003年度財務データ(平成17年度科研費(研究成果公開促進費)データベース課題番号 178058)では日本の NPO 法人(47都道府県+内閣府所轄の NPO 法人)の基礎情報と財務データが検索ツールとともに提供されている。なお、2007年度は 16府県+内閣府所轄、2010年度は 1 都 + 2 県所轄、2011年度は 3 県所轄のデータが利用可能である。

参考文献

青木孝弘 (2015), "ソーシャルビジネスの基盤強化に向けて - 中間支援組織による2つのアプローチの考察 - ," 『会津大学短期大学部研究紀要』第72号, pp.21-41.

伊藤健・玉村雅敏(2015), "社会的投資収益率(SROI)法の発展過程と手法的特長,"『日本評価研究』第15巻第2号, pp. 41-55.

鵜尾雅隆(2009)『ファンドレイジングが社会を変える』三一書房.

- NPO 法人財務データベース作成委員会 (2010) 『NPO 法人財務データベース』 NPO 研究情報センター, http://npodb2.osipp.osaka-u.ac.jp/index.html2010. (参照 2015/8/22), 2007年度データは平成 21年度科研費 (研究成果公開促進費) データベース課題番号 218035, 2010年度, 2011年度データは平成 25年度科研費 (研究成果公開促進費) データベース課題番号 247002 を利用し作成.
- 奥野信宏・粟田卓也(2010)『新しい公共を担う人びと』岩波書店、
- 木村富美子(2008), "日本の社会的責任投資(SRI)の特徴と今後の課題,"『創価大学通信教育部論集』第11号, pp.1-19.
- ----・萩原清子・朝日ちさと・堀江典子 (2014), "社会的企業と支援組織との相互 関連に関する考察 - 認定 NPO 法人の事例," 『日本地域学会第51 回年次大会学 術発表論文集』, http://www.isrsai.jp/index_jap.html, (参照 2015/8/20).
- (2015), "社会的企業の特徴と社会的課題との関連に関する考察," 『地域学研究』第45巻第1号、pp. 87-99.
- 経済産業省(2008)『ソーシャルビジネス研究会報告書』.
- 公益財団法人助成財団センター(2012)『日本の助成財団の現状:2011年度調査』 http://www.jfc.or.jp/bunseki/research2011.pdf (参照2012/6/14)
- 須田木綿子 (2010), "米国の社会的企業 ポスト社会的起業に向けて," 『世界の労働』 第60巻第10号, pp.36-43.
- 田中弥生(2005)『NPOと社会をつなぐ』東京大学出版会.
- ——(2011)『市民社会政策論』明石書店.
- 谷本寛治編著(2006)『ソーシャル・エンタープライズ 社会的企業の台頭』中央 経済社
- 塚本一郎・山岸秀雄編著 (2008)『ソーシャル・エンタープライズ 社会貢献をビジネスにする』丸善.
- --- (2011), "社会的企業:非営利セクターの新モデル,"『計画行政』第34巻第3 号, pp.25-30.
- 露木真也子 (2011), "社会イノベーションの普及過程と社会的企業家の役割," 『計画行政』第34巻第3号、pp.45-50.
- 内閣府 NPO ホームページ (2014) 『認定法人活動事例』, https://www.npo-homepage.go.jp/jirei/(参照2014/8/1).
- 日本ボランティアコーディネータ協会編 (2011) 『ボランティアコーディネータ白書2010-2012』 大阪ボランティア協会.
- 日本 NPO センター (2012) http://www.jnpoc.ne.jp/ (参照 2012/9/6).
- 日本ファンドレイジング協会編 (2015) 『寄付白書 2015』 日本ファンドレイジング協会.
- 槇加志波(2011), "競争力のある市民セクターの構築 ソーシャル・アントレプレナーの役割 ,"『計画行政』第34巻第3号, pp.38-44.
- 山内直人・田中敬文・奥山尚子編(2010)『NPO 白書 2010』NPO 研究情報センター.
- --- (2013) 『NPO 白書 2013』 NPO 研究情報センター.

- 吉田忠彦 (2004), "NPO 中間支援組織の類型と課題,"『龍谷大学経営学論集』 vol.44, no.2, pp.104-113.
- 渡邊奈々(2005)『チェンジメーカー』 日経 BP 社.
- Borzaga C., Defourny, J. (eds.), (2001) The Emergence of Social Enterprise, (内山哲朗・石塚秀雄・柳沢敏勝訳『社会的企業 雇用・福祉の EU サードセクター』日本経済評論社、2004)
- Dees, J. G. (1998) "Enterprising Nonprofits," Harvard Business Review, Vol. 76, No.1, pp. 55-68.
- Drucker P. F. (1990) Managing the Nonprofit Organization, (上田惇生訳『非営利組織の経営』ダイヤモンド社、1991)
- Evers, A, Laville, J. L., (eds.), (2004) The Third Sector in Europe, Elgar, (内山哲朗・柳沢敏勝訳『欧州サードセクター 歴史・理論・政策』日本経済評論社, 2007).
- Kerlin J. A. (2006) "Social Enterprise in the United States and Europe: Understanding and Learning from the Differences," *Voluntas*, Vol.17, No. 3, pp.246-263.
- Lipietz A. (2001) Pour le tiers secteur, (井上泰夫訳『サードセクター「新しい公共」と「新しい経済」』藤原書店, 2011)
- OECD (2009), The Changing Boundaries of Social Enterprises, (連合総合生活開発研究所訳『社会的企業の主流化 「新しい公共」の担い手として』明石書店, 2010).
- Polanyi K. (1957) The Economy as Instituted Process, (玉野井芳郎・平野健一郎編訳「制度化された過程としての経済」『経済の文明史』ちくま学芸文庫, 2003)
- Salamon, L. M. (1997) Holding the center: America's nonprofit sector at a crossroads, The Nathan Cummings Foundation. (山内直人訳『NPO最前線:岐路に立つアメリカ市民社会』岩波書店, 1999)
- Yunus, M. (2007) Creating a World without Poverty, PublicAffairs (猪熊弘子訳『貧困のない社会を作る:ソーシャル・ビジネスと新しい資本主義』早川書房, 2008)

言語による価値創造を目指して(1) 一学習言語能力を育てる教育一

山本忠行

要旨

JSL 児童生徒にとって最大の壁は学習言語能力の習得である。日本語指導と教科指導の連携の重要性が言われるものの、十分な成果が上がっていない。その理由を考察するために、カミンズの Discrete language skills の位置づけについて再考するとともに、JSL カリキュラムと日本語指導の現状を分析して課題を探る。また学力の種類を検討することによって、学習言語能力を伸ばすための指導は、思考力と表現力を育成するものでなければならないことを示す。最後に、牧口常三郎が考案した、読解と作文を連携させる指導法は、表現教育であるとともに思考法の訓練であることを論じ、創造的日本語教育が学習言語能力育成を行うための有効な指導法であることを主張する。

キーワード: 創造的日本語教育、思考力、表現教育、年少者、ISL

はじめに

近年、外国につながる子どもの増加が指摘される。2014年に日本国内で生まれた102万人の子どものうち、両親あるいは親のどちらかが外国人の割合は3.4%を占め、29人に1人にのぼる(東京新聞2016年3月6日)。これは必然的に日本語能力が不十分な子どもの増加をもたらす。文部科学省が実施した「学校基本調査」(2014年度)によれば、公立学校に在籍する外国人児童生徒数は73,289人で、そのうち日本語指導が必要な者は29,198人を占める。日本国籍児童生徒にも日本語指導が必要な者が7,897人おり、2年前の調査と比較して28.0%増加している。この数字は学校側が必要だと判断した生徒数であり、必要ないとされた者の中にも問題を抱える生徒がいると推測される。

こうした子どもたちの増加の要因のひとつが、1990年の「出入国管理及び難民 認定法」改正である。日系人に対するビザ要件が緩和された結果、ブラジル人を中 心に日本で働く外国人の急増が見られた。その後は家族の呼び寄せや定住化により、 公立小中学校で学ぶ外国籍児童が増加することになった。日本語指導が必要な児童 生徒を受け入れた学校や地域では、そうした子どもたちの学習を支援するためにさ まざまな取り組みを行ったが、言語だけでなく学校生活への適応の難しさ、習慣や 価値観の違いなどから生じるさまざまな問題に直面した。

文部科学省もこうした状況を自治体任せにできなくなり、2001年度から帰国・外国人児童生徒関係の調査研究事業を開始し、2003年には小学校における「トピック型」「教科志向型」JSLカリキュラムを、2007年には中学校の5教科用JSLカリキュラムの最終報告をとりまとめている。それまでの学習指導要領では「教育課程実施上の配慮事項」として帰国・外国人生徒に「取り出し指導や放課後を活用した特別な指導などの配慮をすることも大切である」と述べるのみで、正規の教育課程の枠外におかれていた日本語指導であるが、2014年からは「特別の教育課程」として正式に学校教育の中で位置づけることができるようにし、学校や教育委員会の責任を明確化した。

このような施策によって日本語指導が必要な児童生徒を取り巻く環境がどれだけ 改善されたかというと、実はそれほど大きな変化は見られない。それは進学率に もっとも顕著な形で表れている。

国籍	就学率	高校進学率
韓国朝鮮	99.80%	93.00%
中国	99.40%	85.70%
フィリピン	98.10%	59.70%
ブラジル	98.10%	42.20%
米国	94.30%	87.70%
英国	99.50%	98.10%
(参考) 日本	_	97.00%

表 1: 外国人の教育達成(国内居住5年以上)

是川 (2012)

表1は2011年度のデータをもとに是川(2012)が分析したもので、フィリピン人とブラジル人の進学率の低さが際立っていることがわかる。数値だけを見ると進学率が8割を超えている中国人の場合、問題があまりないように見えるが、趙衛国(2005)によると高校における中国籍生徒のドロップアウト率は低くないという。外国籍児童生徒が不登校になったり、中退に追い込まれたりする理由としては、経済的な理由や学校生活への不適応など種々の事情があるが、最大の問題は言語障壁である。

外国籍児童生徒は日本での滞在期間が長くなるにつれて、だんだん流暢な日本語を話すようになるため、周囲は学力不振の原因を日本語力の低さよりも、やる気の乏しさや努力不足の問題、あるいは学習障害などと見なしがちである。しかしながら、教科書を読めるように見えても内容理解が十分でないこともある。日本人が英語の本を音読できても、内容を正しく理解できているとは限らないのと同様である。また、教師の説明についていけないために、ノートがうまく取れずに、勉強が遅れることもある。いわゆる「学習言語能力」の不足が学業を修める上で大きな障害と

なっているのである。このため高校に進学するときにランクを落としたり、定時制 に行かざるを得ないことも多く、せっかく入っても中退する割合が高い。

このような子どもたちにどのような言語指導を行えばよいかについては、後述するように研究が始まって日が浅い。留学生や社会人対象の日本語教育に関する研究は長年の蓄積があるが、それをそのまま年少者に適用できないところに問題がある。留学生の場合、母国において基本的な知識や思考力を身につけており、それをもとにして日本語を学んでいくのに対し、年少者は認知、情意、身体の成長段階、知識や社会経験の量などに配慮しつつ、日本語指導をしていかなければならず、しかも同時並行的に習得過程にある言語によって思考や認知を鍛えていくというところに大きな違いがある。

本稿では、創造的日本語教育の立場から、日本語の壁によって十全な自己実現の道を阻まれている児童生徒が幸福な人生を歩めるようにするための日本語支援のあり方について考察する。特に学習言語能力について再検討し、文部科学省のJSL指導案の課題を指摘した上で、創造的日本語教育が目指す表現教育の有効性を示し、それが日本人生徒の指導にとっても有効であることを論じる。

1. 議論の出発点

冒頭に示したように、日本語能力が不足している児童生徒は外国籍児童とは限らず、日本国籍、つまり帰国生もいれば、国際結婚家庭の子どもも含まれる。国籍は日本であっても海外で生まれ育ち、ある年齢になって初めて日本に来たという、ほとんど外国人と言ってよい子どももいる。中には日本と外国の間を何度も行ったり来たりする子どももいる。外国籍の子どもの中には将来的に日本で永住する者がいる一方で、数年後には帰国する予定の者もいる。こうした多様な対象をどのように呼ぶかということが、まず問題になる。文部科学省は日本の学校で学ぶ子どもを前提としているので「日本語指導が必要な児童生徒」「帰国・外国人児童生徒」と呼んでいる。対象となる子どもたちの多様性に配慮して川上(2011)のように「移動する子ども」という呼び方をする研究者もいる。これは単なる場所の移動というよりも言語使用環境の変化を指すものである。第二言語として日本語を学ぶという意味で英語の略称を用いて、「JSL生徒」とも呼ばれる。あるいは生活環境に着目し「多言語背景の児童」や「CLD児童」などと呼ばれることもある。外国人学校に通っている子ども、未就学の子ども、あるいは海外で生活する日本人や外国人の子どもなど幅広い対象について考察するときは、年少者日本語教育ということになる。本語で大宮はないます。

本稿で考察対象は主に日本の学校で学ぶ日本語指導が必要な JSL 児童生徒であるが、指導法としては特に限定する理由はないので、年少者日本語教育として論じることにする。

1.1. 学習言語能力をめぐる議論

年少者日本語教育において、学習言語能力の育成が重要であることは、多くの論文で指摘されているが、学習言語能力の実体がどのようなものか今ひとつ判然としない。それが日本語教育と教科指導の連携の必要性が叫ばれるにもかかわらず、個々の教師による支援の内容や方法の違いを生むだけでなく、指導法の開発が進まない理由ともなっている。

カミンズが、移民の子どもたちのバイリンガル研究を通じて、生活に必要な言語能力(BICS:基礎的対人コミュニケーション能力)とは別に、教科学習のための言語能力(CALP:認知学習言語能力)を分けて考えるべきことを指摘したのは1979年のことである。カミンズは移民して数年で身に付くBICSと異なり、CALPの習得には5年以上の期間を要すると主張した。しかし、その後こうした二分法に修正を加え、Conversational fluency(会話の流暢度)、Discrete language skills(項目別言語技能)、Academic language proficiency(学習言語能力)という3つの次元で言語能力を捉えるモデルを提案した(Cummins 2001)。

会話の流暢度とは、母語話者なら通常 5 歳ぐらいまでに身につける能力であり、 日常よく使われる語と簡単な文構造で、表情やジェスチャーなどの助けを伴う対人 コミュニケーションを行う能力を指し、BICS とほぼ同様の概念である。一般的に 第二言語環境におかれた子どもたちは1、2年でこのレベルに達する。

これに対して Discrete language skills という新しく導入された概念は、文字と発音の関係、表記の規則、文法事項、語彙など個々の言語項目別に測ることができるスキルを指す。たとえば、discrete-point test と言えば、個別項目テストや部分測定テストと訳される。カミンズがこのようなスキルを新たに設定したのは、短期的な支援で語彙や文法を習得して、テストである程度の点を取れるようになったとしても、学校で学ぶための言語能力としては不十分であることを問題視したものと考えられる。中島(2010)はこれを「弁別的言語能力」と訳しており、文部科学省が設置した対話型アセスメントのDLA研究班もこの訳語をそのまま踏襲している。だが、この訳語には問題があるように思われる。「弁別」とは「違いを見分ける」ことであるが、これでは何を弁別するのか、弁別するのが教師なのか学習者なのかもよくわからない。

学習者は生活言語習得の初期段階を経て、発音も改善され、文字を覚え、ある程度読み書きができるようになり、動詞や形容詞もほぼ正しく使えるようになっていく。発音も母語話者に近くなり、文法的な誤りも少なくなる。個別項目テストではそれなりの点がとれる。見かけの上では言語的な問題が解消したように見えるが、それだけで学習活動が行えると判断するのは早計である。海外で育つ日本人の子どもにも、国内で育つ外国人の子どもに共通に見られる学習言語習得の壁がある。来日して数年しかたっていない子どもの言語能力は、論理的な文章を理解したり、高度な文章構成を用いて複雑な事柄を表現するレベルには達していない。これがdiscrete skills の範囲である。ここではカミンズが proficiency ではなく、skillsとしていることに留意し、「項目別言語技能」としておく。注意しておきたいのは

discrete の持つ「分離した、個別の、ばらばらの、不連続の」という意味である。 測定可能な項目別の能力であると同時に、発達段階としてみれば、未完成、不完全、 断片的な段階にあたると捉えることもできる。

DLAの「理論編」の解説書では、学習言語能力について「教科にかかわる読解力を伸ばすためには、弁別的言語能力を獲得する方法とは異なった指導法が必要です。特に、語彙や教科学習言語能力を伸ばすためには、読解力育成に焦点を当てた多読が必須です」と述べている。学習言語能力を伸ばすのに多読が不可欠なのはたしかだが、JSL 児童生徒は語彙を覚え、多読するだけで学習言語能力を獲得できるわけではない。そもそも多読は学習者自身が取り組むものであり、教師はそれを促すに過ぎないのであるから、これだけでは指導法とは言えない。

教科学習というと知識を学ぶことと誤解されやすいが、情報収集だけならそれほど高度な言語能力はなくても可能である。第二章で詳述するが、学習言語能力にとって重要なのは、筆者や登場人物の考え方や心情を読み取ること、さらにそこに述べられている概念や論理を分析・評価、あるいは他と比較しながら、自らの意見や感想として理路整然とした文章にまとめる力である。これは文レベルの正確さとは次元の異なる高度な思考力を必要とする言語活動である。言い換えれば、学習言語能力育成は、言語によって思考を鍛えるとともに、自分が考えたことを言語化する作業である。その作業を授業内でどのように実践すればよいのか、具体的かつ計画的な指導法を考案することが、言語教育研究の課題であり、研究者の使命である。

1.2. JSL カリキュラムと日本語指導の現状

日本語ができない児童生徒が入学してきた場合の指導モデルは、文部科学省がまとめた「JSL カリキュラム開発の基本構想」(2003)に示されている(図1)。地域や学校によって多少の違いはあるが、一般に数週間の初期指導を受けたあとは、取り出しによる JSL 指導と週に数時間の日本語支援を並行的に受けることになる。

このモデルは日本語指導を終えてから学習活動に移行するという単線的なやり方では教科学習に入るまでに時間がかかるだけでなく、移行がスムーズにいかなかったという反省を踏まえて考案されたものである。

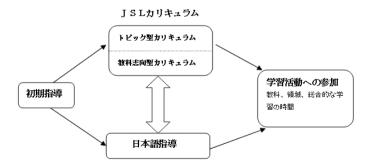


図1:JSL カリキュラムの位置づけ

言葉だけを取り出した日本語指導では、子どもたちが学習活動に参加できる力を育成するには十分ではない。そうした学ぶ力の育成には、日本語指導と教科指導とを統合的に捉えていく必要があり、そのためのさまざまな支援のあり方を模索しなければならない。その一つの手だてとして、日本語指導と教科指導を統合し、学習活動に参加するための力の育成を目指したカリキュラム開発を行うことにした。(文部科学省「ISLカリキュラム開発の基本構想」2003)

石井(2010)は「文法や語彙などの言語項目を教える日本語指導によっては、学び合う学習活動に参加するための力は育成されない」(p.231)と述べ、学び合う経験の重要性を強調し、教科の文脈の中で言葉を学んでいくべきと主張する。図1でも両者の間に相互の連携を表す矢印が描かれてはいるものの、理念だけに終わっている印象を受ける。教科の文脈の中で日本語で学び合う経験をしながら、学習言語能力を身につけるといっても、それは簡単にできることではない。知識はある程度学べても、学習言語能力が伸びない子どもが少なくないことがそれを物語っている。では、文科省の「基本構想」がどのような指導のあり方を想定しているのかを見てみよう(図2)。

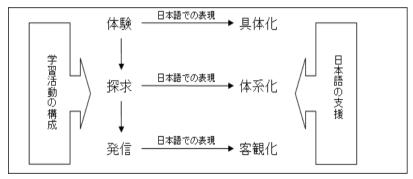


図2:「トピック型」JSLカリキュラムの基本的な考え方

課題は、この図の中の「日本語での表現」である。体験を具体化し、探求を体系化し、成果を発信していく活動によって、学習言語能力が育つかどうかは、それぞれどのような日本語で実現されるかにかかっている。日本人生徒と同じような指導をしていても、JSL生徒の日本語力が伸びるわけではない。イマージョン教育によって期待されるほど言語運用力が伸びないのと、問題点は共通である。やさしい日本語にかみ砕いて、丁寧に説明し、理解させても、それはあくまで知識を習得させるだけであり、日本語指導にならないということに注意が必要である。母語話者とは異なるアプローチをしなければ、学習言語能力を育てることはできないのである。

学習言語能力を育てる必要性があることは、担当者に認識されているにもかかわ

らず、児童生徒の学習言語能力が十分に伸びない理由は、どこにあるのか。人手をかけ、時間をかけても状況が改善しないのであれば、指導法に問題があると言わざるを得ない。

日本語に初めて接する児童や生徒への初期指導では『日本語学級』『ひろこさんのたのしいにほんご』『にほんごをまなぼう』などがよく使われる。学習内容は日本で生活し、学校で学ぶために必要かつ最低限の日本語である。この段階では助詞の用法や動詞の活用なども通常の日本語教育の初級前半で扱う項目も十分には終えていない。そのため、その後の日本語指導の時間には『みんなの日本語 I』などの一般用日本語教科書が用いられることが多い。しかし、時間数も限られるために進度が遅くなり、長期間にわたって初級指導が続けられる場合が見受けられる。中には、生活言語にあまり不自由しなくなっても、正確に使えないからなどの理由でテ形をはじめとする基本的な動詞の活用指導や助詞の練習を繰り返す教師もいて、それが生徒の学習意欲を減退させることもある。

一方、JSLカリキュラムとして提示されている指導法は、日本語指導として見たときには内容が不十分なだけでなく、指導法も現場教師に十分に理解されているとは言いがたい現状がある。「表現」の意義も、指導法もよく理解されていない。多くの教師は生徒と日本語で話していれば、それが日本語の表現指導になると思い込んでいる。あるいは読み書きを教えることが自分の仕事だと信じて疑わない。

各地で開かれる教育実践の情報交換の場における発表や、授業参観などを通じて 浮かび上がる現場の実情は、まず各教科の教科書を読ませて、読めない漢字があれ ば、意味を教え、何度も書かせる、教科学習に必要な語彙をやさしい日本語で説明 したり、英語や中国語など学習者が理解できる訳語付きのプリントで理解させ、覚 えさせるというようなことが中心になっているようである。研究会などで配布され る練習プリント例を見ても、単語を書き入れればよいものが大半であり、そこで使 われている表現形式には目が向けられていない。言いかえれば、こうした指導は日 本語指導につながる ISL 教育という名目で行われていても、結局は断片的な知識を 与えているにすぎず、学習言語能力を育てるための日本語指導になっていない。指 導対象生徒の中には滞日期間が数年という者が含まれるが、そうした生徒ほど流暢 で自然な会話力があるために、あとは漢字と語彙さえ覚えさせればいいと思われや すい。結局のところ、日本語のレベルが低い生徒も、ある程度できる生徒も、語句 を覚えさせ、漢字を覚えさせる指導が中心になっている。もちろん作文を書いたり、 それを発表したりという活動型の授業時間もないわけではないが、テーマを与えて 書かせたあとで添削するという、実質的に評価をしているにすぎないため、書く技 術や話す技術を学習者が身につけるのは困難である。

1.3. 事柄教育に陥りやすい理由

こうした指導が行われるのはなぜか。それは、漢字と語句は覚えたかどうか、結果がすぐに判定できるからである。言い換えれば、言語能力の中で目に見えやすく、測定しやすい発音、文字の読み書き能力、語彙力、あるいは助詞の使い方や動詞の

活用が正確になったとしても、求められる学習言語能力からすると、そのレベルはほど遠いものがある。これはカミンズのいう項目別言語技能(discrete language skills)の範疇にとどまっている。こうした状況から考えると、カミンズが第二言語習得の新たな枠組みを考案した理由は、生徒の言語能力の発達の観点から分析したというよりも、CALP 指導と言いながら、可視化しやすい項目の指導にとらわれ、短期的に成果を上げようとする教師が多いことを問題視したためではないかとも推測される1)。

すなわち JSL 指導が十分に学習言語能力を伸ばせない根本的な問題はここにあると言ってよい。学習言語能力を育てなければと言いながら、知識を覚えさせることに終始しており、思考力や表現力を育てるものになっていない。山本(2014)で論じた価値論の枠組みで言えば、「真」のレベルであり、「事柄教育」の範囲にとどまっている。学習を支える言語能力を伸ばすために目指すべきは「表現教育」でなければならない。指導する側がこのことに気づかないかぎり、問題の改善は難しい。いわば言語観の貧困さが指導上の大きな障害になっていると言ってよい。指導する側が知識教育、事柄教育しかしていないのであるから、JSL 生徒は最初は順調なようでも学年が上がるにつれ、学習言語能力の不足によって行き詰まってしまうことは当然の帰結である。それが端的にわかるのは入学試験や定期試験である。日本語指導を受けている児童・生徒がどの科目で得点できるのかと言えば、言葉の障壁が比較的小さい数学、ある程度知識を覚えれば何とかなる理科や社会である。英語が得意だという生徒もいる。そして、最も得点の上昇を期待しにくいのが、国語である。国語の試験で外国人が点を取れるのは、漢字ぐらいだと語る教師もいるが、そこに指導法の改善を考える糸口がある。

漢字さえできればと言って指導しているにもかかわらず、国語科で漢字以外の試験問題、特に読解問題の得点が難しいのはなぜなのか。作文力を向上させるには何をすればよいのか。教科書を暗記するほど音読させても、国語の試験で結果が出ない理由はどこにあるのか。これを解明するには、まず学習言語能力とは何かを検討しなければならない。

1.4. 学習言語能力を構成する要素

学習言語能力が、生活言語能力と最も異なるのは、読み書きの部分である。読み書きはできなくとも、生活は可能であるが、学習するのに識字能力は不可欠である。しかも、文字を覚えても、子どもたちが生活の中で身につける話し言葉をそのまま文字化すれば、まともな文章にはならないことが最初の課題である。使われる語句の違いもあるので使い分けを覚えることも重要であるが、日本語指導においてそれ以上に大切なのは、文章の構造である。書き言葉の文章構造は、話し言葉の構造とはさまざまな点で異なる。上手な話し手の発言でも、それをそのまま書き起こしたものは、わかりにくい、奇妙な文章になってしまう。また、学習活動には複雑な構造の文章を読み解く力が不可欠であり、自分が文章を書くときにも文章の種類に応じた文章展開ができるようにならなければならない。

音声言語についても、生活言語とは次元が異なる。子ども同士の会話であれば、主語や述語が整った形で発話されることは少ない。単語だけでも、コミュニケーションが成り立つ場合も多い。しかし、学習言語の場合、教師の話し言葉を理解できるかどうかが問われる。授業中の教師の話し方は、学年によってふさわしい話し方があり、学年が上がるにつれて変化する。しかも、短い文を用いた対話的な話し方から、次第に長いモノローグになっていく。内容は抽象的になり、実物を使ったり、視覚に訴えて説明されることが少なくなるので、言葉だけで理解していかなければならなくなる。論理構造も複雑になるので、それについていくだけの思考力や論理力、さらに内容によっては豊かな想像力や共感力も求められる。

以上のことからわかるように「学習言語能力」と一言で言っても、それは多様な要素を含むものである。バトラー(2011)は学習言語能力に関する諸説を整理しているが、その中で指導法を考えるときに参考になるのはスカーセラの示した3つの側面である。

学習言語の側面	構成要素	
言語的側面	音韻、語彙、文法、社会言語、談話	
認知的側面	知識、高次の思考、ストラテジー、メタ言語認識	
社会文化・心理的側面	規範、価値観、信条、態度・意欲・関心、行動・実践・習慣	

表2:スカーセラの学習言語の構成要素

バトラー (2011)

スカーセラは学習言語を (1) 言語的側面、(2) 認知的側面、(3) 社会文化・心理的側面から構成されているとしているが、生活言語レベルから学習言語へ引き上げるためには (1) の側面では語彙・文法とともに社会言語や談話に関する指導が、(2) では思考やメタ言語認識がカギを握ると思われる。(3) は規範や価値観、意欲や関心の側面なので、言語指導というよりも、学習指導全般が関わってくる。本稿は言語指導に焦点を当てて論じるが、年少者を対象にした場合、特に学習動機を高めるための指導上の工夫が重要であることは論をまたない。

バトラー(2011)はそれぞれの内容について事例を挙げながら考察しているが、 具体的にどのような指導法が効果的かという視点では、ほとんど論じられていない。 語彙指導や書き言葉指導に関する詳細な記述と比べて、思考力に関わる指導につい て論及が少ないのは、思考や認知に関わる部分が多く直接指導が難しいということ が影響していると思われる。

学習における認知や思考の側面について、難易度別に分類することを試みたのはブルームである。アンダーソンらがそれに修正を加えたものをウィルソンが比較したのが図3である。ブルームは名詞によって枠組みを作ったが、アンダーソンらはそれを動詞によって分けている。教育実践として展開するには、動詞のほうがふさわしいであろう。

図3は教育活動における認知的側面を低次のものから高次のものまで階層的にピ

ラミッドの形で示している。最底辺にあるのが知識であり、それは暗記や再生をすること、すなわち覚えさえすればすむものである。そこから上にいくほど、理解 (解釈、説明、比較など)、応用 (適用、活用など)、分析 (位置づけ、特徴づけなど)というように認知能力を必要とするものになる。ブルームは最高次に「評価」を配したが、アンダーソンはブルームが「統合」として2番目に置いたものを「創造する」活動と見なすことで、「評価」の上に位置づけた。学んだものを組み合わせ、再構成して新しいものを作り出したり、新たな意味を見いだしたりすることは、判断したり、批評したりすることよりも積極的な活動であり、本稿が目指す創造的日本語教育と方向性が合致する。また、この図は具体的な教科学習に必要な表現文型を整理し、シラバスを作るときの判断基準の一つとして利用できるものである。

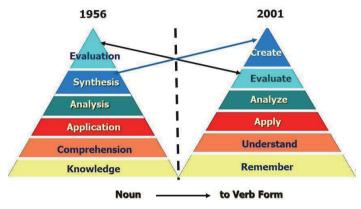


図3:思考の分類

2. 学力の種類

前節で述べた問題は学力観にも深く関わっている。志水 (2005) は学力を3つに分けて捉え、その構造を氷山や樹木にたとえて説明している。知識・理解・技能などをA学力、思考・判断・表現などをB学力、そして意欲・関心・態度などをC学力とするものである。これはスカーセラが示した学習言語の構成要素の分類と共通する部分が大きい。

それぞれの学力について簡単に説明を加えると、A学力はペーパーテストで簡単に測定できるのに対して、B学力やC学力というのは測定が難しく、詰め込みでは獲得できないものである。A学力およびB学力の一部は目に見える学力と言えるが、C学力は点数化そのものが困難な目に見えない学力であり、基盤となる学力としている。一般に試験で測定される学力は氷山の海面上に見えている部分であり、海面下にある学力をどう捉えるかが重要になってくる。一般に学力というとA学力が注目されがちであるが、A学力がどれだけ大きくなったとしても、論理的に考える力や表現する力が不十分では社会人として生きいく力になり得ない偏頗なもの

になってしまう。また A 学力が貧弱な状態では、B 学力は育たない。意欲や関心が乏しいのでは、学力の伸びは期待できず、社会で力を発揮していくことも難しい。C 学力が根であり、土台となる。そこに B 学力が幹や枝となり、A 学力が葉となるのである。この3つの学力が相互に関連していることを前提に、学習指導計画を練っていかなければ効果的な指導はできない。

このモデルにしたがえば、創造的日本語教育が目指すものは、まさにこのB学力、C学力を育む教育である。これを言語能力に当てはめると、発音、漢字・語彙、文法などの指導はA学力の範疇である。カミンズの項目別言語技能も、やはりA学力である。知識や技能として詰め込むことができる言語能力ということになる。志水(2005)のいう学力の木として考えれば、このような言語能力は葉にすぎない。葉がどれほどたくさんあっても、それを支える幹が細く、根が十分に張っていなければ、大木には育たない。思考力、論理力、表現力などの幹となる部分を鍛えなければ、学習言語能力は育たない。子どもたちの学習意欲を高めるための動機付けや働きかけとともに、言語指導は思考力と表現力を伸ばすことに焦点を当てたものでなければならないということを、こうした分析から結論として導き出すことができる。

2.1. 内容主義と形式主義論争

これまで述べてきたように、言語能力や学力の構造を理解すれば、言語指導がどうあるべきかは自明のはずである。ところが、なぜ学習言語能力を育成すると言いながら、日本語指導を担当する教師は、文法や語彙の指導に気を取られたり、内容を理解させ、覚えさせることにばかり傾注するのであろうか。これを理解するには、国語教育における内容主義と形式主義の対立の歴史が参考になる。

井上(2007)は国語教育の歴史について「内容主義と形式主義の対立の歴史と見ることができる」(p.34)としている。井上はその解説の中で戦前の「友納・芦田論争」や西尾・時枝論争、生活綴り方か作文教育かの対立などの事例を挙げている。また、「形式・内容の対立論争は、国語科が背負う永遠の宿命というべきものである」(p.39)とまでいう。古代ギリシャの時代から続くとも言われる形式・内容をめぐる論争は、今なお言語教育をめぐって続いていると考えてよい。この問題は年少者日本語教育のあり方を考える上でも、避けて通れない点である。

言語を教えるというのはどういうことなのか。正しい読み書きや語句の用法、文章を書く技法などに重点を置く人もいれば、筆者の考え方や登場人物、あるいは背景事情などを読み取ることを重視する人もいる。言語観や教育観は人によってさまざまであるが、内容と形式をめぐる議論はその中核に位置するものである。山本(2013)で述べたように、旧来の外国語教育は文法学習のあとは、多種多様な文章を辞書を引きながら読んで単語を覚える文法訳読法によるものであった。文法解説書の学習が終わったあとは、辞書を片手に小説やエッセイを読むことが当然のように行われていた。これは形式と内容が分離した指導法である。しかも学生の言語能力を考慮しない、いわば暗号解読的な作業が外国語学習であった。

一方、山本(2012)で論じた牧口の目指した綴り方指導は、内容主義と形式主義

の対立を乗り越えようとするものであったと見ることができる。牧口が初めて教壇に立ったころは教科書を何度も読ませ暗記させ、それをまねて文章を書かせるのが作文指導であった。定型的、標準的な文章の型を覚える学習であり、形式主義の指導であった。しかし、漢文調の文体しかなかった時代の小学校における作文指導は困難を極めた。そこで牧口は応用範文を軸にした段階的な作文指導を考案することになる。牧口が教科書の本文を参考に身近な話題で書き下ろした応用範文を参考にすることで、それまで何も書けなかったような生徒も、自分で考えたことを作文に書けるようになっていく。

牧口の指導法は教科書の文の模倣や型にはめる指導とは一線を画するものであったが、芦田の提唱する随意選題作文が作文指導法の主流となる中で、理解が広がらず、強い影響力を持つには至らなかった。型にはめる指導は古くさい、創造性がない、生徒の個性を伸ばせないなどと批判される。芦田の指導法は、型にはめて文章を書かせる指導法の対極にあるとも言える。好きなことを自由にたくさん書けという指導法は、才能にあふれた生徒は喜んで作文に取り組み、よい作文を書いてくるであろうが、その一方で作文を苦手とする生徒はいつまでも苦手なまま放置されることになる。

たしかに、作文指導で重要なのは自己表現であり、自分で考えて書くことが基本である。だれもが似たような作文を書いたのでは、作文指導したことにならない。教育で最も重要な人間教育にもつながらない。だが、表現力が不十分な学習者は、自分が考えた内容を文章としてつづるだけの技術がまだ身に付いていない。無理に書かせても同じ語句や似たような文型の繰り返しとなり、表現力を向上させることはできない。思考力が乏しければ、内容も貧弱なものになる。求められる作文指導は、まずしっかりと考えさせ、次に考えた内容にどのような形を与えればよいかをつかませることである。これは詰め込もうと思ってもできない。それができるように足場をかけてやるのが教師の役割である。単なる模倣作文や型にはめる作文指導ではない。井上(2007)も「スキルをとりたてて教えても思考力がつくわけではなく、実際に文章を書いていく過程で、内容に即した形でのみスキルは問題にすべきである」(p.41)と述べている。文型や語句を教えても、運用力が身に付かないのと同様に、序論・本論・結論の形式にまとめればよいとか、このような文章の型があるなどと指導しても、上手な作文が書けるようになるわけではない。

詳しいことは5節に譲るが、牧口が目指した読書と作文の連携は、単なる作文の表現技巧を教えようとするものではなく、思考力と表現力を身に付けさせ、学習言語能力を育てる指導そのものであると言える。

2.2. CBI や CLIL などの限界

最近の外国語教育は、CBI(内容中心教授法)、CLIL(内容言語統合型学習)、CALLA(アメリカのバイリンガル教育プログラム)に代表されるように目標言語を道具として使うことによって外国語を習得するという考え方、すなわち内容主義が主流になっている。これには従来型の方法で語彙や文法を取り立てて学んでも運

用力が身に付きにくいということと、たとえいくらか話せるようになっても教科学習に役立たない、実用的ではないという、やや次元の異なる2つの理由が背景にある。

文型・文法シラバスをもとに編集された教科書を使って外国語を学んだ場合、何が問題になるかというと、いつ、どこで、どのように使えばよいのかわからない、いざというときに言葉が出てこない、言いたいことが言えないなどの不満が学習者の間から出ることである。もう一つの問題はテキストで扱われる内容や場面が、学習者の生活や必要とするものと一致しないために、学習意欲が高まらないことである。CBI や CLIL は、このような問題点を解決するために言語学習と教科内容を関係づけて教え、学習効果を高めようとする取り組みだと言ってよい。

笹島(2011)はCLILについて、「目的は、学習者の自律を育て、学習者を成長させることにあります。単に外国語を教えることではなく、学習者が、外国語を通じて科目内容について興味を持ち、自分自身で外国語を使いながら学習を進めていくことを支援することが、CLIL教師の大きな役目となります」(p.4)と位置づけ、学ぶ意欲を引き出す可能性があると主張する。その一方で「発展途上の言語教育アプローチ」(p.15)と考えるべきであるとも述べる。教科内容を学習しながら、外国語を学ぼうというのであるが、そこには計画的なプログラムがないため、言語を学ぶ順序は偶然性にゆだねられており、自然習得に近い形で言語力をつけさせることを目指すのが特徴である。自然さを追求しようとするが故に、習得すべき言語項目は科目の内容の中に埋め込まれることになる。学習者は教科書や授業の内容を理解する一方で、学習活動に参加するために必要な語彙や文法、あるいは談話形式などを学び取っていくことが期待される。うまくいけば、一石二鳥であるが、言語として何を習得するかは学習者にゆだねられているとも言える。

このような指導によってだれもが外国語力を伸ばせるのであれば理想的であるが、現実には優秀な子ども以外は高度な言語運用力を身につけるのは困難である。それは海外で育つ日本人や国内で育つ外国人の子どもたちの中にダブル・リミテッドが少なくないという現実が、目標言語による教科教育が、必ずしも言語能力を伸ばすことにつながらないことを物語っている。教科教育と言語教育は目標が異なるだけでなく、指導法も異なる。特に言語教育で重要なのは、知識よりも指導技術である。目標言語による教科教育だけでは達成できない、学習言語能力の壁を学習者が突破できるような指導技術を開発し、JSL 児童生徒を支援していくことこそ、言語教師に課せられた使命である。

3. 年少者日本語教育の特徴

留学生や成人を対象とする日本語教育と年少者日本語教育では何が異なるのかを、 まず確認しておきたい。

留学生対象の集中日本語教育であれば、1セメスターで300時間程度をかけて初級用の教科書を終了する。しかし、年少者の場合は在籍学級にできるだけ早く入れ

て、教科学習を進める必要があるので、留学生と同じ時間を初期指導に割くのは時間的に不可能である。特に小学生には内容的にも無理がある。その理由を筆者の経験や観察をもとに整理すると、次のようになる。

- 1) 小学生、特に低学年の場合は集中力は短時間しか続かない。
- 2) 演繹的、論理的に文法指導をすることは難しい。
- 3) 具体物を使ったり、実際に行動させながら体験的に学習する必要がある。
- 4) 1回の授業で教えられる内容は留学生の数分の1である。
- 5) 日本語の教科書は学校生活や教科学習に役立つ場面や語彙、表現が足りない。
- 6) 学年や教科によって教科書や授業で使用される表現が異なる。
- 7) 一般の日本語教科書には子どもにとって必要がない、理解困難な項目が含まれる。

以上を一言で言えば、ヴィゴツキーがいう「科学的概念」が未発達の子どもたちは、生活の中で経験的に無自覚的に言語の運用力を身に付けていくのであり、教師はそれが可能になる環境を整え、具体的な場面の中で言葉を使うように働きかけることで習得を支援するのである。たとえば、動詞の活用などを前面に出して教えようとしてもできない。過去の形を教える前に、生徒の現実の生活について語る中で過去の概念を理解させることから始めなければならない。「この助詞の用法は~」と説明しても、品詞という概念がわからなければ、どうしようもない。それでも子どもたちは数年のうちに第二言語をある程度使いこなして生活できるようになる。ただし、問題は初期指導よりも、その後の学習言語能力の発達をどのように促して年齢相応の運用力を習得させていくのかである。自然習得では限界がある以上、母語話者とは異なるアプローチが必要になってくる。

4. 何を指導しなければならないのか

多くの JSL 児童生徒支援の現場では教科学習に必要な漢字・語彙、知識を理解させ、覚えさせることが指導の中心になっているが、これまで述べてきたように重要なのは「わかる」「覚える」ことで終わらせるのではなく、日本語で表現が「できる」ようにするための訓練である。思考力と表現力は表裏の関係にある。言語運用の訓練を通じて思考力を鍛え、鍛えた思考力が表現力を豊かにするのである。

言語は宿命的に線条性を特徴とする。思い浮かんだ語と語を文法規則に基づいて並べ、結び合わせて文を作り、さらにその文を組み合わせ、適切に配列することで他者に情報伝達をしたり、意思や感情を伝えたりする。それを可能にする思考力と言語運用力が、学習言語能力の中核部分であり、幹に相当する。これは母語話者でも苦手にする者がいるぐらいであるから、JSL 児童生徒には内容だけでなく、言語構造を踏まえた計画的な訓練を施さなければ、大半の者は習得できないままに終わってしまう。

年少者に日本語指導を行う場合、これまで論じてきたように留学生や成人と同じような教え方はできない。そのために知的発達に応じたトピックやタスクなどで活

動をしながら日本語を学んでいくという方法をとることになるのだが、その際に言語形式への気づきと運用の練習を教師が促すことを忘れてはならない。

4.1. 言語の役割

どう指導すればよいのかを理解するには、言語指導の特性を確認しておく必要がある。言語は情報伝達の道具として位置づけられることが多いが、年少者の言語発達からいうと、言語の習得過程は知的発達や認知的発達と密接に結びついていることをもとに、言語指導のあり方について考えていかなければならない。

人が考えるときには、言葉によって考える。つまり、言葉なしには考えられず、言語力が弱ければ、考える内容も貧弱になるということを意味する。自分の気持ちを言葉にして客観化することができない小さな子どもは、他者に自分の気持ちを伝えられないだけでなく、自分自身の感情を冷静に捉えることができずにいらいらしたり、周囲のものにあたってしまう。当然ながら他者の気持ちを察したり、斟酌することも難しいので、コミュニケーションがうまくいかず、人間関係も築けなくなる。JSL 児童生徒の場合も似たような状況に追い込まれることがある。母語によって思考する力があれば、日本語習得が進むにつれて、問題は徐々に解消されていくが、年齢が低い場合は要注意である。

人が脳内で考えるときに使っているのが、ヴィゴツキーのいう「内言」である。 学習言語能力にとって「内言」は重要な意味を持つ。内言は自身の考えを支えると 同時に、他人の考えを受け止めて理解するためにも重要な役割を担っている。それ は自己内の他者と言ってもよい。また、他者と話し合う中で自身の考えが整理され、 明確になることがあるのは、同時に自己内で対話が起きていると捉えることができ る。学習言語能力を高めるための言語指導は外部から働きかけて、自己内対話を促 し、内言を拡張、充実させる作業でもある。

教師の語りかけや問いかけは、言葉によって学習者に考えさせる行為であり、発話を促すことは、学習者が考えたことを言語化させる行為である。このようなことは、言語教育者が「幇助者」の姿勢に立ってはじめて可能になる。知識を与え、文法や語彙を理解させるだけなら、IT技術を利用すれば対面授業をしなくてもできることであり、それは言語教師の仕事の主たる使命ではないと言えよう。

4.2. 道具としての言語と伝えられる情報

内容主義と形式主義の論争に終止符を打つことができない理由はどこにあるかというと、両者は完全に分離することが不可能であり、それぞれ複雑にからみあっているからである。しかし、この問題を解決しない限り、言語教育改革は進まない。

まず、言語が伝えるものは、単なる情報や知識だけではない。これをどう捉えるかは学力観と深い関係があり、教科によって異なることに注意が必要である。JSL 児童生徒にとって教科学習を進める上で、言語的な障壁が高いのは、田中・他(2014)が示しているように語彙の多さや文章の複雑さなどから社会と国語であると言われる。語彙の量や種類だけからは社会と国語にそれほど大きな差はないように見えるが、ISL 児童生徒にとっては国語の壁のほうが各段に高い。それは問われ

るものの違いからくると言ってよい。何が難しいのかと言えば、国語の試験問題で大きな比重を占める、筆者の主張や思考の過程、登場人物の心情などが十分に読み取れないのである。これは漢字や語彙だけでは対応できない。背景知識が必要なものもあるが、それもあまり役に立たない。最も求められるのは語句や文の意味がわかることではなく、文と文のつながりや文章構成によって示されている論理を把握することである。著者が用いているロジックを理解するには、個々の文の意味はもちろん、それぞれの文がどのようにつながり、文章の中でどのような位置を占めているのかまでつかむ必要がある。多少わからない語句があっても、文章全体の構造と意図がつかめれば、類推も可能となる。

上記のことを貨物輸送を例に説明してみよう。文章を書く人は運転士であり、貨物は「知識・情報」である。それを運ぶためにトラックを用いるが、それが言語である。輸送される荷物のことを知るのは、内容学習であり、A学力の範囲である。教科学習の多くは、これが中心となるが、言語教材の内容は、運ぶ練習をするためのものにすぎない。文章を読むのは輸送を追体験することであり、話したり書いたりするときには自身が運転士とならなければならない。だが、トラックを運転するためには、機械の構造に関する知識(表記、文法、発音など)はあっても、運転する技術がなければどうしようもない。運転できたとしても、道路網がどうなっているかを知り、法令に従って最短距離で迷わず目的地に行くにはどこを通っていけばよいかを判断できなければ、仕事は務まらない。そのために必要なのは、言葉を操作する運転技術(運用力)であり、目的や状況に応じて最適な道を選んで走ることができる力(談話構成力)である。これはB学力の範囲と考えてよい。

理科や社会は知識を覚えることで、それなりの点が取れるようになると述べたが、教育段階が上がるほど、理解して覚えるだけではすまず、考察、分析、評価などの複雑な作業をしなければならなくなる。これが中等教育段階でドロップアウトする大きな理由である。つまり基盤となる言語運用力が弱ければ、学習が進むにつれて、行き詰まってくることを意味する。

効果の上がらない言語教育とは、自動車教習所で学科の講習を終えたあとは、生徒に勝手に運転練習をさせるようなものである。これが学習言語能力を身に付けられない生徒が多い理由である。本当に道具として言語を使いこなせるようにしたいのであれば、段階的に操作技能を訓練することが教師に求められる。このような意味で、B学力を伸ばすことができる教師かどうかは、teacher というよりも、trainer (訓練士) や supporter (支援者) としての自覚があるかどうかで判断できる。

4.3. 言語の訓練とは

紙幅の都合もあるので詳しく論じることはできないが、日本語指導につながる教 科学習とはどのようなものか、表現教育のための訓練と知識教育とはどう異なるか、 具体的な指導例によってその一端を示しておく。

4.3.1. 新しい知識を導入するとき

たとえば、4月の保健体育授業なら「健康」が取りあげられ、この言葉を理解し、覚えさせようとするであろう。英語あるいは学習者の母語を使う教師や、「病気じゃない、元気なこと」のようにやさしい日本語で説明する教師もいる。そして生徒が理解できたようであれば、「けんこう」と繰り返し言わせたり、漢字で書かせたりする。次に何をするかと言えば、健康の3要素「食事・運動・睡眠」を教えることになる。生徒は、食事や運動は聞いたことがあるとしても、要素や睡眠という語は初めてかもしれない。すると、「健康」の時と同様に、言いかえたり、訳語を与えて理解させ、板書して読ませ、ノートやプリントに書かせる。こうした授業によって生徒の頭に残るのは、単語と漢字である。その説明のために使われた表現には目が向かない。知らない語や知識と比べて、それを語る表現はいわば「地」や「後景」のようなものであり、よく注意していないと見逃してしまう。だが、日本語指導としてはこの部分が要となる。

授業中に教師が話す言葉や教科書の説明文はどうなっているであろうか。おそらく教科書に「健康というのは・・・ことです」とあれば、教師は「君たち、健康って何のことだろう。だれか知ってる。」というような話し方で授業を始めるであろう。同じように「3要素って、何のことかわかる?3つの大切なことだよ。健康のために大切なことが3つあるんだ。3つの大切なことって何だろう。教科書の~ページの図を見てごらん。この漢字は何て読むのかな。はい、〇〇さん。・・・」というように授業は進んでいく。

ここには表現として習得しておかなければならないものとして、まず「~というのは…ことです」「~って、何のこと」が挙げられる。書き言葉と話し言葉の違いも重要であるし、新たな知識を得ていくためには、定義や説明を述べる構文はなくてはならないものである。「食事というのは何のことですか」のような形で生徒に質問させてもよいであろうし、逆にして「食べることを何といいますか」としてもよい。作文を書くときに何か説明する場合、必要になってくる。話すとおりに書こうとする生徒もいるので、書くときとの違いも確認しておいたほうがよい。さらには「って/という」には、伝聞や聞き返し、あるいは連体修飾などの用法もあるので、日本生活にある程度慣れている生徒には応用的な指導もできる。このようなテーマには表やグラフもつきものである。データの確認だけでなく、それを用いて、比較や程度の表現の練習もあわせてできる。

また、3要素についても「健康のためには…が必要だ」「~ば、…なる」「3要素がそろわないと、…」「健康にとって欠かせないものは…」「健康になるために~する」など条件や目的など多様な表現活動が可能である。健康、食事、運動、睡眠などの語を理解させ、覚えさせることにとどまることなく、文として、談話として学んだことを言語化していってはじめて、本来の JSL 指導となるのである。

4.3.2. 論理的な日本語表現の指導

前項の例はまだ基礎的な段階であり、学習言語能力の入口であるが、ここから具体的な訓練が始まっていく。学習言語能力の柱になるのは論理的な思考力である。 論理的な文章を理解したり、書いたりできるかどうかが重要である。いろいろな教 科がある中で、JSL生徒にとって論理的な表現を学ぶ第一歩として比較的有効なの が、数学を使った日本語指導である。というのは、数学は使われる用語は日常語と は異なるものが多いが、数は限られ、同じような表現が繰り返し表れるので、思考 力、論理力の基盤を作るのに利用しやすい。数学によって基本的な形を身につける ことができれば、それは他教科の学習にもつながっていく。

教師によっては新出用語を教えるときに、英語などの訳語を与える人がいるが、 数学のように生活言語とはまったく異なる概念や用語を JSL 生徒に訳語で与えて も、生徒がその語を知っている可能性は低い。たとえ生徒がうなずいたとしても、 教師が期待している理解とは異なる受け止め方をしているおそれもあるので、やさ しい日本語で、図や実物を用いながら意味を正しく理解させるようにしたほうがよい。

JSL 生徒にとって数学を勉強するときに壁になるのは文章題と証明問題である。 計算はできても文章を読んで計算式を作ることができなければ解答できない。証明 問題に解答するには、証明に必要な論理を理解し、言葉を用いて組み立てていくこ とが必要である。

たとえば、中学3年生になると、因数分解や平方根が出てくるので、計算の手順を説明したり、 $\sqrt{2}$ が無理数である理由を説明したりしなければならない。「~であるから、~である。したがって、~できる」「そこで~と仮定してみる。ただし、~でおく。」というような文が次々と出てくる。単に数式が並んでいる場合が多いが、その数式を理解することとともに、どのように日本語の文として言語化できるかが問われる。小学校から日本の学校に入った場合、小学校で使われている語彙や表現と中学で使われる語彙や表現には大きな違いがあることにも注意が必要である。前に習った表現ならわかるのに、新しい言い方は使えないという場合もある。それほど難しい表現ではないにもかかわらず、日常語としては使われないので、日本語の教科書には出てこないものも少なくない。このような点に気をつけながら、計算の答えが出せたことに満足することなく、考えたことを言葉として表す訓練をすることが日本語の指導となる。教科指導と日本語指導の連携は、それなりに工夫が必要であるし、手間もかかるのである。

石井(2010)は「具体的な状況の中で実感としてわかったと感じたことを他者と共有したり、整理しなおしたりするために必要な支援を得てことばで表現することによって、理解はより明確になり、深められる」(p.232)と述べているが、これを実践するためには教師の言語観を転換していく必要がある。これまで論じてきたことからわかるように、知識を教えるときと、表現を教えるときは、着眼点が全く異なる。知識は覚えればよいが、表現指導は一つのことを多様な表現形式で語れるように訓練することが大切である。

表現力の幅が少しずつ広がっていけば、教科に対する理解も深まり、自信もつく。 そうすれば、満足感や喜びも生まれ、意欲も高まってくるに違いない。

5. 牧口の「綴り方指導」と学習言語能力育成

ここでは牧口の綴り方指導を参考に、学習言語能力育成法について考察する。

学習言語能力の柱となるのは読み書き能力とも言えるが、能力が特にはっきりと表れるのは作文力である。したがって、学習言語能力を育てるには読解と連動した作文指導が有効であると考えられる。読解指導をいかにして表現力に結びつけるかということは、「知ると表出は同一事項の表裏のみ」「啻に其材料たる思想と其附合たる文字とを以て足れりとせず、必ずや構造をなすの模範を要す」(牧口1982:272-273)と述べていることからわかるように、牧口の綴り方指導の中核にある。

牧口の綴り方指導の手順は、教科書の文章の利用法によって4つに分けられているが、ここでは、1) 読書と連携した作文指導、2) 生徒の発想を文章化する指導、の2つに大きく分けて見ていく。

5.1. 読書と連携した作文指導

まず、読書を作文指導に利用する方法であるが、山本(2012)で論じたように、牧口の綴り方指導案の中で、「応用範文」を用いて改作させる活動が重要な位置を占める。詳細は拙論に譲るが、教科書の本文をどのように利用して、生徒の作文能力育成につなげるかに主眼がある。明治時代の北海道の小学校で学ぶ生徒にとって教科書で使われている漢文調日本語は、日常の生活言語とはかけ離れた外国語同然のもので、JSL生徒が日本語に対して抱く感覚に近いものがあった。そういう時代に、牧口は生徒にとって身近な話題で自作した応用範文を提示することで、生徒の自己表現活動を促そうとしたのであった。

教師の意識が生徒に教科書の内容を理解させることに向けられていると、生徒は知識を覚えることで安心してしまう。教師は、質問に対する答えが単語であったとしても、生徒が理解できたと判断し、次の項目に進む。表現の学習は知識を理解し、覚えたところから出発するものである。

学習者にとって、すでに論じたように表現形式を意識することは簡単なことではない。ましてそれが自力で使えるようになるものではない。4.2. で用いた貨物輸送の例を用いるなら、荷物の種類や自動車の色やデザインに目を奪われた状態が内容学習である。表現を学ぶためには、自動車の運転技術と道路網が重要であり、運ぶものは自分で用意しなければ意味がない。

これが、牧口が応用範文を自ら作成し、生徒に提示した最大の理由である。教科書の本文と類似の表現形式で身近な話題について書かれた応用範文を対比することで、学習者は学び取るべき形式をつかみ取ることができる。なぜなら、内容はすでに自分たちが知っていることなのであるから、内容に気を取られることがなくなり、教科書で勉強した文章と見比べながら、何を習得すべきかを知るのである。内容に引きずられないようにして、内容と形式を結びつけて指導するための秘訣がある。

生徒が表現形式を十分に意識できたところで、「改作」を行う。牧口は基本的な 手順として、(1) 同一の思想を異なれる言語で綴らしむる事(同じ内容を別の表現 でどう言えばよいかを考えさせる)、(2) 同一の文体、若しくは類似の文体により、異れる意味を以て綴らしむる事(同じ、あるいは類似の形式でほかの内容について語る)、(3) 言語及思想を変ぜずして、其文体を変ずる事(漢文調と口語調、書き言葉と話し言葉の違いを考えさせる)という3つの方法を挙げている(牧口1982:275-276)。これが基本的なものであるが、さらに語句の順序を入れ換えたり、主なる文を従なる文にする、直接のものを間接のものにする、要約する、敷衍するなどの方法も示している。JSL 指導において、トピック型であれ、教科志向型であれ、こうした活動が行われれば、生徒は言語の運用法を意識せざるを得なくなる。それは思考力を鍛える活動と表裏の関係にある。JSL カリキュラムは「日本語を使った学びの活動」を強調するが、学んだことを他者に伝えるためにどのような表現形式を習得させる必要があるのかが曖昧であれば、効果的な学習言語能力育成はできない。

5.2. 生徒の発想を文章化する指導

生徒に表現形式を意識付けできれば、あとは書くべき内容の活性化と言語化のプロセスに移る。2節ですでに論じたように自分が感じたことや考えたことを言葉として産出するには、それなりの形式と技術が求められる。前項のような指導によってある程度言語形式を使いこなせるようになれば、自由作文に入ることになるが、自由に書けと言うだけでは指導にならない。JSL 児童生徒には段階的な指導が不可欠である。牧口は3段階の指導を提案している。(牧口1982:314)

第1段階は作文を書くためのアイデアを出し、整理するところから始まる。牧口はそれを「思想の表出」としているが、JSL 児童生徒は日本人生徒に比べて語彙が少ないことが多いので、最初の段階でつまずかないように考えたこと、感じたことをまず単語として言語化する。教師の語りかけ・問いかけによって「思想の開発」を行い、単語を単文にし、板書していく。これが出尽くしたら、「思想の整頓」を行う。どのような順序で配列すればよいかと考えさせる。これは文章に「一貫性」を持たせる作業であり、論理力が求められる。

次の課題は、文を並べるだけでは、文章にならないので「各短文の連結」である。ここでは接続詞や接続助詞、指示詞などが大切になってくる。つなぐために新たな文を挿入する必要が出てくることもある。焦点を明確にするためにノダ文を使ったり、文の前後を入れ換えることもある。いわゆる「結束性」をどうやって作るかの指導である。ここでは視点や立場というものも重要になる。視点によって自動詞・他動詞、受身・使役、授受などの表現の選択、あるいは評価が関わる表現にも注意しなければならない。この作業は言語運用力を伸ばすためにも、思考力を鍛えるためにも重要なプロセスである。生徒が互いに知恵を出し合い、協働作業の中でよりよい文章を練り上げていくのも効果的である。

これによってある程度文章らしくなってきたら、仕上げの「文章の修飾」の段階になる。ここで、より適切かつ高度な語彙や表現、目的や場に応じた表現、読み手への配慮等々に関する指導を経て、最終的な作文が完成する。

このような指導法を行っている国語教師もいるはずだが、なぜか ISL 指導の現場

ではあまり見かけない。それは担当者の専門が言語教育とは限らないため、指導法 がよくわからないまま、自分なりの指導を行っているからではないかと思われる。

5.3. 牧口の指導法と思考力育成

牧口の綴り方指導では、教科書の本文の「改作」が大きな意味を持つことになるが、それがどのように思考力育成につながるかを確認しておきたい。石井(2015)は「思考力とそれを支える言語能力の育成には、意味が掴めるだけでは不十分で、理解した事柄や意味の吟味や再構成が必要である」(p.28)と述べている。石井の議論の焦点は「対話」について論じることにあり、この「再構成」がどのような作業を意図しているのか、具体的な説明はない。

思考が言語の裏付けを必要とする以上、その育成は、対話の質と量で決まることは間違いない。石井は「具体的な場面状況という大きな手掛かりを前提とし、やりとりという共同作業の形によって、お互いの理解や意味の形成を相互行為として成立させていく」(p.27)と述べている。つまり、言語能力や認知能力が乏しければ、自己内対話によって考えを整理したり、深めたり、さらにそれを言語化して表出することはできない。他者による働きかけは、巣立ち前の雛に働きかける親鳥のようなものである。学習者は他者による語りかけを100%そのまま記憶するわけではない。自分なりの言葉で短くまとめて要点を記憶にとどめようとする。その内容によっては評価や序列化をしたり、あるいは回答や反論などを考えることになる。

これは母語話者でも第二言語話者でも違いはない。だが、同じ手法によって JSL 児童生徒の指導を行って、母語話者と同等の学習言語能力を育てられるとは限らない。なぜなら、母語話者への指導は内容中心の指導でもそれなりの効果を上げられるが、 JSL の場合は言語形式に注意を向けさせ、表現力を身に付けさせることが重要だからである。言語形式を知識として教え込むのではなく、学習者自身につかみ取らせるようにしていくのである。西口(2015:32)は、これをバフチンの分析をもとに「私物化」(appropriation)と呼んでいる。ただし、だれもが自力で言語を自分のものにできるわけではないところに留意しなければならない。私物化すべきは表現形式であり、知識や情報ではないからである。ここに幇助者の必要性と、段階的・計画的な指導の重要性がある。

このように考えてくると、牧口の綴り方指導における「改作」は、単なる代入や言い換えの練習ではなく、思考の訓練であり、内言を豊かにするものと言ってもよい。文章単位やパラグラフ単位で行われる「改作」は、機械的な反復練習とは全く異なる作業である。視点や立場を明確にした上で、一貫性を保ちながら適切に文を連ねていくためには、高度な思考をもとに複雑な談話構造を使いこなさなければならない。ここに創造的日本語教育の道を開くカギがあると考えてよい。

6. おわりに

JSL 児童生徒にとって日本語指導と教科指導の連携はきわめて重要である。日本語指導では学習活動に役立つ文型や語彙を取捨選択することはもちろん、例文や場面も学校生活に即したものにすることが望ましい。教材中の会話例や文章の談話構造も、実際の授業中の教師の話し方や教科書の文章の分析をもとにしたものにする必要がある。また学年によって使われる語句や表現法が変わってくることにも配慮しなければならない。それに対応できる学習言語能力を育成するには長期間にわたる継続的な支援が不可欠であるが、在籍学級にもどってからの JSL 児童生徒の指導を担うのは日本語教師ではない。したがって、全教員が効果的な日本語指導ができるようにすることが急務である。

また、本稿では論じなかったが、年少者の日本語力を伸ばすには、母語の識字能力を育てて活用することが有効である。しかも、母語保持支援は家庭におけるコミュニケーションの断絶を防ぐことになるだけでなく、生徒の円満なアイデンティティ形成にとっても必要なことである。

牧口は「考えその物よりは考え方に無頓着のものは糠に釘で、いくら骨を折った所で結果に於て何物も残らぬ」(1983:290)と、誰かが考えた結果を知識としてそのまま教える教育を批判し、「考へよりも考へ方を」と考えさせることの大切さを強調している。知識は知恵に至る門と言われるが、まさに言語教育の使命は知恵の門を開くところにある。それを可能にするのは論理的思考を鍛える対話であり、創造的日本語教育の目指すところである。JSL 児童生徒が日本語教育を通じて思考力や表現力を鍛え、自己実現できるようになることは、グローバル時代にあって多様な価値観や文化を背景とする人々を結びつけ、平和な共生社会を実現する力となることは間違いない。JSL 児童生徒が言語障壁を克服し、日本人生徒と相互に学び成長し合うwin-winの関係を築くことができれば、真の意味のグローバル・シティズンの育成であり、日本語教育が善や美の価値を創造する社会基盤として機能したことになる。

本稿では、創造的日本語教育の目指すものが思考力・表現力を鍛えるところにあり、学習言語能力育成につながるものであると位置づけることができた。だが、指導すべき思考力の内容とその表現形式の関係についてはさらに考察が必要である。これは次稿の課題としたい。

注

1) Cummins (2013) では、"while the teaching of discrete language skills is certainly an important dimension of literacy instruction, it does not directly promote the development of academic language proficiency" (pp.14-15) と述べて、項目別言語能力指導は重要ではあるが、それによって学習言語能力を育成できるわけではないことを示している。

参考文献

- 石井恵理子 (2010)「子どもの日本語教育」『言語と社会・教育』 朝倉書店、pp.213-237
- 石井恵理子 (2015)「思考力としてのことばの力を育てる国語教育へ」『日本語学』 vol.34-12 明治書院、pp.22-30
- 井上尚美(2007)『思考力育成への方略 ―メタ認知・自己学習・言語論理 <増補 新版>―』明治図書
- 川上郁雄(2011)『「移動する子どもたち」のことばの教育学』くろしお出版
- 是川夕(2012)「日本における外国人の定住化についての社会階層論による分析 一職業達成と世代間移動に焦点をあてて一」ESRI Discussion Paper Series No.283. 内閣府

http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis283/e_dis283.pdf

- 笹島茂編(2011)『新しい発想の授業─理科や歴史を外国語で教える!?─』三修社
- 佐藤郡衛・他 (2005)『小学校 JSL カリキュラム「解説」』 スリーエーネットワーク 志水宏吉 (2005)『学力を育てる』 岩波新書
- 田中牧郎・他(2014)「日本語を母語としない生徒にとっての『文章理解の壁』」 『2014年度日本語教育学会秋季大会予稿集』、pp.55-66
- 趙衛国(2005)「公立高校に在学する外国出身生徒の現状と進路をめぐって」『中国系移住者から見た日本の社会問題』社会安全研究財団

https://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2012/05/17324-5.pdf

中島和子(2010)『マルチリンガル教育への招待』ひつじ書房

西口光一(2015)『対話原理と第二言語の習得と教育―第二言語教育におけるバフ チン的アプローチ』くろしお出版

バトラー後藤裕子(2011)『学習言語とは何か』三省堂

文部科学省(2003)「ISLカリキュラム開発の基本構想」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/008/001.htm 文部科学省(2008)「小学校学習指導要領解説」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/icsFiles/afieldfile/2009/06/16/1234931_001.pdf

文部科学省(2015)「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成 26 年度)」の結果について

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/__icsFiles/afieldfile/2015/06/26/1357044 01 1.pdf

牧口常三郎(1982)『牧口常三郎全集第七巻』第三文明社

牧口常三郎(1983)『牧口常三郎全集第六巻』第三文明社

松尾知明(2011)「外国人児童生徒と学力保障—CALLA モデルによる授業作り—」 『国立教育政策研究所紀要』140集、pp.211-221

山本忠行(2012)「牧口常三郎の綴り方教育に学ぶ言語教育―事柄教育から表現教育へ」『創価大学通信教育部論集』第15号、pp.50-70

山本忠行(2013)「日本語直接教授法再考―創造的日本語教育を目指して―」『創価

- 大学通信教育部論集』第16号、pp.69-89
- 山本忠行(2014)「表現教育としての日本語教育」『創価大学通信教育部論集』第17 号、pp.8-30
- 山本忠行(2016)「創造的日本語教育と価値論」『創価大学通信教育部論集第18号』、 pp.67-87
- Cummins, Jim. (2001) . *Negotiating Identities: Education for Empowerment in a Diverse Society* (2nd ed.) . Los Angels:California Association for Bilingual Education.
- Cummins, Jim. (2013). BICS and CALP: Empirical Support, Theoretical Status, and Policy Implications of a Controversial Distinction. In Hawkins, M.R. ed. *Framing Languages and Literacies: Socially Situated Views and Perspectives*. New York: Routledge.
- Wilson, Leslie Owen. (2013) . Anderson and Krathwohl Understanding the New Version of Bloom's Taxonomy.
 - http://the second principle.com/teaching-essentials/beyond-bloom-cognitive-taxonomy-revised/

ブロンズ像の指針・再論 - 『創立者の語らい』の箴言的解読2-

坂本幹雄

1. ブロンズ像の指針・再論

「英知を磨くは何のため 君よそれを忘るるな」 「労苦と使命の中にのみ人生の価値は生まれる」

小論は、創価大学の『創立者の語らい』(池田 1995 - 2015) 27 巻を上記の創価大学のブロンズ像の 2 つの指針から始めて箴言的視点から解読した坂本 (2016b) (以下、前回)の続編である。「原点への旅」(2:143)の続きである。『創立者の語らい』のその含蓄に富んだ数々の名言を提示していく。そのために、創立者の経験的・理論的根拠を探りつつ考察を加える。また私は経済学徒であるから、経済思想の観点からも論及する。以上のように構成するが、これらは前回と同様の枠組みである。

今回は「学光」、偉人謙虚論、教育聖業論、原点論、時間論および場所論につい て考察する。前回は、ブロンズ像の指針を主として「英知を磨く」、「何のため」、 「労苦と使命」、および「人生の価値」に分解して考察してみた。その際、上記に かかわる論点があったが、紙幅大幅超過となってしまうため論及しえなかった。そ こで小論となった次第である。まず前回は「英知を磨く」は、知識と知恵の二分法 に焦点をあてた。そのため「学は光」(2:99 他)、「学問は権利」(1:5 他) 等、学問・ 知識について単独で述べられた数多くの部分があるが、こうした点には論及でき ず、この特質を考察してみることがまず今回の課題である。次に「何のため」=人 類の平和に貢献し、民衆に尽くした多くの偉人・著名人が全編にわたって登場する が、この点についてその1つの特徴を考察してみたい。また民衆に尽くす人材を育 成する教育論も全編にわたって展開されているが、これもスケールが大きいから1 つの本質的な特徴から考察してみたい。さらに「何のため」から向かった原点論は、 前回あげたよりももっと多様に展開されており、やはり課題として残された。そも そも「原点」とは何かもあらためて明らかにしたい。そして「労苦と使命」の方か ら「人生」に焦点をあて、人生の原点論として考察してみたい。最後に「労苦と使 命!について、それを実践する時間と場所について考察を加えたい。以上によって ブロンズ像の指針のさらなる解読すなわち「原点への旅」を続け、『創立者の語ら い』のさらなる解読すなわちブロンズ像の指針の「重層化」(2:143)を進めたい。

2. 学は光、無学は闇一光と闇のメタファー

学問論の中からは、断然、創価大学通信教育部のシンボル・「永遠の指針」 (2014b:24) である「学光」に焦点をあてたい。創価大学通信教育部の補助教材の月刊機関誌『学光』のタイトルは、「ソクラテスの「学は光なり、無学は闇なり」の言葉から、請われて」創立者が「命名したものである」(池田 2005a:206)¹⁾。「学の光をもって、わが人生を、そして、社会を照らしゆく」との意から、命名された瞬間、創価大学通信教育部の「永遠の指針」(池田 2014b:24) が決まったわけである。

この「学は光なり、無学は闇なり」は、創価教育の創立者「牧口先生が愛された」ことばである (池田 1998:56, 2005b:70)。さらに拡大版があって、創価大学本部棟の前にある「高さ 10 メートル」の「凛々しく」立った「学光の塔」には次のように刻まれている 2)。

「「学は光、無学は闇。知は力、無知は悲劇」 これ、創価教育の父・牧口常三郎 先生の精神なり。この「学光」を以て永遠に世界を照らしゆくことが我が創価の 誉れある使命である

さて前述の「ソクラテスの言葉」とはおそらくプラトン『国家』の有名な「太陽の比喩」と「洞窟の比喩」の趣意だろう (坂本 2016a:6-7)。『国家』第6巻の中でソクラテスは次のようなアナロジーを語っている。

「思惟によって知られる世界において、〈善〉が〈知るもの〉と〈知られるもの〉に対してもつ関係は、見られる世界において、太陽が〈見るもの〉と〈見られるもの〉に対してもつ関係とちょうど同じなのだ。」(プラトン 1979:508C) 夜は視覚は働かず、陽光のもとで視力があることが明らかである。そしてこれに対応して魂についてのアナロジーが次のように展開される。

「それでは、同様にして魂の場合についても、次のことを心に留めてくれたまえ。――魂が、〈真〉と〈有〉が照らしているものへと向けられてそこに落着くときには、知が目覚めてそのものを認識し、その魂は知性をもっているとみられる。けれども、暗闇と入り混ったもの、すなわち、生成し消滅するものへと向けられるときは、魂は思わくするばかりで、さまざまの思わくを上を下へと転変させるなかで、ぼんやりとしかわからず、こんどは知性をもっていないのと同じようなことになる。|(プラトン1979:508D)

ここから「学は光、無学は闇」が読み取れる。さらに第7巻でソクラテスが「善の イデア」=「最も光り輝くもの」と語る次のような一節がある。

「一人一人の人間がもっている真理を知るための機能と各人がそれによって学び知るところの器官とは、はじめから魂のなかに内在しているのであって、ただそれを――あたかも目を暗闇から光明へ転向させるには、身体の全体といっしょに転向させるのでなければ不可能であったように――魂の全体といっしょに生成流転する世界から一転させて、実在および実在のうち最も光り輝くものを観ることに堪えうるようになるまで導いていかなければならないのだ。そして、その最も

光り輝くものというのは、われわれの主張では、善にほかならぬ。」(プラトン 1979:518C-D)

これを次の『創立者の語らい』の一節と読み比べてみよう。

「教育の本義は、知識や情報を外から「注入」することに止まらない。知識や情報を、いかにして人々の幸福のために、人類の繁栄のために、世界の平和のために使いこなしていくのか。その主体となる、善なる智慧を、生命の内面から最大に「啓発」していくことであると、牧口会長は探究し、実践した。」(20:190)

これもその内発性という点において『国家』と見事に呼応する一節である。

「古来、「知識は力なり」また「学は光なり」といわれる」(2:99) ように、そのようなものとも思われる。たとえば、アリストテレスの「魂は、学問から(真理を知るのに必要な)光を受け取るのだ」(13:21, ディオゲネス 1989 訳 (中) 26) の引用がある。またチェーホフ『曠野』の中で、神父が親元を離れて学校に行く少年を慰めて「学問は光、無学は闇、っていうじゃないか」とつぶやく (Chekhov 1991:204 訳 359)。この一節が親孝行論の中で引用されている (20:181)。その他、『創立者の語らい』の随所で「学光」のメタファーが用いられている 3。

なぜ多用されているのか。栄光をめざす学生への励ましは自ずとそうなってくる。これではナイーブである。創立者が若き日から親しんできたゲーテ、トルストイそしてエマソン等の影響である、といった見方が自然かもしれない。もちろん光のメタファーはさまざまな分野に見られる。そもそも宗教あるいは文化全体との関連からも考えられるかもしれない。しかし今回はそのテーマ性から学問の世界に限定してまとめてみた。

3. 偉人は謙虚なり

「何のため」という人類の平和に貢献してきた人々の共通の特質は何か。それは1つには明らかに、その謙虚さである⁴⁾。『創立者の語らい』はこの点が経験的・理論的に明らかにされている。歴史上の偉大な人物についてもそうであるが、むしろ特徴的な点は、長年にわたり多くの著名人と会ってきた経験として、共通して言えることとして、偉大な人はみな謙虚であると随所で表明されている点である⁵⁾。たとえば次のように述べられている。

「事実、一つの道を究めた一流の人物は、必ずそうした(普遍的な一引用者補足)知恵の輝きを放っている。ゆえに謙虚であり、人格の光がある。これは国内外の多くの著名人と会ってきた私の経験からの結論でもある。」(3:8)

もう1つ同様の感懐をあげてみよう。

「わたしは、これまで世界の多くの指導者、知識人・文化人と会ってまいりました。その経験から常に思うことは、本当に立派な人、一流の人は、まことに謙虚であるということです。」(3:94)

しかしこれは経験則的なものにすぎないわけではない。仏法理論を用いた人間論の中に偉人謙虚論が含まれた講演がある。それが1994年の「人間一大いなるコス

モス」と題したモスクワ大学記念講演である。それは仏法の「妙の三義」の現代的な展開の中からが浮かび上がってくるものである。「妙の三義」について仏典には次のように規定されている。

「妙と申す事は開と云う事なり」(日蓮:1952:943)

「妙とは具の義なり具とは円満の義なり」(日蓮:1952:944)

「妙とは蘇生の義なり蘇生と申すはよみがへる義なり」(日蓮:1952:947) この「開く」、「具足」、「蘇生」の「妙の三義」が「規範性」、「普遍性」、「内発性」 に「敷衍」される(記 2:197-198)。

まず「開く」とは「依って生きるところの根本規範を、人間自身の内面から開いていく」という「規範の開示」の意味である。いいかえれば「如意宝珠」 = 「仏性」の開示という意味である。この「根本規範に目覚めた人間ほど、強いものはない」。この例としてトルストイ文学があげられる。『アンナ・カレーニナ』におけるレーヴィンと一農夫との「魂と魂の触発」による開示がそれである。暗から明へ、闇から光への回心のドラマの「生のダイナミズム」のトルストイの世界は、法華経の「躍動感あふれる生命感」と「強く共鳴しあって」おり「生命の本然的な凱歌」にほかならない(記 2:199-201)。

この開示された規範は、「具足・円満」の部分観・差別観ではなく全体観・包括的世界観でなければならない。すなわち「具足・円満」の義は、「普遍性」(「共生」「縁起」の秩序感覚、コスモス感覚)の拡大、「小我」から「大我」への自我の拡大と規定される。レーヴィンの「青い円天井」(Tolstoy 2012:783 訳(下) 468)という感性による「普遍性」の「感触」もまたあたたかな「人間性」の「宇宙生命の鼓動そのもの」の世界である(記 2:201-205)。

「蘇生」とは「物事を固定化せず、「今日より明日へ」と蘇りゆく創造的生命のダメイナミズムを保ち続けること」である。仏法では「自身法性の大地を生死生死と転ぐりゆくなり」(日蓮 1952:724)と「永遠の生命を貫く本源的な蘇生の力が、人間自身に内在すること」が明示されている。「蘇生」とは「内発性」の「異名」である。すなわちドグマを脱却した「レーヴィン的懐疑」は「内面を見つめ直し、日々新たな自分を作り上げていこうとする内発的な力」である。そのような内発的な力は「古来、人格的な価値の枢軸を成す「謙虚さ」、そして「寛容さ」を生み出す母胎」であった(記 2:205-207)。

そして規範性には「依って立つ足場に対する確信」が伴うが、重要なのは「レーヴィン的懐疑」という「内発的な力」である。「レーヴィンのように、その「規範」の正しさを常に問いかける内省の眼があってこそ、「規範」は化石化せず、生き生きと創造の営みを続けられる」。「逆にいえば、謙虚さや寛容といった内発的な人格的価値に結実しない「規範性」は、どこか虚偽やごまかしがある」。「規範性」と「内発性」が「両々相まってこそ、すぐれて人格的な力」となる。「ゆえに強い人ほど謙虚であり、確信の人ほど寛容」である(記 2:207-8)。

以上が規範性・普遍性・内発性という妙の三義の現代的解釈の大略である。トルストイ文学の1つの解釈にもなっている。この展開の中に謙虚の徳性という人格的

価値が立ち現れてきた。かくして「人間―大いなるコスモス」の「人格形成」は謙虚の徳性に表出され、本講演は偉人謙虚論の理論的解明にもなっている。

このような人類の平和に貢献しゆく謙虚にして寛容の資質を具備した人材が待望 されるが、その人材を育てる事業こそ教育である。いよいよ教育そのものについて 焦点をあてて進めたい。教育の本質として強調されているこれもまたやはり伝統的 な「教育は聖業なり」という名言に進もう。

4. 教育は聖業なり

『創立者の語らい』後半の基調となっているものは、教員革命論と親孝行論である。そのスケールの大きな教育論に関して論ずるためには一書を要するだろう。小論では繰り返し強調されている教育の本質を一言で表した現代では失われた感のある伝統的な「教育は聖業なり」ということばに焦点をあててみたい。

『創立者の語らい』では「教育は聖業なり」と繰り返し強調されている⁶。まずその意味について問えば、答えとしては、創価教育の原点をあげるのがベストだろう。創価教育の創始者・牧口常三郎『創価教育学体系』の「教育方法論」の「緒論」に次の一節がある。

「教育は最優最良の人材にあらざれば成功することの出来ぬ人生最高至難の技術であり芸術である。是は世上の何物にも代え難き生命といふ無上宝珠を対象とするに基づく。」(牧口 1983:253)

この一節から次のように「教育は聖業なり」と解釈される。

「人間の生命は、「宝の珠」のように尊い。その生命を対象とするのが教育である。ゆえに教育こそ最高の「聖業」であり、教育者こそ最高の「使命ある人」である。」 $(11:57)^7$

それでは教師はこの聖業たる教育にどのような姿勢で携わればよいのか。この点もまた実に明確である。すなわち『創立者の語らい』では学生をわが子以上に大切にし、愛していくことであると繰り返し強調されている⁸⁾。また創立者の 2000 年の教育提言 (池田 2014a) では「社会のための教育」から「教育のための社会」へのパラダイムの転換が提言されている⁹⁾。

前者は、想像を絶するファカルティー・ディベロップメントである。後者は教育のコペルニクス的転換である。なぜそうなのか。私は経済学徒であるから、経済学の方から考えてみたい。

経済学では、教育は次のように把握されている。教育は投資である(人的資本論)。 教育投資は経済成長・技術進歩・社会の発展に寄与する。教育は消費である(消費 者主権論)。教育はサービス業である(教育市場論)。教育は外部性である(市場の 失敗)。教育は(準)公共財である。あるいは学歴はシグナルである(労働市場の 情報の非対称性の解消)等。

そもそもアダム・スミスは教育経済学の創始者でもあったといえる (坂本 2011)。 スミスには人的資本論・職業論・高等教育サービス市場論等もあるからである。た だしスミスは道徳哲学者でもあった。ちなみにスミス自身は学生最優先の教師像を 体現していた (坂本 2011:42)。

現代経済学は、この道徳哲学とは遠く離れてしまった。確かに現代経済学は、新古典派経済学の合理的選択理論の経済人という人間像を超えて、利他性を導入した効用関数を設定したり、認知科学や心理学の成果を摂取した行動経済学などにより人間の多様性を見つめるようにはなってきた。また応用経済学の一分野として教育経済学があるが、学歴と所得の関係、学力の向上といった伝統的なテーマだけではなく、非認知能力の向上の要因等の分析も進んでいる。そうした実証研究により、すぐれた成果や知見がもたらされている。しかし道徳哲学としての経済学という視点は少ないだろう。少なくとも主流ではない。たとえば、政治哲学者マイケル・サンデル(Sandel:2012,2013)は、経済学に乗り込んできて、市場経済による道徳の破壊を強調している。経済学はそれに応答しなければならない。経済学者は経済学の限界を知って研究しているというだろうが、サンデルをたやすく打ち返せるように経済学はもっと思想的に深く豊かな基盤の上に改善されるべきであると思う。

道徳哲学が希薄なままに極度に専門化した現代経済学による教育の把握は、『創立者の語らい』の世界から見るとまことに心もとない。簡単な経済学の思考法をあげよう。たとえば経済学はコスト・パフォーマンスや費用対効果を重視する。供給の学校側は授業料という対価に見合う教育サービスを需要の学生・親の側に提供しなければならない。授業が最適化されていればよい。教師に与太話など余談を許さない等の点では啓発的である。しかしこのような教育市場・教育サービス業の視点からは、(実際にはさすがに教育=サービス業に尽きるとする教師は少ないだろうが)当然であるが教師が「学生を「わが子以上」に大切にし、面倒を見て」(22:9)いくことにはなりえない。「一度面倒を見た学生は、自分が死ぬまで面倒を見ていく」(8:40)、「生涯にわたって、学生を大切にすること」(16:138)もありえない。そして教育投資には、教育費を負担する親のためという側面が大きい。学校側は親に対して一定の便益の説明責任がある。ちなみに効用関数は親のそれであって、学生や教師のそれは難しすぎる。そして外部性・公共財は社会のためである。直接に子どものためというわけではないだろう。

前述の「教育は芸術である」に象徴されるように、そして『創立者の語らい』の教育世界全体が示すように、教育は、生徒や学生の人格形成を含んでおり、プライスレスの側面があまりにも大きい。相応の報酬に値するプロの講義・授業だけでは足りない。人格形成は前回述べた「桜梅桃李」の個性や個別的側面が強く一般化・法則化できるものではない。英知の総力を結集しなければ、教育全体の変革にはいたらない。

教育の成功は、まず「教員革命」(16:142,7:6 他)から始まる。教師の学識だけでは足りず、教師自身の「人格」が決め手である。「教育は地味ではあるが、人間をつくり、育てる聖業である。これほど尊い仕事はない。これほど価値ある、喜びの深い仕事はない」(17:7-8)と説かれている。教育の長期的効果・結果を考えるとむ

ずかしいが、生徒や学生の成長を喜びとする教師の効用関数を経済学徒としてあれ これと妄想してみる。ディープなものは測定不可能だろう。「教育とは魂に光を点 すこと」(特 217) だからである。

『黒の女教師』(2012)という連続テレビドラマがあった。「チャイムトゥチャイム」をモットーとする主人公の教師が、生徒の抱える切羽詰まった深刻な問題を「課外授業」と称して高額な報酬を受け取り解決する。学園版必殺仕事人であった。「チャイムトゥチャイム」のベストはよいとして、教育聖業論では、この「課外授業」はおそらく身銭を切ってあたるべきものである。「牧口先生は北海道では、あかぎれの子がいれば、お湯で洗ってやり、吹雪の日には幼い生徒を背負って、家まで送った」(特 215)。「極貧の地域で」「弁当も持ってこられない子のために、先生は給料をさいて、豆もちや食事を用意した。しかも、気がねなく持っていけるように用務員室に置いた」(特 215)。「何でもやろう。この子たちを、ひとり残らず幸せにするために、教師がいるのだ」(特 215)。

しかしそうしていたら教師個人はやがてその負担で行き詰るだろう。そこに経済学をはじめとする社会科学の出番もある。経済学はもちろん生徒の抱える深刻な問題に即座に対応はできないが長期的に制度的・政策的側面からアプローチする。その際、たとえば教育経済学ともなれば「何のため」を常に問い続ける確固たる経済哲学と教育哲学を明示した仮説の設定から始めた結果考察・政策提案を期待したい。教育事業も教育を研究対象とする諸学も、まずは発想の原点を「わが子以上に大切」と「教育のための社会」に求めてリセット・再スタートすべきである。『創立者の語らい』の「人間への慈愛」という「魂の光」(特 216) の教育聖業論はそう語りかけているかのようである。

5. 原点論

『創立者の語らい』は全編を通して、原点の大切さが強調されている。原点 = 生命・人間・青春・故郷・母校・師匠・創立者の精神・建学の精神等、さらに教育・学問・政治等の原点と、さまざまな原点が時にクロスしながら多面的に語られている ¹⁰⁾。前回は「何のため」の原点論について考察を加えた。上記の原点についても間接的に言及した。『創立者の語らい』は「原点を忘れるなかれ」、「自己の原点を深め続けよ」(2:143) との規範的言明にあふれている。しかしまずそもそも「原点とは何か」。この点も『創立者の語らい』では明らかにされている。今回はまずメタ原点論について確認してみたい。次に「労苦と使命」の方から「原点」を考えてみたい。「労苦と使命」の道を歩みゆくのが正しい人生であるから、「原点論としての人生論」として焦点をあてて見ていくことにしたい。

原点とは何か

まず一流の人物には必ず原点がある。この点が次のように述べられている。 「芸術家であれ、思想家であれ、経綸の人であれ、多くの一流の人物というもの はその人生を決定づけたそれぞれの不動の原点、光源を、生涯、胸中に抱いております。彼らの一生は、ある意味で、その原点を確認し、行動の中で実証していった「原点への旅」であったといっても過言ではない。その「一をもって貫く」¹¹⁾信念の翼が彼らを人間としての偉大の高みに運んだのであります。」(2:143) 裏返せば、原点がないと一流にはなれないということである。前述のように「偉人は謙虚なり」について考察したが、「偉人に原点あり」がその特質として加わる。

しからば、一方そもそも原点とは何なのか。これまでから具体的には明らかであるが、上記の原点論ではゲーテのケースがあげられている。ゲーテの原点は『ファウスト』に「着手」したことである。「『ファウスト』は、私の『ヴェルテル』と一緒に生まれた」(2:143, Eckermann1999:304 訳(中) 59) ¹²⁾。その「詩人をして生と死の深淵を除きこませた青春の灼熱の激情」(2:143) である。この原点・「原体験」が「やがて世界文学の至宝として結実する」。ゲーテは、82歳の生涯の約60年間にわたって、『ファウスト』を「書き継ぎ、重層化」した。「そこには個人と宇宙との連関性を主軸にした「生」へのあらゆる多様な局面が網羅」されている。ゲーテは「この壮大なドラマの中に、己の一切を投入」した。この畢生の大著を完成させたゲーテの生涯から、原点が次のように規定されている。

「原点とは、人生行路を照らす導きの星であり、豊かな創造と前進のバネである。また大樹をはらんだ種子ともいってよい。そして正義の信念を燃やす核であり、自己を静かに客観視するための座標軸を与えてくれるものなのであります。」 (2:144)

上記に「一をもって貫く」と『論語』の一節があるが、この「一」については別の考察があるから、次にそれをみることにしよう。

仏法哲学の原点論

原点とは何かについて仏法哲学のメタレベルからの考察がある。原点がいかに深い意味を持つものなのか、仏法哲学の観点から次のように明確に解き明かされている。

「仏法の本義からすれば、一大事の"一"とは現代風にいえば"原点"ということなのであります。人間が生きていく上での根本の指針である哲学の存在を意味している。一大事の"大"とは、原点より発して社会、自然、宇宙へと展開しゆく生命の拡大、知恵の発現をいうのであります。そして一大事の"事"とは、生命の拡大、知恵の発現といっても、観念の世界にとどまるものではなく、事実の上に刻まれるということから"事"というのであります。したがって一大事の"大"や"事"はわれわれの精神面、物質面の転変し続ける活動の側面であるともいえるわけであります。その活動を支える主体が一大事の"一"である。すなわち、それが"原点"となるのであります。……学問であれ、思想、哲学であれ、必ず、何らかの"原点"から出発しているのであります。そしてそこには、角度こそ異なれ、人間への思いが込められているものなのであります。」(1:175-176)¹³⁾このように原点には仏法の「一大事」の「一」の深い意味がある。

人生の十字路一人生の原点

原点の意味も把握できたところで、原点論としての人生論に進もう。母校に集った卒業生に対して次のように語られている。

「人生の十字路に常に立たされているのが人間である。」(2:118) 衝撃のスピーチとはこれである。失敗を恐れるな、負けるなと励まし、次のような 鮮烈な一節が続く。

「人生の「十字路」に立つとき、右へ行く道は堕落と享楽と敗北へと向かうものかもしれない。また左の道が素晴らしい道のように見えることもある。だがそれが"麻薬"のような快感を与えてくれながら、そこには不幸の落とし穴が隠されているかもしれないのであります。/というように、人生の将来はなかなか見通せない。人の行く末はだれにもわからないものである。」(2:118)

このような「人生の「十字路」に立って悩み、迷ったとき」どう対処すればよいのか。「迷わない」、「負けない」ためにはどうすればよいか。もちろん創価思想の原点「牧口先生の至言」である「行き詰ったら原点に返れ」(特 213,12:127)。

「人生の「原点」を持った人は強い」、「「原点」をもたない人は、人生の十字路に立つとき弱く、はかないものだ」(2:119) からである ¹⁴⁾。ちなみに経済学徒としては、双曲割引 = 現在バイアスに対処してコミットメントを、と十字路に立って、行動経済学の自滅選択理論を用いて考えることもできる ¹⁵⁾。縁する学生にも自分にも明確な決意表明を促している次第である。しかし結局、それは自分との戦いに帰着する。乾坤一擲の人生の十字路に立つ時があるはずだ。その時、原点があるかないか、原点に戻れるかどうかが勝敗の因となる。

このスピーチの指す原点は母校である。母校という原点に戻ることである。母校の「創友魂」を「原点」として進むよう母校に集った卒業生に期待されている。そこで次に母校に焦点をあてることにしよう。

母校と故郷

母校原点論の意味をもう少し確認していこう。母校は「故郷」(5:35)、なかんずく「魂の故郷」(10:44)であると説かれている ¹⁶。「ふるさと」が「懐かしく、大切なのは、そこにいつも何か変わらないものがあるから」であり、「どんなに時代や社会や皆さんの境遇が変わっても、自分の変わらぬアイデンティティー」、「根っこ」を確認することができるからである (2:190)。

「心に故郷が生きている人は幸せである」として、ヘルダーリンの詩が次のよう に引用されている。

「――故郷を持たぬ人は、土地に根を持たない草木のようだと。/――そして願わくは心が故郷を失って、あらぬ方へと、さまよい行くことのないようにと」(3:167)¹⁷⁾

また合わせて「帰郷」とは「根源に近きところ」に帰りゆくことだと論じたハイデッガーのヘルダーリン論が紹介されている ¹⁸⁾。そしてこの母校=原点たる故郷へ

戻ること、すなわち「帰郷」の意義とは「自己の生命の根源に限りなく近づいていくこと」であり、「その根源に帰ることによって、人は安らぎを得、清新な、はつらつたる生命力を取り戻していく」(3:167)と説かれている。

故郷については、さらに究極的な故郷論がある。「日本中、世界中に私の"故郷"がある」として次のように明かされている。

「"故郷"とは、自分の生まれた場所だけではない。自らが努力の汗を流して、わが存在、わが行動の足跡を刻んだ所こそ、自身の"魂の故郷"だからだ。……わが使命の命をたたきつけ、おのれという存在を、その山河に刻みゆくとき、そこが、……第二、第三の故郷となる。」(3:197-198)¹⁹)

このように述べて、各自の魂の故郷の拡大を人材論の要諦としている。それでは次に「ここが、自分の第二の故郷」(3:197)といえる場所について考えてみることにしたい。

6. 今いるその場所から一時間論・場所論・自分論

労苦と使命はいつどこで果たされていくのか。今、その場をおいてほかにない。 『創立者の語らい』はこの「今そこにいる自分」という時間論・場所論・自分論が 全編にわたって展開されている。

今を生きる 一 現当二世

まず時間を軸にあげてみよう。『古文新宝』(星川 1956:4)「勿謂今日不学而有来日」(謂うこと勿れ、今日学ばずして来日ありと)より、「明日ではない、今日こそ学べ」(3:62) 20)。アインシュタインいわく、「私の永遠は、今、この瞬間なんだ。興味があるのはただ一つ、今自分がいる場所で目的を遂げること」(12:122-123, Hermanns1983:The Third Conversation 訳 172)。この心は「今、この瞬間を勝て。自分がいる場所で勝て」(12:123)ということである。周恩来を通して「今が大事、今を勝つ」(16:28)。そしてマリー・キュリーを通して「いたずらに時を空費し、無駄に過ごすことがあってはならない。一日一日が重要だ。一年一年が貴重だ」(15:79)。「一度きりしかない、この人生。一日一日、一瞬一瞬が、どれほど貴重か。まずは、目前の課題に全力で取り組むことである」(16:51-52)等と随所で強調されている 21)。ゲオルグ・ジンメルの『断章』に次のような一節がある。

「あたかも各瞬間が究極の目的であるかの如く――それと同時にいかなる瞬間も 究極の目的ではなく、それぞれさらに高きもの、あるいは最も高きものへの手段 に過ぎぬかの如く、人生に処さねばならぬ」(2:101,Simmel 1967:18 訳 38)

この一節が新入生へのはなむけのことばとして贈られている。今日は目的にして明日への手段である。今日一日を大切にせずして、より充実の明日はなし。ゆえに今日という日は、それ自体、1つの究極の目的である。それと同時に今日の自分は明日の自分であってはならず、より高き理想への階段を上り続ける過程であり手段となる (2:101-102)。「諸君は午前八時の太陽²²⁾であります。太陽は、いついかなる

時でも、厳として変わらざる光彩を放っております」と規定し、「日々新たにして、日に日に新たなり」 23 との「気概」を持って「汝自身の進歩と向上の戦い」をと期待されている (2:102)。

創立者が「青年時代に親しんだ」エマソンを通して「目下の課題に生きよ」 (2:125-126) と卒業生に期待されている一節をあげよう。エマソンの「自己信頼」の 「バラの花」の話 (Emerson:1982:189 訳 59-60) の趣意が次のように紹介されている。

「この窓の下に咲いているバラの花は、昔のバラや自分たちより優れているバラを参考にしない。/彼らは、自分の本領を発揮しさえすればよいのだ。バラは葉の芽が吹き出る前でも全生命で躍動している。花の満開の時だけでなく、葉の落ちてしまったあとの根においてもそうである。/バラの本性は、あらゆる瞬間に、同じように満足し、またそれは、自然を満足させているのである。/ところが人間は追憶したり、過去を嘆いたりして現在に生きようとしない。そして今自分を取り巻く財宝には気がつかないで未来を予見しようと爪先で立っている。/人間も大自然とともに時を超越して、現在に生きるようにならなければ幸福で強い存在にはなれない。」(2:126)

現代の「管理社会」のその欠陥と息苦しさの中にあって、あたえられた課題から逃げているような姿勢では、「最終的には、生きることそれ自体までも放棄」するような「人生の敗者」である、と厳しく戒められている。「現実にある目下の課題に、今日も自分自身の力で、生き生きと生き抜いていく」ことを念願されている。「その汝自身の心のあり方によって」エマソンのいうすべてを「自分を取り巻く財宝」としていけると確信されている(2:126-127)。

古典を中心に取りあげてきたが、次に海外の識者と会われた経験を中心にあげていこう。冷戦時代に米ソの懸け橋として首脳会談への道を切り開いたアーマンド・ハマーの信条と行動を紹介したスピーチの中で一日の重みが次のように強調されている。

「きょう一日、自分は何を成し遂げるか。この人生で、何を愛する「地球」に残しゆくか――。博士は、こうした信条のもと、一日一日の行動に、一回一回の出会いに、文字通り、真剣勝負で取り組んでおられる。そこには、いささかの手抜きもない。無駄な時間も使わない。| (3:172)

しかも「電光石火」にして「的確」な行動である。合せて 89 歳(当時)のライナス・ポーリングが会見後に「翌日、朝一番から仕事を始めたい」と一泊せずに日帰りだったエピソードも紹介されている。ハマーとポーリングの二人の年齢を超えた行動は「青春の魂」の証と称される。まとめとして「きょうできる仕事をやり遂げ、明日訪れるチャンスを待つ。昨日に割く時間はない」との発言と仏法の「現当二世」²⁴⁾の観点から「何があっても、ふてぶてしいまでのたくましさで、現在から未来へ、きょうから明日へと、突き進んでいただきたい」と述べられている (3:174-175)。

さらにこの「現当二世」については、次のようにも説かれている。信念を掲げて 戦い続けることを表明されるパトリシア・エイルウィン・チリ元大統領を創価大学 に迎えて、次のように述べている。

「仏法でも「現当二世」と説いている。現在から未来へ、きょうから明日へ――。 後ろを振り向かず、ただ前を見つめて進んでいく。この爽快な青春の心で生きれ ば、太陽はいつも清々しく輝く。」(4:214) 前述の「午前八時の太陽」に呼応する。

またベルリン五輪のスーパー・ランナー、ジェシー・オーエンスの努力を紹介しつつ、「現当二世」とは「過去の失敗に、とらわれるのも愚か。過去の小さな業績におごるのも愚かである。……過去ではない。今から未来へと勝ちゆく挑戦」を教えているものであり、「この心を忘れた人生は、狂った軌道に入っていく」(5:54)と厳しく説かれている²⁵。

さらに仏典からの引用には次の一節もある。

「過去の因を知らんと欲せば其の現在の果を見よ未来の果を知らんと欲せば其の現在の因を見よ」(記 3:40, 日蓮 1952:231)

これは次のように解釈されている。ひとまずここでの結論としよう。

「いたずらに過去にこだわらず、また未来への不安や過度の期待に引きずられることなく。"今、現在"の自己の充実と確立こそ第一義であることを啓発している。」(記 3:40)

いわば「刹那に永劫を生きよ」「足下を掘れ、そこに泉あり」と「凝結した生き方の提示」となっている(記 3:40)。いよいよ「足下を掘れ、そこに泉あり」となったところで、場所論へと進もう。

場所論

「足下を掘れ、そこに泉あり」 26 1 はニーチェの言葉が有名である。前述のハイデッガーの帰郷論・根源論もあった。さらに夏目漱石論にも類似の考察がある。「自分自身を生き切れ」との卒業生への「はなむけの言葉」の中で、漱石の「私の個人主義」の有名な「他人本位」と「自己本位」の生き方論が紹介されている (2:192-194,夏目 1978:132-139)。漱石の「ああ、ここにおれの進むべき道があった! ようやく掘り当てた!」(2:194,夏目 1978:139)の一節に「同感」しつつ、次のように述べられている。

「君でなければ掘り当てることのできない、君自身の輝く黄金の鉱脈は、ほかならぬ君の足下に眠っている。その鉱脈を掘り当てるまで、苦労し、邁進しぬいていただきたい。」(2:194)

漱石の場合、具体的な場所を示すわけではないが、もちろん自分が親しんできた文学という分野から外れたわけではない。実際に具体的な場所から考えてみよう。

問題は自分のいる場所が自分と合わない、自分の意に沿わない点である。就職した卒業生の多く、世界中の青年たちが直面する問題である。その時どうするか。逃げてはいけないと随所で励まされている²⁷⁾。たとえば「まずは十年、愚痴をこぼさず、決して諦めず、自分の場所に根を張っていただきたい。そこに、燦然と勝利の峰が輝くことを確信していただきたいのであります」(4:145)。さらに「……まず、会社に入ったならば、"あの創大生は立派だな"と信頼され、職場の軸として期待されるような一人ひとりになっていくことだ。/そして、何でもいい、「自分は、これをやり切った」と自信をもって言える何かを後世に残していくことだ。そういう人生を生き切っていただきたい」(12:127)。さらに「社会は、思うようにい

かない苦闘の連続です。希望通りの進路にならなかった場合もある。しかし、そう したことで大切な自分を見失ってはならない」(19:218)。

具体的な例として、何人かの人物をあげていこう²⁸⁾。

エミール・ゾラは青年期に進学を断念して出版社に勤め、執筆ではなく発送・梱包の仕事だったが前向きに取り組んだ²⁹⁾。この姿を通して次のように主張されている。

「いかなる立場に置かれても、そこで最大限に力を発揮し、新たな世界を切り開いていく。一切を、自らの決めた道を進みゆくための発条として、労苦の中に未来の成長を求める。」(3:44)

ライナス・ポーリングの新発見の秘訣の1つ、「1つの分野の考えを他の分野に 生かしていくこと」をあげて、次のように卒業生を激励されている。

「諸君が社会に出て、一見、自分には不向きで肌が合わないと思う分野で仕事をせねばならぬ場合もあるかもしれない。また当然あると思う。/しかし、そうした時にも決して逃げることなく、忍耐強く創意工夫を積み重ねていくかぎり、おのずから人生の深き知恵の光が輝きを増してくるものであります。」(3:96-67)

さらに創立者自身の20代の営業・編集・外交・秘書等、あらゆることをやり切った経験が語られ、「それが今、ことごとく生きております」(3:97)と明かされている。また犬丸哲三帝国ホテル社長の大学卒業後に下働きから修業を積んでいった生き方(犬丸1980:387-440参照)を通して、職場に関して次のように述べられている。

「諸君も、初めから、思い通りの職場にいけるとは限らない。しかし、どこであれ、「そこで光る」ことである。どんな小さな仕事でも、ぴかぴかに輝くくらいに、立派に仕上げることである。その人に「信用」ができる。その人が一流になる。一流と言われる会社にいる人が、一流なのではない。「一流の人間」が働いている会社こそ、どこであれ、何であれ、一流なのである。」(5:139)

そして「その場で光れ!」「その場で自分を鍛えよ!」「自分を壮大な城のごとき人間に築き上げ」(5:140)るよう卒業生に期待されている。

さらにまたネルソン・マンデラとの語らいから、その闘争を紹介しつつ、「人生の行路にあっては、思うにまかせぬ境遇に立たされる時が幾たびもあります。/その時が勝負です。嘆かず、腐らず、焦らず、「じっとこらえて今に見ろ」と不屈の旗を振りとおしていくことです」(23:100)と激励されている。そして「東北出身の哲人」阿部次郎が大切にしてきた人生哲学、辛抱強く「自分の持ち場を本気に守り通す」³⁰、「自分の置かれた場所に於いて最善を尽す」³¹⁾を紹介され、「ともあれいずこへ行っても、いずこにあろうとも、そこで自らの使命を見出し、そこで新たな価値を創造し、勝ち栄えさせ、発展させてみる」「心意気」を説いている(23:100)。

ともかく「どこであれ、自分のいる場所、自分の部署で、「かけがえのない人」 $^{32)}$ になって」いけば、その結果として、「わが道に徹し、なくてはならない人物へと自己を練り上げていった人は、やはり人格の上でも、社会人としての力量の上でも、使命の人生の完成の上でも、一つの完成をみている」(3:119) と洞察されている。まさに「一隅を照らしゆく」 33 人材の成長が期待されている (3:92)。

「かけがえのない人」については、これもよく引用されているが「牧口先生の有名な言葉」に「三種類の人間がいる。いてほしい人、いてもいなくてもいい人、い

ては困る人」(5:135-136) とある。あるいは「いてもいなくてもいい人」「いてもらいたくない人」「絶対に、いてもらいたい人」(16:7-8) ともある。当然、「「絶対に、いてもらいたい人」になってください」(16:7-8) と期待されている。

最後は『創立者の語らい』らしく詩人の一詩でまとめとしよう。

「悠然と/その地で 君よ/勝ちゆけや/深き使命の/魂 忘れず」(11:61)

道場

最後に仏法の場所論をみよう。道場である。創価大学の側の「善太郎坂」の由来となった小島善太郎画伯は、少年時代から労苦に次ぐ労苦を重ね、なお「亡くなる寸前まで、毎日8時間の仕事を日課とし、間断なき創造の歩みを貫かれた」(6:19)³⁴⁾。画伯の青春時代を綴った自伝の次の一節が紹介されている。

「現実を回避してはならない……/労苦の蔭に真珠が蒔いてある……画の修業もそれではあるまいか。好きなものだけに眼を向ける……それだけでは画の修業も成り立たない/……研究所に通おう。そこで再び悩みぬこう! そここそ自分をつくってくれる道場でなくてはならない。」(6:17-18, 小島 1971:333)³⁵⁾

そして「自分自身の戦いの場所」としてこの「道場」を強調されて次のように述べられている。

「人生には自分を、鍛える「道場」が必要である。「道場」がなければ、師範にはなれない。一流にはなれない。名人にはなれない。」(6:18)³⁶⁾

この道場が仏法の「当詣道場」につながっている。「此を去って彼に行くには非ざるなり」(6:18, 日蓮 1952:781) との「御義口伝」の一節が引用され次のように説かれている。

「今いるところを離れて、どこかほかに「道場」があるのではない。わが一念を固めた時、職場も、地域も、すべてが最高に意義ある「道場」となる。勝ち戦のための「道場」となる。」(6:18)

これをもってひとまずここでの結論としよう。

7. まとめ一「原点への旅」は続くよどこまでも

以上、今回は、「学光」のメタファー、偉人謙虚論、教育聖業論、故郷論、人生原点論、「今そこにいる自分」=時間論・場所論・自分論に整理してきた。今回も『創立者の語らい』を、ブロンズ像の指針という原点の「重層化」として解読してきた。『創立者の語らい』という励ましの書は、仏法哲学、創価思想の伝統、創立者の若き日から今日にいたるまでの博学な読書経験=文学を中心とする人類の知的遺産の活用、そして世界の識者との対話等によって屹立している。前回にも増して『創立者の語らい』世界がより多元的・立体的に把握できたのではないかと思う。

前回と今回を合せて、ブロンズ像の指針をもとに、『創立者の語らい』を読み進め、その世界の全面展開・開示に向かって歩みを進めることができたのではないかと思う。また翻ってブロンズ像の指針には、『創立者の語らい』の思想が凝縮されていることも読み取れたのではないかと思う。

一方、小論の残された課題も明らかとなっている。「原点への旅」はまだまだ続く。親孝行論・正義論・読書論・およびいわゆる勝負哲学等について触れてはいるのだがその方向へ向かうことは留保している³⁷⁾。これらの課題にも順次、取り組んで、ブロンズ像の指針と『創立者の語らい』のよりいっそうの理解に資することにしたい。

注

- * 『創立者の語らい』からの引用は巻数と頁を 1:1、『記念講演篇』は記1:1 のように記す。 『特別文化講座・随筆・長編詩篇』は、奥付に「特別版」とあり、特1 のように頁を記す。 なお 2 つの特別文化講座は、第12巻と第15巻に重複収録されている。この引用頁は通 巻の方を記す。『池田大作全集』は『全集』と略記し、巻数と頁数を 1:1 のように記す。
- * 前回同様、『創立者の語らい』の中で引用されている諸文献に関して、小論では、入手 困難等の事情により異版を利用している場合がある。
- 1) この機関誌のタイトル決定の詳しい経緯については、池田 (20014b:23-4) 参照。
- 2) 「塔を飾る躍動感にあふれた男女六体の若者の像」は、「挑戦」「情熱」「歓喜」「英知」 「行動」「青春」の6つのテーマを表現したものである(池田20014b:82-83)。アブエ バ・池田(2015:317-318)にも言及がある。
- 3) 用例を完全ではないが網羅的にあげてみよう。「学は光なり」(1:16)。「学問は光」「無学は闇」(2:11-12)。「「学」は「光」であり、「学」は「力」また「希望」である」(2:161)。「学問の光」(5:32)。「学問の光」を「輝かせなければ、時代の闇は晴らせない」、「学問」とは「真理の光明の探求」である (6:64)。詩人フレデリック・ミストラル「一人の「学の光」」(8:25)。「「学は光」を合言葉に集い合われた、多彩な分野の皆さま方」(8:26)。「時代の闇」「教育の光」(13:21)。「学問は、暗黒を照らす真実の太陽である」(14:36)。「学は光」、異文化との対話 (14:100)。「教育の光」「知性の光」(15:67)。「学は光」「学は指導者」「学は平和の道」(19:131)。「学は英知の輝き」(20:161)。「価値創造の太陽」=青年 (23:19)。「不屈の信念の光を」(23:17)。「創新の英知の光を」(23:19)。「調和の人格の光を」(23:20)。この3つの光をまとめて「不屈の光」「創新の光」「調和の光」(23:21)。わが「学光の友」の誉れの大先輩=ネルソン・マンデラ(通信教育で大学を卒業)(23:98)。「知は力なり」「学は光なり」(23:182)等。ちなみに「学は光」はサドーヴニチィ・池田 (2004)のタイトルにもなっている。なお意味が異なるが、後述の「午前八時の太陽」も参照。
- 4) 関連する日本のことわざとして「実るほど頭を垂れる稲穂かな」をあげることができる。偉人謙虚説に関する古典の諸文献の検討は今後の課題としたい。
- 5) 歴史上の人物も含めて少し具体的な人物をあげておくと以下の通りである。ローマクラブの創設者アウレリオ・ペッチェイ (2:10-11)、中国文学の泰斗吉川幸次郎と法華経の英訳者バートン・D・ワトソン教授 (3:216-217)、若き日のトルストイ (4:137)、マリー・キュリー (4:203-204)、ライナス・ポーリング (3:93-94,4:204,10:18-19)、吉田松陰 (5:105-106)、ケルヴィン (5:169-170)、カンボジアのシアヌーク国王 (10:124-125)、ルソー (12:40)、ブライアン・R・ウィルソン (15:57-59)、A・J・トインビー (19:61) 等々。
- 6) 次のような用例がある。「教育という聖業」(5:185)。「教育という最も尊き聖業」(11:22)。 「教育は聖業である」(16:166)。「教育は地味ではあるが、人間をつくり、育てる聖業である。これほど尊い仕事はない。これほど価値ある、喜びの深い仕事はない」(17:7-8)。

「教育の大業」(17:8)。「教育ほど価値があり、未来を開く重大な意義をもつ聖業はない」(17:50)。「意義深き教育の「大聖業」」(17:96)。「教育ほど尊い聖業はない」(18:146)。「教育は、人間の究極の聖業である」(19:90)。「教育という聖業」(20:29)。鄧頴超が「教育は人間をつくる聖業です」と述べた言葉としても紹介されている (18:151-152)。ちなみにヘニングセン・池田 (2009) のタイトルには「教育の聖業」が入っている。

- 7) 次も参照。「牧口初代会長は、「教育こそ、人生最高至難の技術であり、芸術であり、 科学である」と強調しておりました。……教育は、何ものにも替えられない「生命」と いう無上の宝珠を対象としている」(7:21)。なお「無上宝珠」=「無上宝聚」は「御義 口伝」等(日蓮1952:725,784)、「妙法蓮華経信解品第四」(創価学会教学部編2002:264) を参照。
- 8) たとえば以下を参照。「自分の子ども以上に、青年を大事にし、学生に尽くしていく」=「人間教育の真髄」(10:93)。「わが子のごとく心から愛していただきたい」(11:39)。「「わが子」以上に、「学生」に愛情を!」(16:123)。「教員は、生涯にわたって、学生を大切にすることである。わが子以上に学生を愛していくことである」(16:138)。「教員が、親以上の愛情をもって、学生や生徒たちを包んでいけるかどうかである」(16:141)。「わが子のごとく大切にし、守り育てていく」(19:5)。「わが子以上に大事にせよ」(19:141)。「親子以上の結びつきが教育の世界」(21:7)。「……学生を「わが子以上」に大切にし、面倒を見てもらいたい」(22:9)。「根本は愛情」(22:10)等。
- 9) 池田 (2014a) のほか、池田大作 (2004)、池田 2014b、『全集』 101、創価大学公式サイト「創価大学の理念」・「教育提言」等にもある。釈尊に影響を受けた宗教学者ロバート・サーマンから着想を得たものであり、さらに人格は手段ではなくそれ自身が目的であるとのカントの人格哲学とも似た香気があると明かされている (池田 2014a:274-275)。
- 10) たとえば人間に関して「人間主義の哲学」(6:167)、「人間主義の政治」(9:92)、「人間が原点です。読書が人間をつくる」(11:86)、「人間のため」「人間の成長」(2:118)、「人間以上の尊厳なる者はいない、生命以上の宝はないとの不滅の原点」(記1:148)等。師弟に関して、「人生の師」=「戸田先生」=「人生の原点」(2:119)、「私の行動の一切の起点」=「師への報恩」「師の構想の実現」(19:163)等。そして大学に関して、「大学の原点」=「建学の精神」(13:7)、「建学の精神」「創立の精神」(16:58)、「大学の使命」(16:74)、私立大学の「魂」=「建学の精神」「創立の原点」(20:135,143)、創価大学の原点=軍国主義と戦った「牧口先生の獄死」(7:91,19:19)、「創価教育の原点」(15:141,20:137)、「創価教育の原点は師弟」(20:130)等。ほかに次のような原点もある。トインビー対談は「私にとっての、世界の知性との対話の原点」(18:188)である。ユネスコの「生涯教育」の4つの理念は「学びの原点」である (23:210)。「民族」をある種の「1 つの原点」とすることに否定的な見方もある (記2:21)。
- 11) 『論語』巻第2里仁第4·15、巻第8衛霊公第15(孔子1999:77,304)参照。
- 12) 訳者の山下肇氏に関して、6:27-37参照。
- 13) 『創立者の語らい』はユーモアに溢れてもいる。この講演もそうである。この「一大事」の導入部がとても面白く、次にあげておこう。「仏法には「一大事」という哲理が説かれている。この言葉は、本来仏法用語でありながら、広く一般世間でも使われております。たとえば諸君が入学試験に受かるか落ちるかは一大事である。また大久保彦左衛門の口グセであった「天下の一大事!」。確かにそれらも一大事には違いありませんが、それが本来の仏法用語であるとされますと、またそれこそ私には一大事なのであります」(1:175)。まさに爆笑のユーモラスな名講演である。『創立者の語らい』のそのあたたかなユーモアの分析もありうるだろう。
- 14) たとえば次も参照。「偉大な人生には、必ず偉大な原点がある。原点を忘れない。だから強いのです」(19:51)。これは、原点を忘れない実際の行動が原点を偉大にしている

ということにもなるだろう。天台の「従藍而青」(3:166, 日蓮1952:1505) につながるものかもしれない。「「原点」をもつ人はまことに強い」(4:146)。「原点を忘れた人生は、迷い、さすらう旅のようなもの」(8:39)。「原点を忘れ、原点を軽んじる人間は、増上慢の人間であり、最後は大敗北の人生となってしまう。/常に原点に一その人が強い」(8:40)。「見栄や虚栄に走るのは、「人生の原点」を見失った姿」(11:41)。「悩みに直面したときに、立ち返ることのできる原点をもった人生は、行き詰らない。」(19:198)

- 15) たとえば池田新介 (2012, 2014) を参照。「自滅する選択」というタイトルが秀逸である。
- 16) 次も参照。「原点」 = 母校 (8:39)、「永遠の前進と勝利の原点の天地」(19:198)。
- 17) おそらく『ホンブルク』(1798-1800) 所収の「わがもの」の一節と思われる。次のようにある。「自分の土地に根を持たない草木のように/人間の魂はもえきれようとする/ 憐れなその人はただ日の光をたよって/聖なる大地をさまよって行く……/ねがうは 私のはかない心をかくまうために/定まった場所が私にあたえられ/心が故郷を失って/あらぬ方へあこがれて行くことのないように」(Hölderlin 1972:304小牧・吹田訳 113-114)
- 18) おそらく『ヘルダーリンの詩作の解明』(Heidegger 1981) を指すと思われる。
- 19) 次も参照。「故郷を愛する人は、そのまま、人間を愛し、世界を愛する人に通じる。」 (5:35)
- 20) 『古文新宝』「朱文公勧学文」(星川1956:4) 参照。6:174 も参照。
- 21) 次も参照。「どのように過ごしても一日は一日。一生は一生である」(3:193-194)、「「今 の自分自身」に生ききること」(5:37)
- 22) この「午前八時の太陽」は、次の詩「青年の譜」の冒頭にある。「天空に雲ありて/風吹けど/太陽は 今日も昇る/午前八時の青年の太陽は/無限の迫力を秘めて/滲透しつつ 正確に進む/己の厳しき軌道を はずさずに/天座のかなた 蒼穹狭しと/王者赫々と/太陽は ただ黙然と進む」(全集39:15)。この「午前八時の太陽」については次のように明かされている。「まさしく青年は、昇りゆく旭日であります。時代の混迷の闇が深ければ深いほど、青年の向学の英知が光ります。不屈の情熱が光ります。快活なる連帯が光るのであります。私は若き日から「午前八時の太陽」という言葉が大好きです。「午前八時の太陽の如く」を合言葉に友と励まし合いながら、ありとあらゆる苦難を乗り越え、勝ち越えてきました」(創価大学公式サイト「ニュース」・「2014」・「2014年05月16日 中国 天津外国語大学から創立者へ名誉教授称号」)。天津外国語大学の校章に、「青き地球を背景に、壮麗な鐘楼とともに、「午前8時」を告げる時計」が描かれている点から言及されたものと思われる。上記引用の謝辞では「青年の譜」の冒頭が贈られている。
- 23) 『大学』「苟日新、日日新、又日新」「苟みて日に新たに、日日に新たに、又日に新たなり | (赤塚1967:61) 参照。
- 24) 「当体義抄」(日蓮1952:515) 他。
- 25) このスピーチの1996年はアトランタ五輪の年、近代五輪百周年であり、それにちなんだものとなっている。
- 26) ニーチェの『悦ばしき知識』に「そこに泉あり、足元を掘れ」(Nietzsche 1965:3 訳 22) とある。
- 27) たとえば次を参照。「誰人にも使命がある。現実の大地に足を踏みしめた人には、その使命が明確にわかってくるものだ」(1:18)。「自分のおかれた場所で、信念に徹して生きた人」(3:135)。「だれがなんと言おうと、自身のいるその場所で、心を定めて戦い続ける人が、真の勝利者である」(5:13)。「進路はさまざまであるが、一人残らず、自分の道で輝いていただきたい」(5:46)。「黄金の価値創造の人生を、あの地、この地で、飾って

- いただきたい」(6:62)。「自分が今いる場所で、自分らしく、精いっぱい、はつらつと輝いていっていただきたい」(6:187)。「今世のそれぞれの立場の大闘争」(8:10)。
- 28) エンクルマ・ガーナ初代大統領の獄中という極限状況下の気概を紹介しつつ「場所ではない。条件ではない。格好ではない。心一つで、大いなる戦いはできる」(4:172)と述べている。「ガンジーは南アという「今いる場所」で戦った」(6:9-10)。「今いる場所が戦場なのである。そこで勝つ人が勝利者なのである」(6:10)。ヘレン・ケラーを通して、「勇気の人には、どんな場所でも、「人間修行の道場」となる」(10:8)。インドネシアの詩人レンドラの戦い「偉大な人間、強い人間、正しい人間は、たとえどんな場所であっても獅子吼するものです」(21:75-76)。温家宝元総理の「困難な地方赴任」体験、「どんな仕事もやり遂げよう」(21:110)。
- 29) 尾崎 (1983:34-36) 参照。
- 30) 『残照』「大学問答」(阿部1961:44)参照。
- 31) 『秋窓記』「丘の上から」(阿部1960:301)参照。
- 32) ほかに職場に「いなくてはならない人」(14:66)ともある。
- 33) 「照于一隅」。「径寸十枚非是国宝、照千一隅此則国宝」(最澄1991:194)に由来する。 「照千一隅」と「照于一隅」は論争的一節だが今回は立ち入らない。いずれであっても 使命論・人材論であることには変わりない。
- 34) 小島画伯は、1932年から 1971年までの約40年間、八王子市丹木町に在住。滝山城址の下から創価大学の栄光門にかけての「善太郎坂」の由来から、小島善太郎画伯の生涯が紹介されている。6:14-21参照。「父は生涯にわたって、冒険を続けた絵を描いてきた」(2016年3月21日、画伯の次女・小島敦子氏談)。まさに「修行の坂」(6:20)を登り続けた創造の一生だった。しかもこれはいかにも私見であるが、最晩年の91歳の作品「桜清春の里」(日野市立小島善太郎記念館・百草画荘所蔵)は瑞々しく躍動感にあふれて、かつ明鏡止水の趣がある。未完の遺作「男山」もある。偉人にはこれで終わりということがない(特48-49,尾熊・坂本2006:234-246)。
- 35) 創価大学中央図書館蔵書に画伯の婦人・小島恒子氏寄贈の1978年版がある。
- 36) 次も参照。「仕事を「自分を大きく育てる修業であり権利」と捉える決心も大切であ ろう」(5:135-136)。
- 37) 創立者の思想の根幹をなす師弟論・生命論に関しては最優先課題としてすでに取り組んだ(坂本2016b参照)。

参考文献

池田大作 (1995-2015)『創立者の語らい』 27巻 (既刊分)、創価大学学生自治会編、創価大学 学生自治会。

*

池田大作 (1988-2015) 『池田大作全集』全150巻、「池田大作全集」刊行委員会編、聖教新聞社。

.

アブエバ・V・ホセ、池田大作 (2015)『マリンロードの曙—共生の世紀をみつめて』聖教新聞社。

ヘニングセン・ハンス、池田大作 (2009) 『明日をつくる "教育の聖業" ―デンマークと日本 の友情の語らい』潮出版社。

池田大作 (1998) 『「第三の人生を語る―高齢社会を考える―』 聖教新聞社。

池田大作 (2005a) 『創価教育の源流』 創価大学創友会編、創価大学創友会。

池田大作 (2005b) 『学は光 - 創立者の指導集』 創価大学通信教育部・開設 30 周年記念編纂委員会編、創価大学通信教育部。

池田大作 (2014a)『創立の精神を学ぶ』改訂版、創価大学創価教育研究所編、学校法人創価大学。 学。

池田大作 (2014b) 『創立の精神を学ぶ』 創価大学通信教育部編、学校法人創価大学。

サドーヴニチィ・ヴィクトル・A、池田大作 (2004)『学は光―文明と教育の未来を語る』潮 出版社。

*

阿部次郎 (1960) 『阿部次郎全集 第十巻』 角川書店。

阿部次郎(1961)『阿部次郎全集 第十一巻』角川書店。

赤塚忠(1967)『新釈漢文大系2 大学 中庸』明治書院。

Chekhov, Anton Pavlovich (1991) *The Steppe and Other Stories*. translated by Constance Garnett. London: Everyman's Library. 神西清・池田健太郎・原卓也訳『チェーホフ全集7小説 (1887-88)』中央公論社、1969年。

ディオゲネス・ラエルティオス (1984-1994)『ギリシア哲学者列伝』(全3冊)、加来彰俊訳、 岩波文庫。

Eckermann, Johann Peter (1999) Gespräche mit Goethe in den letzten Jahren seines Lebens 1823-1832. Herausgegeben von Christoph Michel unter Mitwirkung von Hans Grüters. Frankfurt an Main: Deutscher Klassiker Verlag. 『ゲーテとの対話』(上・中・下)、山下肇訳、1968-1969年。

Emerson, Ralph Waldo (1982) Ralph Waldo Emerson, Selected Essays. New York: Penguin Books. 入江勇起男訳『エマソン名著選 精神について』日本教文社、1996年。

Heidegger, Martin (1981) Erläuterungen zu Hölderlins Dichtung. Gesamtausgabe.I.Abteilung, Veröffentlichte Schriften 1910-1976. Frankfurt an Main: Vittorio Klostermann. 濵田恂子・イーリス・ブラハイム訳『ヘルダーリンの詩作の解明・ハイデッガー全集 第4巻』 創文社、1997年。

Hermanns, William (1983) Einstein and the Poet: In Search of the Cosmic Man. Boston: Brandon Books. 『アインシュタイン、神を語る・宇宙・科学・宗教・平和』雑賀紀彦訳、工作舎、2000年。

Hölderlin, Johann Christian Friedrich(1972) Hölderlin, Sämtliche Werke. Erster Band. Gedichte bis 1800. Herausgegeben von Friedrich Beissner. Stuttgart: Verlag W. Kohlhammer. 手塚富雄責任編集『ヘルダーリン全集・詩1 1784-1800』河出書房新社、1966年。小牧健夫・吹田順助訳『ヘルダーリン詩集』角川文庫、1959年。

星川清隆 (1956) 『古文真宝選新解』明治書院。

池田新介(2012)『自滅する選択―先延ばしで後悔しないための新しい経済学』東洋経済新報 社。

池田新介(2014)「意志力の行動経済学」『経済セミナー』2014:8:9:42-46、日本評論社。

犬丸徹三 (1980)「私の履歴書・犬丸徹三」日本経済新聞社編『私の履歴書 経済人4』所収、 387-440、日本経済新聞社。

小島善太郎 (1971) 『若き日の自画像』 雪華社。

孔子(1999)『論語』改訂新版、金谷治訳注、岩波文庫。

牧口常三郎(1983)『牧口常三郎全集第6巻 創価教育学体系(下)』第三文明社。

夏目漱石 (1978)『私の個人主義』講談社学術文庫。

日蓮(1952)『新編日蓮大聖人御書全集』堀日亨編、創価学会。

Nietzsche, Friedrich (1965) *Die Fröhliche Wissenschaft* (《*La Gaya Scienza*》). Stuttgart: Alfred Kröner Verlag.『悦ばしき知識』信太正三訳、ちくま学芸文庫、1993年。

尾熊治郎・坂本幹雄 (2006)「高齢思想のフロンティア」尹龍澤・佐瀬一男・坂本幹雄編『高齢学へのプレリュード』所収、233-264、北樹出版。

尾崎和郎 (1983) 『ゾラ』 清水書院。

プラトン (1979) 『国家』(全2冊)、藤沢令夫訳、岩波文庫。

最澄 (1991) 『原典日本の思想2・最澄・顕戒論・山家学生式 [他五篇]』安藤俊雄・園田香融 校注、岩波書店。

坂本幹雄 (2011)「アダム・スミスの教育経済学」『通信教育部論集』(創価大学通信教育部学会) 14:27-46。

坂本幹雄 (2016a)「尾熊治郎教授のご退職に寄せて・果てしなき探究の対話―尾熊治郎、その人と思想」『通信教育部論集』(創価大学通信教育部学会) 18:6-15。

坂本幹雄 (2016b)「ブロンズ像の指針―『創立者の語らい』の箴言的解読―」『池田思想研究 の新潮流』(創価大学通信教育部学会編)所収、第三文明社。

Sandel, Michael J (2012) What Money Can't Buy: The Moral Limits of Markets. New York: Farrar, Straus & Giroux. 鬼澤忍訳『それをお金で買いますか-市場主義の限界』早川書房 2012年。

Sandel, Michael J (2013) Markets Reasoning as Moral Markets Reasoning as Moral Reasoning: Why Economists Should Re-engage with Political Philosophy. *The Journal of economic perspectives*. 27(4):121-140.

Simmel, Georg (1967) Fragmente und Aufsätze. Hildesheim: Georg Olms. 土肥美夫・堀田輝明訳『ジンメル著作集11 断層』白水社、1976年。

創価学会教学部編(2002)『妙法蓮華経並開結』聖教新聞社。

Tolstoy, Leo (2012) *Anna Karenina*. translated by Constance Garnett. New York: Barnes & Noble. 中村融訳『アンナ・カレーニナ』(全3冊)、岩波文庫、1989年。

Web Site

2016年3月16日アクセス

創価大学 http://www.soka.ac.jp

TBS テレビ http://www.tbs.co.jp>kuro-no-onna

* 小島善太郎画伯の次女・小島敦子氏より、画伯の性格やエピソードについて数多くの貴重なお話を伺った。末尾ながら記して深く感謝の意を表します。

オーストリアの王冠証人立法研究序説 ーオーストリア刑訴法209条aを中心に一

池田秀彦

はじめに

ヨーロッパでは、被疑者が他人の重大な犯罪に関する情報を提供する見返りに、刑を減免されたり、不起訴となる等の報償を受ける制度、即ち王冠証人制度を採用している国が多い。オーストリアもその例に漏れない。オーストリアでは、王冠証人制度として刑法上のものと刑事訴訟法上のものとの両者を有している。前者は、刑法 41 条 a であり、後者は、刑訴法 209 条 a 及び 209 条 b である。刑法 41 条 a は、1998 年 1 月に施行され¹⁾、当初、4 年間の時限立法であったが、2001 年の刑法改正法²⁾によって期限の制約は撤廃された。その内容は、被疑者の提供する情報が組織犯罪の解明に寄与する場合等に刑の減軽を認めるものである。これに対し、刑訴法 209 条 a は、被疑者が他人の犯罪の解明、組織の指導的地位にある者の居場所の特定につき検察官に協力した場合に訴追の打切りを認める規定であり、209 条 b は、カルテル法違反について検察官への協力を理由とした訴追の打切りに関する規定である。この刑訴法 209 条 a 及び刑訴法 209 条 b は、2011 年 1 月 1 日に施行され、2016 年 12 月 31 日を以て失効する限時法である³⁾。

(試訳)オーストリア刑訴法 209 条 a

- ① 検察官は被疑者がいまだ捜査手続の対象とはなっていない自身の犯罪事実について自発的に供述し、その情報が次に掲げる事項に本質的に寄与する場合には、200条乃至203条、205条乃至209条により措置することができる50。
 - 一 参審裁判所若しくは陪審裁判所としての地方裁判所または経済犯罪及び汚職の訴追のための中央検察官 (20 条 a 及び 20 条 b) の管轄に属する犯罪の解明を決定的に促すこと
 - 二 犯罪団体、犯罪組織またはテロ組織において指導的地位で活動しているか、 またはかつて活動していた者の居場所を突き止めること
- ② 前項による措置は、賦課事項 (198 条 1 項 1 号乃至 3 号)⁶、供述態度、特に被疑者自身の犯罪行為の完全な説明及び情報の証拠価値に照らし、被疑者が犯罪行為を実行するのを防ぐ上で刑を科することを要しないと思われることを前

提とする。ただし、この措置は、被疑者の犯罪が 198 条 2 項 3 号 7 の場合または性的不可侵性若しくは性的自己決定の権利を侵害する犯罪の場合にはこの限りでない。200 条 2 項 $^{8)}$ の規定にかかわらず、納付されるべき金額は、240 日分の日割罰金に相当する額を超えないものとする。

- ③ 検察官は、賦課事項の履行後にその後の訴追を留保して捜査手続を打ち切らなければならない。
- ④ 次の各号のいずれかに当たる場合には、前項により留保された訴追を再開することができる。
 - 一 解明協力義務の違反があったとき
 - 二 提出された証明書類及び情報が誤っていたり、行為者の有罪に寄与することができなかったりまたは1項2号に掲げられた団体若しくは組織における自身の指導的地位での行為の隠蔽のためだけになされたときただし、検察官が手続の再開に必要な命令を、1号または2号の定める事項のいずれかを確認できる手続を終結させる裁判の送達から14日以内に発しない場合は除く。
- ⑤ 検察官は、3項及び4項による命令を権利保護官に措置の理由を付して送達 しなければならない。権利保護官は、3項の場合に手続の続行を、4項の場合 に手続の打切りを申し立てることができる。
- ⑥ 団体責任法⁹ (BGBl. I Nr. 151/2005) による団体に対する手続においては、本条の規定を準用する。ただし、団体責任法 19 条 1 項 1 号乃至 3 号の規定の適用を妨げるものではないが、支払われる金額は、団体責任法 19 条 1 項 1 号の規定にかかわらず 75 日分の日割過料を超えることはできない。

Ⅰ. 立法の経緯10)

刑訴法209条 a は、2010年の刑法改正法により第11編「訴追の打切り(ダイバージョン)」の中に「検察官との協働を理由とした訴追の打切り」の見出しを付して、新設された。オーストリアでは、法規定により王冠証人に与えられる法的効果の違いにより「大王冠証人規定」と「小王冠証人規定」とを分け、刑の減軽にとどまる場合を「小王冠証人規定」と呼び、刑の免除若しくは訴追の見送りの認められる場合を「大王冠証人規定」と呼ぶことが多い¹¹⁾。この意味において刑法41条 a の王冠証人規定は、王冠証人に刑の減軽しか認めないので「小王冠証人規定」であり、209条 a は、「大王冠証人規定」ということになる。

オーストリア刑事司法に大王冠証人規定を導入する最初の試みは、2007年であった。

2008年の刑法改正法の司法省案 (Ministerialentwurf) は、汚職対策検察官 (Staatsanwaltschaft zur Korruptionsbekämfung) の管轄に属す犯罪の行為者が犯罪解明に協力する場合に、汚職対策検察官による手続の打切りを可能とする大王冠証

人規定の提案を含んでいた。しかし、法案の意見照会手続において厳しい批判が出されたのを踏まえ大王冠証人規定は、政府案に引き継がれるには至らなかった。例えば、批判的意見には、犯罪組織の構成員の刑の免責が純然たる便宜主義的な合目的的考慮によるものであり、刑法において必要のない「目的は、手段を正当化する」という考えを助長するとの意見や刑法41条 a の小王冠証人規定で十分であり、大王冠証人規定は必要でないとの意見があった。

この試みに関連して、当時の連邦司法大臣は、国民議会 (Nationalrat) の決定に従 い、王冠証人規定に関する評価報告書を公表した。その中で、まず、刑法及び競争 制限禁止法 (Wettbewerbsgesetz) 中の現行の王冠証人規定 (刑法41条 a 及び競争制 限禁止法第11条3項)及び国際条約上の規定の分析がなされた。報告書は、謀議を 伴う犯罪領域は、王冠証人規定を用いなければ対応が困難であることを確認すると 同時に、王冠証人規定の導入に伴う問題点、即ち、同規定が責任原則を弱めること、 虚偽告訴の危険性をもたらすこと、平等原則・起訴法定主義を危殆化するものであ ること等について危惧の念を示した。この問題の解決策として、刑法上の王冠証人 規定を伝統的手段を踏まえた上、発展的に形成することが提案された。より具体的 には、将来、法制化する王冠証人規定は、オーストリア刑法の諸原則と調和するよ うに刑法167条の掲げる積極的悔悟 (tätige Reue)、刑訴法198条以下のダイバージョ ン規定及び財政刑法 (Finanzstrafgesetz) 29条の掲げる自首と同様な制度を基礎に すべきであり、併せて裁判による事後審査可能性が確保されるべきであると主張し た。報告書は、最後に、司法省案で述べられている「汚職、職務上の義務違反及び 同種の犯罪行為の訴追のための中央の検察官の制度及び組織に関する連邦法」4条 がオーストリア刑法において王冠証人規定を新設するために不動の出発点であると いう結論に至った。

大王冠証人規定の導入に向けた次の試みは、刑法の改正法案であったが、やはり、かかる規定の導入に対して、次のような批判がなされた。即ち、新規定も責任主義、平等原則及び起訴法定主義に反し、虚偽告訴の危険がある。また、新規定が国家の刑法文化を深く傷つける以上、立法過程において絶対に欠くことのできない、王冠証人規定を導入することによる成果についての詳細な検討を欠いている。しかし、このような反対にもかかわらず、改正法案は、若干の修正を経た上、改正法として成立した 12)。

新設の刑訴法209条 a は、2011年1月1日に施行され、さしあたり有効期限は、2016年12月31日までとされた。政府の提案理由書によれば同規定は、王冠証人の供述に対し報償を与えることによって、刑事訴追機関に重大な犯罪の解明を促し、或いは犯罪組織において指導的地位で活動する者の居場所の特定を可能とするためのものである ¹³⁾。このうち、前者、即ち重大な犯罪の解明に対する報償については、王冠証人の自身の犯罪に関する供述により他人の犯罪の解明が促進される場合にだけ認められる ¹⁴⁾。209条 a の適用に関する判断権は、検察官にだけ委ねられているほか、被疑者には、この規定の適用を求める権利は与えられていない。

209条 a による王冠証人制度の特色の一つは、王冠証人に一定の賦課事項を課し、

その履行により手続を打ち切るというダイバージョン措置と結びついている点にある。

II. 刑訴法209条aの要件

1 王冠証人の供述

王冠証人は、自身の犯罪について自発的に申告しなければならない。もっとも、 自発性は、必ずしも改悛の情によることを必要とするわけではない。王冠証人の自 己の犯罪に関する供述は、既に自身に対して実施されている捜査手続の対象となっ ている犯罪事実に関するものであってはならない。

王冠証人の供述が既に存在する証拠方法に関係する場合でも、捜査機関が彼の犯罪との関連性についていまだ気づいていなかったときには問題ない。

2 自己負罪

王冠証人の供述は、彼自身の、いまだ捜査機関に発覚していない犯罪に関するものでなければならないため、自己負罪を伴うことになる ¹⁵⁾。王冠証人の犯罪としては、二つの犯罪を除けば、特に限定されない。一つ目は、209条 a 第 2 項により被害者を死亡させた罪の場合であり、この場合には、209条 a は適用されない。もっとも、被害者が死亡していない場合及び未遂犯の場合には、209条 a の適用を妨げない。共犯として関与した場合も適用の対象外である。二つ目は、王冠証人が性的不可侵性または性的自己決定権を侵害する犯罪(刑法 201条乃至 218条 1 項の掲げる犯罪)を行った場合であり、この場合も 209条 a の適用はない。

3 干冠証人の供述により解明される犯罪

王冠証人の自白した犯罪は、他人の犯罪と関係するかまたは犯罪組織における指導的活動を理由に捜索されている者の犯罪と関連するものでなければならない。少なくとも、このような関連性は、密接な事実上の関係性が認められる場合に肯定される。また、後者については、王冠証人と指導的地位で活動をしている者との間に組織的関係性がある場合にも肯定される。

また、いわゆる「内部の王冠証人」(interner Kronzeuge)、即ち、王冠証人とその供述の中で犯人と名指しされた者が共に解明されるべき犯罪に関与している場合と「外部の王冠証人」(externer Kronzeuge)、即ち、王冠証人と犯人と名指しされた者が解明されるべき犯罪について何ら共犯関係にない場合との間の差異は、重要ではない。というのは、法文は、要求される事実関係が存在する限りにおいて両形態共に対象とするからである。

(1) 第三者の犯罪の解明

刑訴法 209 条 a 第 1 項 1 号の場合には、王冠証人の自己負罪の供述は、他人の重大な犯罪——より具体的には、参審裁判所または陪審裁判所の管轄に属すか(刑訴法 31 条 2 項及び 3 項)、または「経済犯罪及び汚職の訴追のための中央検察官」

(Zentrale Staatsanwaltschaft zur Verfolgung von Wirtschaftsstrafsachen und Korruption (WKStA)) の管轄に属す犯罪 (刑訴法 20 条 a 及び 20 条 b)——の解明に寄与しなければならない。

王冠証人の供述によりこの重大な犯罪の解明が決定的に促進されることが重要である。その供述により、これまで発覚していない犯罪が明らかになることも、供述により犯人として名指しされた者の嫌疑に関する端緒である必要もないし、この者が捜査機関に知られていたかどうかも関係ない 160。

(2) 捜索されている者の居場所の特定

刑訴法 209 条 a 第 1 項 2 号の場合に、王冠証人の供述は、自白の他、犯罪組織やテロ組織等において指導的地位で活動しているかまたは活動した者の居所に関係するものでなければならない。この場合には、指導的地位にある者の犯罪の解明は意図されておらず、むしろ、捜査機関が犯罪組織におけるそのような地位にある者の居所を突き止めることが困難な状況下で、王冠証人がこの居場所について重要な供述をし、その結果、捜索処分がとられる場合が想定されている 17)。

このような地位にある者に対して捜査が継続して行われているかどうかは問わないし、その者が確定判決後に逃亡している場合にも、刑訴法 209 条 a 第 1 項 2 号の対象となる ¹⁸。

4 犯罪の解明等への重要な寄与

王冠証人の供述は、他人の犯罪の解明または犯罪組織等において指導的地位にある者の居場所の特定につき重要な寄与をするものでなければならない。王冠証人が嘘の情報を提供したことが判明する場合には、ダイバージョンの対象とはならない。

5 特別予防

王冠証人が一定の供述をしたときに、検察官のとるダイバージョン措置は、賦課事項、供述態度、供述の証拠価値等に照らして、王冠証人が犯罪行為を実行するのを防ぐ上で刑を科すことを要しない思われることを前提とする(刑訴法 209 条 a 第 2 項)。即ち、ダイバージョン措置は、特別予防的理由から処罰の必要性がない思われることが要件となっている。その際、一般予防的見地は、全く考慮されない。この特別予防的要件は、本来、手続の打切り後に初めて判断可能な事柄を対象としているといえるが、手続を打ち切るに際し事前の審査を実施するにあたり、王冠証人の約束した供述態度、自身の犯罪の供述、犯人と指摘した者の犯罪或いは指導的地位にある者の居場所に関する情報の証拠価値を見込んだ上で、処罰の必要性の有無を判断することになる 19)。

法文に掲げられている、特別予防上考慮すべき事柄は、限定列挙であり、他の事柄、例えば、王冠証人の前科は考慮されない²⁰⁾。

Ⅲ. ダイバージョン措置

1 王冠証人に課される賦課事項

刑訴法209条 a によるダイバージョン措置は、王冠証人が制裁類似の賦課事項を受け入れ、加えて王冠証人が犯人として名を挙げた者に対する手続または指導的地位にある者の居場所の特定のための手続においてその協力を約束する場合に、以後の訴追を仮に見合わせるという検察官の提案を以て開始される²¹⁾。

賦課事項として規定されているのは、金員の支払い (200条)、社会奉仕活動 (201条、202条)及び試験期間 (Probezeit)(203条) であり (209条 a 第1項)²²⁾、そのいずれかについて被疑者が同意する旨を明言することが必要である。

金員の支払いは、通知の送達後14日以内にしなければならないが、最高6ヶ月の分割払い或いは支払い猶予も認められる。金額は、240日分の日数罰金額に相当する額を超えてはならない(同条第2項)。

社会奉仕活動は、最長でも6ヶ月、1日当たり8時間、1週40時間、全体で240時間を超えてはならない(201条1項、202条1項)。検察官は、この使用を考える場合には、これを被疑者に命じる(201条4項)。社会奉仕活動の期間中、訴追は見合わせられるが、手続の打切りは、社会奉仕活動の履行後になる(209条 a 第3項)。 王冠証人が約束した社会奉仕活動をまだ完了していない段階で、王冠証人が犯人と指摘した者に対する刑事手続が既に確定的に終結したかまたは捜索されている者の逮捕により、その者の身柄拘束が終了したときには、仮に手続が打ち切られることはなく、社会奉仕活動の完了を待って行われることになる²³。

試験期間は、1年以上2年以下であり、王冠証人は、一定の遵守事項に従わな ければならず、保護観察官による保護観察に付される(いずれか一方の場合もあ る)(203条1項、2項)。試験期間は、訴追の終局的見送りの猶予期間を意味しない。 刑訴法209条 a によるダイバージョン手続の終了は、王冠証人により犯人として名 前の挙がった者に対する刑事手続の終了または捜索されている者の身柄拘束のため の措置の完了が重要な基準となる。この時点は、試験期間中に履行すべき賦課事項 の終了前のことがある。例えば、王冠証人の情報提供から程なくして捜索されてい る者が逮捕されたのに対し、王冠証人の受講する講習や研修がなお終了していない ような場合である。また、その逆、例えば、試験期間を超えて、捜索されている者 に対する手続が継続している場合がある。かくして、賦課事項の履行または保護観 察官の保護のための試験期間は、その期間、訴追が見合わせられるとはいえ、手続 の仮の打切りをもたらすわけではない。試験期間中で、賦課事項が完全には履行さ れていない場合に、王冠証人により犯人とされた者に対する手続が既に確定的に終 結しまたは捜索されている者の身柄拘束の措置がその逮捕により終了したときにも、 決して手続が仮に打ち切られることはなく、そのためには、賦課事項の履行及び試 験期間の満了が必要である 240。

王冠証人は、賦課事項を履行する義務と並んで、犯人として名を挙げた者に対す

る手続または捜索されている第三者の居場所の特定に際して、捜査機関と協力し、 そして、証言拒否権を行使することなく、証言義務を守る用意のある旨を表明しな ければならない²⁵⁾。

2 手続の仮の打切り

検察官の提案した賦課事項の履行後、例えば、過料額が支払われ、指定の期間内に社会奉仕活動が行われ、または指定の試験期間内に賦課事項が履行された場合に、捜査手続は、その後の訴追を留保して打ち切られる(209条 a 第 3 項)。ここで想定されているのは、検察官が訴追を仮に放棄する旨の表明である。

刑訴法 209 条 a 第 3 項に掲げられている賦課事項は、制裁類似の義務、したがって、過料の支払い、社会奉仕活動または遵守事項の履行を伴う試験期間の満了だけを指し、王冠証人の協力する旨の約束とは関係しない。

Ⅳ. 手続の続行・再開

1 賦課事項履行期間中の続行

賦課事項の履行期間中または試験期間中に王冠証人が賦課事項を全く履行しなかったり、不十分にしか履行しない場合、例えば、所定の金額に満たない金銭の支払い、社会奉仕活動の時間数不足やその他の賦課事項・遵守事項の無視の場合に、検察官は、訴追の申立てにより手続を続行することができる(205条2項1号及び2号の準用)²⁶。

また、賦課事項の履行のために認められた試験期間中に王冠証人の不行跡があった場合には、王冠証人に対する手続は、一定の留保の下、続行されうる。

2 仮の手続の打切り後の再開

仮に打ち切られた王冠証人に対する手続の再開は、次の場合に認められる。即ち、王冠証人が犯人として名を挙げた者に対する手続または指導的地位で活動をしている者の居所の探索への協力義務を果たさなかった場合(209条 a 第 4 項 1 号)または提供した情報が虚偽であったり、犯人の有罪に寄与できなかったり、犯罪組織での自身の指導的地位を隠蔽するためのものでしかなかった場合(同 2 号)である。

(1)協力義務違反

警察官、検察官または裁判所の前で供述する旨を表明し、或いは住居の捜索等に協力する旨、述べていた者がその約束を反故にすることがある。王冠証人が犯人として名を挙げた者または捜索されている指導的地位にある者に対する手続において証言拒否権を行使する場合には、協力義務に違反することになる。これは、王冠証人に対する手続の再開理由となる。

(2) 不十分な証拠の提供

不十分な証拠の提供といえるのは、次の場合である。即ち、提出された証拠書類、 情報が①虚偽であったり、②行為者の有罪に寄与することが出来なかったり、また

- は③犯罪組織での自身の指導的地位での活動の隠蔽にしか寄与しない場合である270。
- ①虚偽の証拠書類・情報 虚偽の証拠書類には、虚偽文書のほか、偽造・改ざんされた証拠書類も含まれる。虚偽の情報は、王冠証人が認識していたかどうかに関わりなく、事実に沿わない供述を意味する²⁸⁾。もっとも、王冠証人が犯人として名を挙げた者に対する手続または指導的地位にある者の居場所の特定にあたり初めて虚偽と分かる情報は、問題ない。王冠証人に対する手続の再開に必要なのは、提供された情報が誤っており、有益ではなかったことである。
- ②有罪判決への寄与の欠如 王冠証人がダイバージョン措置による手続の打切りを得るためには、犯人と名指しした者の重大な犯罪の解明を決定的に促進することが必要である。より具体的には、王冠証人の供述が有罪判決の基礎として利用され、有罪判決に寄与するのでなければならない²⁹⁾。刑訴法 209 条 a 第 4 項 2 号は、明文を以て、手続の再開理由として王冠証人の供述が犯人と名指しした者の有罪に寄与することができなかった場合を定めている。手続の続行のための要件は、その本質上、犯人と名指しされた者の犯罪を解明する上での王冠証人の協力の場合についてのみ明文を以て定められており、捜索されている者の探索についてはそうではない。以下、Schroll の所説に依りながら、有罪判決に寄与しなかった場合について分説する³⁰⁾。

まず、犯人と指摘された者に無罪判決が出た場合である。彼が無罪となる場合には、王冠証人は、その者の有罪判決に寄与したとはいえない。これは、王冠証人の 供述が説得力をもたないような場合である。

次に、王冠証人の供述に関わりなく有罪判決が出た場合である。王冠証人により 犯人と指摘された者が確かに有罪判決を受けたが、この有罪判決が王冠証人の供述 に依拠しない場合等である。つまり、王冠証人の供述が有罪判決において全く有益 でなかったり、虚偽であったような場合である。

以上とは逆に、王冠証人が犯人と指摘した者が有罪とならなかったにもかかわらず、王冠証人の手続が続行されない場合がある。例えば、その者が公訴時効の完成のため有罪判決を受けないような場合であり、この場合には、王冠証人に対する手続の再開は、考慮されない。また、その者に対する手続がダイバージョン措置を以て終了する場合も、刑訴法 209 条 a 第 1 項 1 号の意味での「犯罪の解明」と同視できるような、十分に解明された事実関係を顧慮している場合には、王冠証人に対する手続の再開理由とはならない。

③自身の指導的地位での活動の隠蔽 王冠証人が犯罪組織の構成員を犠牲にしてこの組織内での自身の指導的役割から目をそらさせようとする場合には、王冠証人から犯人として名指しされた者が有罪となったとしても、王冠証人は、自身の処罰を回避することはできない³¹¹。もっとも、この場合に、王冠証人に対する手続を再開するためには、王冠証人が犯罪組織で指導的地位にあったことの事実認定が必要である。指導的地位は、トップの地位にある者だけを意味するのではなく、独立した、大きな権限をもっているとか、一定の地域、犯罪領域で独立して行動する地位にある者も含まれる³²²。

さらに、王冠証人は、この指導的地位を隠蔽しなければならない。具体的には、 犯罪組織での自身の役割を意識的に低く評価し、取るに足らないものと思わせたり、 またはそもそもその構成員であることについて黙したり、否定するのでなければな らない。

3 手続再開理由の認定

(1) 判決による処理

王冠証人に対する手続の再開は、犯人として名指しされた者に対する手続を終結する裁判の送達から14日以内を限度とする。その裁判において、刑訴法209条a第4項1号または2号の要件が確認される。その限りにおいて、王冠証人により名を挙げられた者の犯罪の解明への寄与が念頭に置かれており、犯罪組織で指導的地位で活動している者の居場所の特定に対する貢献は想定されていない。

(2) 検察官による手続の終結

王冠証人に対する手続の再開は、検察官が王冠証人により犯人として名を挙げられた者に対する手続を訴追放棄を以て終結する場合にも認められる。即ち、209条 a 第 4 項は、仮に打ち切られた手続の再開の最終期限のみを規定するに過ぎない。したがって、手続の続行は、検察官が刑訴法 209条 a 第 4 項 1 号または 2 号に掲げられた事由を存在すると認める場合にも可能である。この場合に、14 日の期間は、犯人として名を挙げられた者に対する訴追の放棄または公訴の取消しから起算する 33)。

(3) 捜索されている者の居場所の特定

王冠証人の供述に基づき開始される、犯罪組織において指導的活動をしている者に対する捜索処分の場合に、最終状況について明文規定はない。まず、王冠証人の供述の証拠価値の審理が行われる裁判所の決定の意味での手続を終結させる裁判は、法律に規定されていない。この法律の間隙は、刑訴法 209 条 a 第 4 項に定められた、王冠証人に対する手続の再開理由と最終期限に関する規範を、この捜索のケースに準用することによって埋めることができる 340。これにより仮に打ち切られる王冠証人の手続の続行は、指導的地位で活動をしている者の捜索が失敗のため打ち切られた時から、または、王冠証人の情報が逮捕に貢献することなく、その者が逮捕のために拘束された時から 14 日以内である。これに対して、王冠証人の協力による被捜索者の拘束が、例えば、滞在国が許容しないなどの法的理由から、または、例えば、捜索されている者の精神上の理由で移送できないなどの事実上の理由から可能でない場合には、王冠証人の手続の再開理由は存在しない。

4 検察官の措置

王冠証人に対する手続は、検察官が新たな捜査処分、特に尋問を実施したり、公訴 提起によって再開される。

Ⅴ. 訴追の最終的打切り――訴追放棄の最終期限

検察官が王冠証人に対する訴追をいつの時点で、最終的に取り下げなければならないか或いはその手続をどれぐらいの期間、仮に打切っておくことができるのかについて法律に明文の規定はない。最終的な訴追放棄の時点は、明文の規定を欠くため、訴追の再開に関する基準に依拠することになる³⁵⁾。手続の再開の最終時点から、それに対応する最終的な手続終結の要請を推論することができる。

手続の続行の基準が存在しない場合、犯人として名を挙げられた者に対する手続が確定的に終了しまたは捜索されている者の拘束処分がその逮捕により終了しそして賦課事項が完全に履行された場合に、検察官は、王冠証人に対する手続を最終的に打ち切らなければならない³⁶⁾。

1 通常の手続

(1) 判決による処理

王冠証人により犯人として名指しされた者に対する手続が判決を以て確定的に終了し、そして刑訴法 209 条 a 第 4 項 1 号または 2 号に掲げられた事由の一つに該当する場合に、検察官は、王冠証人に対する手続の続行に対する具体的な措置をとるにあたり、14 日の猶予期間がある。この期間を過ぎると訴追の最終的な打切りを公表しなければならない。

反対に、王冠証人により犯人として名を挙げられた者が王冠証人の協力の甲斐 あってに有罪となる場合には、この裁判の確定を以て王冠証人に対する手続は、最 終的に打ち切られなければならない。

(2) 検察官による手続の終結

王冠証人の提供した情報に基づき開始された、犯人として名を挙げられた者に対する手続は、手続の打切り (190条以下)を以て終了する場合の規定は置かれていない。同じことは、検察官が公判または中間手続において公訴の取消しを行う場合にも当てはまる。

この場合において、刑訴法 209 条 a 第 4 項 1 号または 2 号に掲げられた事由が認められるときに、検察官は、仮に打ち切った手続を再開することが可能であることは、刑訴法 209 条 a 第 4 項の定める最終期限から導き出すことができる³⁷⁾。

反対に、検察官が王冠証人により犯人として名を挙げられた者に対する手続の 終了後14日以内に王冠証人の手続を再開する、具体的な措置をとらない場合には、 その手続は最終的に打ち切られなければならない。

(3) 捜索されている者の居場所の特定

さらに、上述したように、犯罪組織で指導的地位で活動をしている者に対する捜索処分の場合に、最終段階について全く規定がなく、裁判所の決定の意味での手続を終結させる裁判についての規定はない。この法律の間隙は、刑訴法 209 条 a 第 4 項に定められた、捜索に対する再開の最終時点の規範を転用することで埋めること

ができる。これによれば、仮に打ち切られた手続の続行は、王冠証人の情報が寄与することなく、その者の捜索が失敗したため打ち切られた時点かまたは当該人物が逮捕された時点から 14 日以内に許されるであろう 38)。

反対に、王冠証人の供述が捜索の成功をもたらし、または少なくとも役に立った ため捜索されている者の逮捕に至る場合には、王冠証人に対して実施された手続は、 最終的に打ち切られる。

2 例外的な手続

王冠証人の協力により、犯人として名を挙げられた者に有罪判決が言い渡され、または捜索されている者が逮捕されることにより手続が終結する場合に、特別のケースがある。即ち、この時点において、制裁類似の賦課事項の履行のために王冠証人に認められた期限または試験期間が未だ満了していない場合である。この場合には、最終的な手続の打切りは、この期間の満了と賦課事項の履行を以てはじめて行うことができる³⁹。

Ⅵ. 権利保護官の関与

2011年1月1日施行の改正法により、刑訴法 209条a及び 209条bの新設と併せて導入された権利保護官 (Rechtsschutzbeauftragte) は、王冠証人に対する手続の打切り等に関与する。

より具体的には、刑訴法 209 条 a 第 3 項による仮の手続の打切り及び第 4 項による手続の再開は、権利保護官にその理由を付して通知しなければならない。権利保護官は、仮に手続が打ち切られた場合に手続の続行を要望したり、仮に打ち切られた手続が続行される場合にその打切りを要望する権限が認められる。これにより、王冠証人に対するダイバージョン措置に関し、一定のコントロールの可能性が与えられる。もっとも、刑訴法 209 条 a 第 1 項及び 3 項による検察官の判断の便宜的性格に変わりはない。

権利保護官の要望に関する審査手続を如何に実施するかについての明文規定はない。また、手続の続行の申立ての期限について明文規定はない。しかし、この申立ては、仮に打ち切られた手続の続行にしか関係しないので、検察官が最終的な手続の打切りを表明した場合には、問題とならない⁴⁰。

また、検察官により再開された手続の打切に対して権利保護官が申立てをする場合の方式、提起期間等については、規定がない。

おわりに

以上、オーストリアの王冠証人規定のうち、刑訴法 209 条 a の定める王冠証人制度の内容とその手続について紹介した。同制度は、被疑者が他人の重大な犯罪の解明に決定的な寄与をしたとき、より具体的には有罪判決をもたらしたときかまたは犯罪組織において指導的な地位にある者の居場所の特定に決定的な寄与をしたときに、被疑者に、金員の支払い、社会奉仕活動或いは試験観察という賦課事項を課し、その履行を待って手続を打ち切るという制度である。王冠証人の制度とダイバージョン措置を結びつけた特色ある制度である。被疑者が他人の重大な犯罪の解明に重要な寄与をしたからといって、被疑者本人を不処罰にするのは望ましくないとう国民の法感情を考慮したものであろうが、実に興味深い制度である。残念に思われるのは、この制度の運用の現状と効果についていまだ見るべき研究成果は公表されていないことである。この面の研究が行われ、公開されることが期待される。

また、この規定は、2016年12月31日を以て失効することになっており、その期限が撤廃され、継続して運用されることになるのかどうか、立法の動向を注視していく必要があろう。

なお、前述したように、オーストリアの王冠証人規定としては、本稿で検討した 刑訴法 209 条 a の他に、刑法 41 条 a の王冠証人規定がある。今後、この規定に基 づく王冠証人制度についても検討を進める予定である。

注

- 1) BGBl I 1997/105.
- 2) BGBl I 2001/130.
- 3) BGBl I 2010/108.
- 4) 邦語の文献としては、下記の Schwaighofer の論文の内容を紹介した、拙稿「オーストリアの王冠証人立法――Schwaighofer の所説を中心に」創価法学 45 巻 3 号 63 頁がある。オーストリアの文献で、注釈書、教科書以外のものとしては、次のものがある。Bogensberger, Täterkooperation und deren Belohnung im Strafrecht in Thanner/Soyer/Hölzl (Hrsg), Kronzeugenprogramme, 2009, 111; Geyer/Amann/Soyer, Kronzeugenregelungen im Strafrecht -Entwicklungen, Chancen und Gefahren im nationalen und internationalen Kontext in Thanner/Soyer/Hölzl (Hrsg), Kronzeugenprogramme, 2009, 129; Paulitsch, Die Saulus-zu-Paulus-Wandlung ein Ausblick auf die große Kronzeugenregelung im Strafverfahren ab 2011, Österreichische Juristen-Zeitung (ÖJZ) 2010, 1092; Reindl-Krauskopf, Neues Antikorruptionsstrafrecht: Alles neu alles gut? in Mayer-FS, 2011, 613; Schwaighofer, Zum Aussageverweigerungsecht wegen Gefahr der Selbstbelastung durch § 157 Abs 1 Z 1 StPO und den Konsequenzen der Verweigerung, Österreichische Richterzeitung (RZ) 2012, 54; Schwaighofer, Die neue Kronzeugenregelung effizientes Aufklärungsinstrument oder Kapitulation des

Rechtsstaats? in 39. Ottensteiner Fortbildungsseminar, 2011, 5; Haudum, Kronzeugen im Straf- und Kartellrecht, 2013.

なお、本稿は、Schroll, in Fuchs/Ratz (Hrsg.), Wiener Kommentar zur Strafprozessordnung, 2015, §209 a, 2015 による所が多い。

5) 因みに、刑訴法第10編(190条乃至197条)に、捜査手続の打切、停止及び続行に関する規定が置かれ、第11編(198条乃至209条b)に、被疑者等に一定の賦課事項を課した上、手続を打ち切るダイバージョンに関する規定が置かれている。このうち、198条から209条までは、一般のダイバージョン措置に関する規定であり、209条aと209条bは、本文で説明した特定の目的のためのダイバージョン措置に関する規定である。

なお、200条は、手続の打切りに当たり課される金員の支払い、201条及び202条は社会奉仕活動、203条は試験期間に関する規定である。205条は、賦課事項の履行後に手続が最終的に打ち切られた後に手続を再開する場合の規定である。206条は被害者の権利、207条は被疑者の教示を受ける権利、208条はダイバージョン措置に関する一般規定、209条は手続の打切り、公訴の取消しに関する一般規定である。

- 6) 198条1項1号は金員の支払い、2号は社会奉仕活動、3号は試験期間を定めている。
- 7) 198 条 2 項 3 号は、被害者を死亡させた罪を定めている。
- 8) 200条2項は、支払うべき金員は、180日分の日数罰金額に相当する額を超えてはならない旨を定める。
- 9) 団体責任法 (Verbandsverantwortlichkeitsgesetz) は、犯罪に対して団体が責任を負い、 制裁が課される要件及び団体の責任を確定し、制裁を課す手続について定めて いる (同法 1 条)。
- 10) 本章は、主に、Haudum, a. a. O., S.125 ff に依っている。
- 11) Flora, in Wiener Kommentar zum Strafgesetzbuch, 2. Aufl., 2013, § 41a Rz 1. なお、ドイツでは、王冠証人制度の対象犯罪を特定のものに限定する場合を「小王冠証人規定」といい、特に犯罪の種類等を限定しない場合を「大王冠証人規定」と呼ぶのが一般的である。この基準によれば、オーストリア刑法 41 条 a も「大王冠証人規定」と呼ぶことになる。
- 12) 成立の重要な要因の一つは、王冠証人立法に対する国際的圧力が次第に強まったためである。Transparency International は、かなり以前からオーストリアの汚職対策の顕著な不十分さを指摘し、対応策として王冠証人規定の導入を促してきた。汚職対策のための国際条約37条により、加盟国は、王冠証人規定の規範化を考慮することになっており、汚職に関する欧州評議会刑法協定22条は、加盟国に、王冠証人に十分な保護を提供することを義務づけている。次の文献に詳しい。Haudum, a. a. O., S.127; Schwaighofer, a. a. O., S.7.
- 13) Erläuternde Bemerkungen zur Regierungsvorlage(EBRV) zum strafrechtliches Kompetenzpaket(sKp) BGBl I 2010/108, 918 Beilage zu den stenographischen Protokollen des Nationalrates(BlgNR) 24. Gesetzgebungsperiode(GP), 1, 3 und 10 f.

- 14) Bertel/Venier, StPO, § 209 a RZ 2 は、209条 a による措置を王冠証人が自身の犯罪について供述するに過ぎない場合にも認めようとする。この見解は、明文に反するとして批判されている。例えば次の文献参照。Maleczky, Strafrecht Allgemeiner Teil II, S. 31; Medigovic/Reindl-Krauskopf, Strafrecht AT II, S. 197; Erläuternde Bemerkungen zur Regierungsvorlage(EBRV) zum strafrechtliches Kompetenzpaket BGBl I 2010/108(sKp), 918 Beilage zu den stenographischen Protokollen des Nationalrates(BlgNR) 24. Gesetzgebungsperiode(GP), 3, 12 ff.
- 15) Schwaighofer, a. a. O., S. 14.
- 16) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 12.
- 17) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 17.
- 18) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 19.
- 19) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 23.
- 20) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 24.
- 21) Fabrizy, Strafprozessordnung, 11. Aufl., 2011, § 209 a Rz 7
- 22) 一般のダイバージョン措置では、賦課事項として和解 (Tatausgleich) が認められているが (198条1項4号)、209条 a の王冠証人制度では、これは除外されている。
- 23) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 36. なお、これとは異なり、検察官の社会奉仕活動の命令に対し被疑者がこれを履行することを明言すれば、仮に手続は打ち切られるとする見解もある。例えば次の文献参照。Erläuternde Bemerkungen zur Regierungsvorlage(EBRV) zum strafrechtliches Kompetenzpaket BGBl I 2010/108(sKp), 918 Beilage zu den stenographischen Protokollen des Nationalrates(BlgNR) 24. Gesetzgebungsperiode(GP), 13; Schwaighofer, a. a. O., S. 19; Haudum, a. a. O., S.154.
- 24) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 38.
- 25) Schwaighofer, a. a. O., S. 20.
- 26) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 50.
- 27) Leitner, in Schmölzer/Mühlbacher, StPO 1, 2012, § 209 a Rz 36.
- 28) Leitner, a. a. O., § 209 a Rz 64.
- 29) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 59.
- 30) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 61.
- 31) Leitner, a. a. O., § 209 a Rz 70.
- 32) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 66.
- 33) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 69.
- 34) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 74.
- 35) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 79.
- 36) Leitner, a. a. O., § 209 a Rz 77.
- 37) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 80.
- 38) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 86.

池田秀彦 オーストリアの王冠証人立法研究序説

- 39) Leitner, a. a. O., § 209 a Rz 79.
- 40) Leitner, a. a. O., § 209 a Rz 58.

本稿は、JSPS 科研費・基盤研究 (C)(課題番号 16K03377) による研究成果の一部である。

活動日誌「平成27年度]

平成27年4月28日 (火) 16時30分~18時

創価大学の本部棟10階第4会議室において、平成27年度通信教育部学会総会を開催した。

平成27年8月16日 (火) 19時~20時30分

創価大学の本部棟 M401 教室において夏期スクーリング恒例の講演会を開催した。本年は『21世紀への対話』発刊40周年記念として、講師に松岡資氏(聖教新聞社編集主幹)を招き、「トインビー対談から世界へ向けての創立者の歩み―取材同行記者からの視点―」と題して講演をいただいた。

平成27年12月22日 (火) 13時30分~15時

創価大学の本部棟10階第4会議室において、通信教育部学会第7回定例研究会を開催した。「社会的企業の支援に関する考察」のテーマで、木村富美子教授が報告した。

平成28年2月23日 (火) 13時30分~15時

創価大学の本部棟10階第4会議室において、通信教育部学会第8回定例研究会を 開催した。「牧口常三郎先生の「郷民、国民、世界民」思想について」のテーマで、 高橋強教授が報告した。

平成28年3月16日(水)

『通信教育部論集』第18号を「尾熊治郎教授退職記念号」として発刊した。今号より電子ジャーナルとなった。

創価大学通信教育部学会規約

(平成10年4月1日 制定) 改正 平成22年5月26日

- 第1条 本会は、創価大学通信教育部学会と称し、事務局を創価大学通信教育部共同研究 室におく。
- 第2条 本会は、本学の建学の理念に基づき、広く学術の研究と通信教育に関する調査・研究を通じて、教育・文化・平和の向上発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、目的の達成のために、つぎの事業を行う。
 - 1 通信教育に関する研究
 - 2 広く人文社会科学系統の学問の研究
 - 3 機関誌『通信教育部論集』の発行
 - 4 研究会および講演会の開催
 - 5 その他適切な事業
- 第4条 本会は、つぎの会員をもって構成する。
 - 1 正会員 本学通信教育部専任教員
 - 2 準会員 本学通信教育部の講義を担当する本学の専任・非常勤の教員で 本会に入会を希望し総会で承認された教員
 - 3 学生会員 入会を希望し所定の手続を経た通信教育部生
 - 4 卒業生会員 入会を希望し所定の手続を経た本学通信教育部卒業生
 - 5 賛助会員 本会の目的に賛同し、総会の承認を得た者
 - 6 名誉会員 本会に名誉会員をおくことができる。
- 第5条 会員は、本会の機関誌その他の刊行物の配布を受け、また各種の会合に出席する ことができる。
- 第6条 会員は、所定の会費を納めなければならない。
- 第7条 総会は、毎年1回これを開く。ただし必要があるときは、臨時に開くことができる。
- 第8条 総会は、正会員をもって構成する。総会は会長が召集し、正会員の過半数の出席 によって成立し、議決は出席会員の過半数による。
- 第9条 本会につぎの役員を置く。
 - 1 会 長 1名
 - 2 委員 若干名
 - 3 監 査 1名
 - 2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし会計および監査については、再 任を認めない。
- 第10条 会長は、本会の会務を統括し、本会を代表する。
 - 2 会長は、通信教育部長とする。

創価大学通信教育学会規約

- 第11条 委員は、委員会を構成し、会計、編集、庶務などの本会の運営にあたる。
 - 2 委員は、総会において正会員のなかから互選される。
 - 3 委員会は、会長が召集し、議長となる。
- 第12条 監査は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
 - 2 監査は、総会において互選される。
- 第13条 委員会は、毎年度の事業計画および実績報告書、並びに予算書および決算書を総会 に提出して、その承認を得なければならない。
- 第14条 本会の経費は、会費、大学の補助金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第15条 本規約の改廃は、総会の議決による。

(附 則)

- 第1条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 第2条 本規約は、平成10年4月1日より実施する。
- 第3条 本会の会費は、つぎのとおりとする。
 - 1 正会員 年額 6,000 円
 - 2 準会員 年額 6,000 円
 - 3 学生会員 年額1.000円(入学時に4年分一括納入とする)
 - 4 卒業生会員 年額1,000円
 - 5 賛助会員 年額 6,000 円
 - 6 名誉会員 会費を免除する。

創価大学通信教育部学会会員一覧

正会員

花見 常幸 本学通信教育部長・法学部教授・会長

高橋 強 本学通信教育部副部長・文学部教授

平井 康章 本学通信教育部副部長・教育学部准教授

木村 富美子 本学通信教育部教授·会計 有里 典三 本学通信教育部教授·監査

山本 忠行 本学通信教育部教授·企画委員

坂本 幹雄 本学通信教育部教授·編集委員

劉 継生 本学通信教育部教授・編集委員

柴田 博文 本学通信教育部准教授

加納 直幸 本学通信教育部准教授・企画委員

山崎 勝 本学通信教育部准教授·会計

堂前 豊 本学通信教育部准教授・企画委員

黄 國光 本学通信教育部専任講師・庶務委員

開沼 正 本学通信教育部専任講師・庶務委員

石野 日出夫 本学通信教育部専任講師

福島 良樹 本学通信教育部専任講師

山本 誠一 本学通信教育部専任講師

青木 正 本学通信教育部専任講師

清水 研一郎 本学通信教育部専任講師

清水 百合香 本学通信教育部専任講師

準会員

浅山 龍一 本学文学部教授

池田 秀彦 本学法学部教授

石神 豊 本学文学部教授

尹 龍澤 本学法科大学院教授

岡部 史信 本学法学部教授

黒木 松男 本学法科大学院教授

佐瀬 恵子 本学法科大学院准教授

島田 新一郎 本学法科大学院教授

寺林 民子 本学教職大学院准教授

長島 明純 本学教職大学院教授

西浦 昭雄 本学学士課程教育機構教授

宮川 真一 本学通信教育部講師

山崎 達也 本学通信教育部講師

吉川 成司 本学教職大学院教授

名誉会員

岸野 文雄 本学名誉教授 佐瀬 一男 本学名誉教授 尾熊 治郎 本学名誉教授

講演

松岡 資 聖教新聞社編集主幹

本号執筆者紹介(専攻)

木村 富美子 環境経済学

山本 忠行 日本語教育・言語政策 坂本 幹雄 経済学・経済思想史池田 秀彦 刑事訴訟法

通信教育部論集 第19号

2016年8月7日 発行

発行者 創価大学通信教育部学会(会長 花見常幸) 〒192-8577 東京都八王子市丹木町1-236

0 The Academic Association of the Division of Correspondence Education, Soka University 2016 ISSN 1344-2511